平成30年11月1日発行（奇数月1日発行）2018 Vol.43 No.6 ISSN 1342-4351

広島県薬剤師会誌

2018
隔月発行
11
No.278

第38回 広島県薬剤師会学術大会に参加を

〈巻頭特集〉会営「二葉の里薬局」2018年9月1日始動しました!!

公益社団法人
広島県薬剤師会

第38回 広島県薬剤師会学術大会に参加を

広島県薬剤師会では、第38回の学術大会を「二葉の里から新たな時代に向けて」をテーマとし次の要領にて開催いたします。お誘い合わせの上、多数ご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

会　　期　平成30年11月18日（日）10：00～17：00（予定）

会　　場　広島県薬剤師会館
〒732-0057　広島市東区二葉の里３-２-１

主　　催　公益社団法人広島県薬剤師会

参 加 費　予約2,000円
当日3,000円　　学生（社会人を除く）は無料
※参加申し込みは、綴じ込みの振替用紙をご利用ください。
〈予約登録の〆切は11月9日（金）まで〉

基調講演　**「広島県が目指す医療連携について」**
講師：広島県健康福祉局　田中　剛　局長（90分）

シンポジウム　**テーマ「新たな時代の医療連携」**（120分）

シンポジスト　医師・歯科医師・病院薬剤師・薬局薬剤師

会員発表　会員発表

機器展示

問い合わせ先：〒732-0057　広島市東区二葉の里3-2-1
公益社団法人広島県薬剤師会
第38回広島県薬剤師会学術大会実行委員会
TEL：082-262-8931（代）　FAX：082-567-6066
E-mail：yakujimu@hiroyaku.or.jp

＊日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度実施要領により、当大会参加者に４単位の受講シール申請中です。
＊研修シールは、大会開始までに受付をされた方に、大会終了時にお渡しいたします。

広島県薬剤師会誌目次　No.278

第38回広島県薬剤師会学術大会に参加を	2
〈巻頭特集〉会営「二葉の里薬局」2018年９月１日始動しました!!	4
平成30年度ヒロシマ薬剤師研修会	6
第63回中国地区学校保健研究協議大会	7
広島県薬剤師会館完成披露式	8
ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座・継続研修	9
県庁インターンシップにおける施設実習	10
平成30年度広島県四師会役員連絡協議会	11
平成30年度あいサポートリーダー（講師）養成研修	12
復職支援研修会	14
平成30年度第２回「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」役員会	15
第１回広島PhDLS研修会（インストラクターコース）	16
第２回広島PhDLS研修会（プロバイダーコース）	17
日本生薬学会第65回年会	18
認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ 第51回薬学教育者ワークショップ中国･四国 in 岡山	19
ピンクリボンdeカープ	20
第51回日本薬剤師会学術大会	21
モバイルファーマシーサミット	27
平成30年度第２回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会	28
健康寿命延伸研修会報告～薬局でできるメタボリックシンドローム予防について～	29
平成30年度薬物依存症支援者スキルアップ研修	31
平成30年度薬剤師認知症対応力向上研修	32
福利厚生 指定店一覧／広島県立美術館「団体割引会員」について	34
県薬だより　県薬より各地域･職域薬剤師会への発簡　常務理事会議事要旨　県薬日誌　行事予定	37
行政だより	64
地域薬剤師会だより	79
諸団体だより	82
研修だより	86
薬事情報センターのページ	100
お薬相談電話事例集 No.114	103
安全性情報 No.356・357	104
ひろしま桔梗研修会	105
薬剤師の休日	108
薬局紹介㊸	111
書籍等の紹介／告知板	112
保険薬局ニュース	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

表紙写真　**オケラ（キク科）**

日本にはオケラが自生し根を白朮として薬用にしてきました。中世に中国からホソバオケラが移入され蒼朮として栽培されます。水の代謝をよくすることで健胃、鎮痛、消腫などに用いられます。配剤される漢方薬に六君子湯、当帰芍薬散、五苓散などがあります。

写真解説：吉本　悟先生（安芸薬剤師会）　撮影場所：北広島町・雲月山

第38回 広島県薬剤師会学術大会に参加を

広島県薬剤師会では、第38回の学術大会を「二葉の里から新たな時代に向けて」をテーマとし次の要領にて開催いたします。お誘い合わせの上、多数ご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

会　　期　：　平成30年11月18日（日）　10：00～17：00（予定）
会　　場　：　広島県薬剤師会館
　　〒732-0057　広島市東区二葉の里３－２－１
主　　催　：　公益社団法人　広島県薬剤師会
参 加 費　：　予約2,000円
　　当日3,000円　学生（社会人を除く）は無料
　　＊参加申し込みは、綴じ込みの振替用紙をご利用ください。
　　（予約登録のメ切りは11月９日（金）まで）
基調講演　：「広島県が目指す医療連携について」
　　講師：広島県健康福祉局　　田中　剛　局長
シンポジウム　：　テーマ「新たな時代の医療連携」
シンポジスト　：　医師・歯科医師・病院薬剤師・薬局薬剤師
会員発表　：　会員発表
機器展示

問い合わせ先：〒732-0057　広島市東区二葉の里３－２－１
　　公益社団法人　広島県薬剤師会　第38回広島県薬剤師会学術大会実行委員会
　　TEL：082-262-8931（代）　FAX：082-567-6066
　　E-mail：yakujimu@hiroyaku.or.jp

＊日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度実施要領により、当大会参加者に４単位の受講シール申請中です。
＊研修シールは、大会開始までに受付をされた方に、大会終了時にお渡しいたします。

プ ロ グ ラ ム

（敬称略）

司　会　　常務理事　　柚 木 り さ

受 付 開 始　９：30
開 会 の 辞　10：00　　副会長　　野 村 祐 仁
薬剤師綱領唱和
挨　　拶　　会　　長　　豊 見 雅 文
口 頭 発 表　10：10～12：30（発表10分＋質疑３分）

座　長　　副会長　松 尾 裕 彰

１．検体測定事業（HbA１c）の生活習慣改善、糖尿病予防に対する有用性について
　　安田女子大学　薬学部　　濱 砂 恵理香
２．薬剤師を対象とした「肥満・アルコール代謝関連遺伝子検査セミナー」を
　　活用した「健康フェア」について
　　広島市薬剤師会　　龍　　春 花
３．一般市民を対象とした肥満・アルコール代謝関連遺伝子検査を
　　活用した「健康フェア」の実施
　　広島市薬剤師会　　幾 田 美 紀

4．学校教育にとり入れた多職種協同における認知症サポーター養成講座による効果
東広島薬剤師会　中島啓介

座長　副会長　谷川正之

5．臭わない介護－臥位排泄装置の提案
安佐薬剤師会　荒川正人

6．改訂薬学教育モデル・コアカリキュラム対応実務実習における
「薬局間の連携による代表的疾患の学習方法」の検討トライアル
福山市薬剤師会　井上真

7．改訂薬学教育モデル・コアカリキュラム実務実習で使用する
ルーブリック評価表の試用
福山大学　薬学部　木平孝高

座長　副会長　青野拓郎

8．病院薬剤師の業務負担軽減を目的としたパートナー制度の導入
広島佐伯薬剤師会　荒川隆之

9．平成30年７月豪雨災害における薬事情報センターの対応について
広島県薬剤師会　薬事情報センター　水島美代子

10．平成30年７月豪雨災害での薬剤師会と学校薬剤師部会の活動について
（広島県薬剤師会報告）
広島県薬剤師会　常務理事　竹本貴明

昼　　食　12：30～13：30

シンポジウム　13：30～17：00

テーマ「新たな時代の医療連携」

座長　会長　豊見雅文
専務理事　村上信行

基調講演　13：30～15：00
「広島県が目指す医療連携について」
広島県健康福祉局長　田中剛

講　　演　15：10～16：30
「HM ネットを活用した医療連携」
一般社団法人　広島県医師会　常任理事　藤井康史
「歯科医療における医療連携
―フレイル予防のための新概念「オーラルフレイル」―」
一般社団法人　広島県歯科医師会　副会長　小島隆
「新たな時代の医療連携において必要とされる病院薬剤師となるために」
一般社団法人　広島県病院薬剤師会　理事　荒川隆之
「HM ネットを利用した医療連携　調剤情報の共有」
公益社団法人　広島県薬剤師会　常務理事　豊見敦

総合討論　16：30～17：00

閉　　会　17：00　副会長　野村祐仁

巻頭特集　会営「二葉の里薬局」2018年9月1日　始動しました!!

薬事情報センター長　**水島　美代子**

はじめまして

薬事情報センターの水島と申します。新会館発足と共に、二葉の里にやって参りました。
この度、二葉の里にて産声を上げました会営「二葉の里薬局」をご紹介させていただきます。

まずは、広島県薬剤師会　豊見雅文会長に、会営薬局への期待を語ってもらいました。

多くの「かかりつけ薬剤師」が活躍する社会を実現していきたい

会長　**豊見　雅文**

超高齢社会を迎え、医療・介護供給体制の充実、疾病予防・健康づくり等、有機的な制度改革が進められております。まさに、薬局は門前からかかりつけへ、そして地域へという「患者のための薬局ビジョン」にそった改革が求められています。この度、広島県薬剤師会館は、薬剤師の仕事をさまざまな角度からサポートし、役立つ情報を提供することで、個々が目指す職能向上に貢献する機能充実をコンセプトとして開館しました。

会営「二葉の里薬局」には附属設備として、安全キャビネット等の設備を備えた無菌調剤室を設置しました。その大きな目的は、“薬剤師の研究環境の整備”にあります。「薬剤師会が運営する薬局ならば、すべてのことができないといけない。環境を整え、知識・技術の習得につなげよう」という思いから生まれたものです。この薬局自体、営利事業としては成り立つものではないでしょう。あくまで、会員である薬剤師の職能向上の場として活用していければと考えています。

そして、私たち薬剤師にも在宅医療への対応が求められています。地域包括ケアにおいて重要な役割を担う「かかりつけ薬剤師・薬局」ですが、いま患者さんのお宅を訪問して在宅医療に取り組んでいる薬局は全体の3分の1程度です。しかも、1薬局が担当する在宅の患者は数名程度という状況です。

そこで、「二葉の里薬局」を、会員薬剤師を対象とした“在宅訪問の実務研修の場”としても活用したいと考えています。訪問診療などの後に、処方箋に基づく薬を在宅訪問して届け、その際に服用したかどうかの確認や管理、指導等のノウハウを身に付け、在宅医療に経験ある薬剤師を増やしていく拠点にすることを計画しています。

ホール等で行う研修や講演は、いわゆる座学。これと並行して、実践の場である会営薬局をうまく機能させ、新しい薬剤師会館として、将来を見据えた役割～多くの「かかりつけ薬剤師」が活躍する社会～を、実現していきたいと思っております。

薬局の特徴

■ 薬局の業態	保険調剤、OTC 販売、高度管理医療機器販売・貸与 ※観光パワースポットなので、時に、道案内も頼まれます？！ http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1228202251333/files/1679_001.pdf
■ 薬局の設備	• レセプトコンピュータ・電子薬歴：三菱メルフィン • 調剤機器：湯山製作所の分包機等 • 調剤画像記録システム • 無菌調剤室、及び Biological safety cabinet：日科ミクロン 主に研修目的での使用を計画しております。加えて、今後は、共同利用のための整備も検討して参ります。 無菌研修室 無菌調剤室入口 無菌調剤室 ※隣接する研修室からは、ガラス越しに無菌調剤の様子を見ることができます。
■ 災害時の支援	モバイルファーマシー搭載用の薬剤を備蓄
■ 薬事情報センターとの連携	「薬局に必要な情報とは何か」を現場感覚で考え、情報収集、発信、研修企画に活かします。

■ 開局曜日・開局時間　※年中無休です
月曜日～金曜日 9 ：00～18：00、土曜日 9 ：00～17：30、日曜日・祝日 9 ：00～15：00
※隣接する広島県歯科医師会館内にある歯科診療施設の休日診療にも対応します。
※会員の先生方の多大なるご支援・ご協力の下、本体制を維持・運営しております。

二葉の里薬局が目指す姿

地域を支える薬剤師を応援します 県民の健康をサポートする薬局を目指します

管理薬剤師　**三浦　常代**

会営二葉の里薬局は、先にご紹介のように、広い調剤室と立派な設備、そして、薬事情報センターと連携した会営薬局です。

地域で活躍される皆様が、「かかりつけ薬局・薬剤師」として、地域で暮らす患者本位の医薬分業の実現に取り組み、地域包括ケアシステムの中で、服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導などの機能を果たす、そして、在宅医療提供拠点薬局として機能を果たせるようにするために、会営薬局としてどんな支援ができるかを考えております。

「患者のための薬局ビジョン」に掲げる電子システム等 ICT 環境、医師への服薬情報文書提供、多職種連携等を気軽に相談、体験できる薬局にしていきたいと思っております。その実現に向け、薬局運営と共に、順次、各種研修や情報発信等の支援体制構築の準備を始めました。皆様と一緒に考え、育っていきたいと存じます。今後とも、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

■ 連絡先
住　　所　〒732-0057　広島市東区二葉の里 3－2－1
電　　話　Tel：082-567-6077　Fax：082-567-6088
ホームページ　http://www.hiroyaku.or.jp/futabanosato/index.html

平成30年度 ヒロシマ薬剤師研修会

広島大学大学院医歯薬保健学研究科　**森岡　徳光**

日　時：平成30年７月22日（日）
場　所：広島大学霞キャンパス　広仁会館

記録的な猛暑が続く中、この日も太陽が燦々と照りつけ広島特有の非常に蒸し暑い一日となりました。日曜日の午後というご多忙な日時にもかかわらず、薬剤師の先生方や学生を合わせ約90名の方にご参加いただきました。

広島大学薬学部薬学部長の高野幹久先生のご挨拶で会が始まりました。講演Ⅰは、大分大学医学部附属病院副病院長、医学部教授、薬剤部長の伊東弘樹先生に「薬剤師の専門性を活かした地域連携　～患者のための薬物療法を目指して～」（座長：広島大学病院教授・薬剤部長　松尾裕彰先生）というタイトルでお話いただきました。伊東先生からはまず薬剤師としてのスキルアップの大切さをお話いただきました。薬剤師に求められるスキルは年々その要求度が上昇していると思われます。すなわち、患者に対する薬物療法にどれだけ貢献できるかということを念頭に、薬剤師として常に自らのスキルアップを志向しつづけることが重要であると述べられました。医療人としての責任感と覚悟を持つと共に、まずはジェネラリストを目指して取り組み、そして得意・専門分野を確立することでスペシャリストを目指していくことが、薬剤師として活躍する上で非常に重要であることを丁寧にご説明いただきました。学生諸君や若手薬剤師の先生方にとっては、今後のキャリアを思索する上で非常に示唆に富んだお話であったかと思われます。また大分大学医学部附属病院薬剤部における地域連携についてもお話がありました。同院では物忘れ外来に薬剤師を配置して服薬指導を行っており、さらに地域薬局との連携を行うことで服薬アドヒアランスが向上した実績が紹介されました。その他、薬剤管理や残薬のチェックだけではなく、処方箋への検査値やレジメンの記載を通して地域薬局と様々な情報を共有することのメリットをご紹介くださいました。

講演Ⅱでは国立研究開発法人国立がん研究センター研究所がん患者病態生理研究分野・分野長の上園保仁先生に「抗がん剤の副作用を軽減させる漢方薬　－基礎・臨床研究に支えられた科学エビデンスに基づく適切な処方選択－」（座長：森岡徳光）というタイトルでお話いただきました。平成28年12月に改正がん対策基本法が施行され、がんとの共生や支持療法を通してがん患者に寄り添う治療が重要視されています。その中で日本独自に発展してきた漢方薬のがん支持療法への応用を目指し、先生が取り組まれている基礎・臨床研究の成果をご紹介いただきました。がんの進行に伴って現れる悪液質では食欲不振が問題となりますが、これには食欲増進作用を有するホルモンであるグレリンの作用低下（抵抗性の増加）が関与しているとされています。ご講演では、悪液質での食欲不振に対して六君子湯が有効である可能性について紹介され、含有生薬である蒼朮に含まれるアトラクチロジンがグレリン受容体の感受性を高めることで抵抗性を改善するとともに、その他の含有生薬である茯苓、陳皮、生姜もグレリン量増加やグレリン不活性化作用を有していることを見出され、これらが総合して機能することで食欲増進作用を発揮していることを丁寧にご説明いただきました。また、半夏瀉心湯の口内炎治療薬としての可能性についても紹介され、含有生薬にはNSAIDsに類似した化合物が多数存在しており、これが本薬の抗炎症作用と関連していることや、その他にも鎮痛や抗菌、上皮細胞修復作用などを有していることが治療効果に貢献していることを示されました。先生はご自身の研究成果を臨床研究に発展されており、今後、先生が明らかにされた漢方薬の効能が、臨床応用に繋がっていくことが大いに期待されます。

今回の研修会が、参加者の皆様にとって有意義な会であったことを心より願っております。昨年同様、皆様のご意見・ご要望を伺う目的でアンケートを実施させていただきました。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。いただきました情報を出来る限り活用させていただき、多くの方々の今後の活動の一助となるような会を企画してまいりたいと思いますので、来年もご参加くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

第63回 中国地区学校保健研究協議大会

常務理事　吉田　亜賀子

日　時：平成30年８月16日（木）９：00～16：30
場　所：島根県民会館

「生涯を通じて、心豊かにたくましく生きる力を育む健康教育の推進」を主題に大会が開催された。

開会行事のあと、和歌山大学教育学部　米澤好史先生より「愛着障害の理解と支援」というテーマで全体講演が行われた。年々増加していると言われている発達障害だが、実は６％と以前に比べて増加はなく、愛着障害の子どもが増加している。愛着障害においても多動がよく見られるため混合される。発達障害での多動はいつも起こるが、愛着障害では居場所感が無いときに起こる。愛着障害とは、年齢に応じた感情の発達をしていないためにかかわり方で混乱をきたす。愛着障害は施設、虐待で起こると言われているが、通常の家庭でも誰にでも起こりうる関係性の障害である。この関係性は取り戻せない、手遅れではなく、いつでも取り戻せる。また親にしか修復できないのではなく、１日の中でその人が起きている中で一番長い時間一緒にいる人が修復しやすい。親と一緒にいる時間は長いが寝ている時間を除くため教師が修復可能な人になりやすい。まだまだ興味深い話は続きそうでしたが、時間の関係で終了となった。

午後から行われた職域部会・学校薬剤師部会では中国５県から「各県における学校薬剤師活動の好事例について」の発表がありました。岡山県は学校薬剤師による調理室の定期衛生検査実施への取り組みとして、学校給食施設等定期検査表のマニュアルを作成し、そのことで給食室への立ち入りのハードルが下がったこと、現在は共同調理場のマニュアルを作成中であることの報告があった。鳥取県は照度・換気検査を参加型形式の授業として行い生徒が視覚的に学校薬剤師を認識する取り組みが紹介された。山口県は３～４年前にPEN食器のヨウ素デンプン反応が陽性になる学校が多発していたことも給食食器洗浄の改善チャートを作成し山口県学校薬剤師会のホームページへの掲載が報告された。島根県は検査実施率アップへ向けての取り組みが紹介された。当会からは竹本貴明常務理事が７月の豪雨災害において学校が避難所として使用された際の学校薬剤師の取り組みが紹介された。

部会終了後は班別研究協議会に参加しました。参加した研究協議会の課題は学校環境衛生活動と喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育でした。３名の教諭、養護教員の発表後は３～４名でグループワークを行いました。環境検査や薬物乱用防止教室などでの学校へのかかわり方は学校薬剤師によって差があり、教諭や養護教員が依頼を控えている例も見られた。

今回、中国地区学校保健研究協議大会への参加を通して、学校薬剤師として活動できることを積極的に養護教員に伝え、薬物乱用防止教室以外の内容でも生徒に認識してもらう取り組みを行いたいと思いました。

広島県薬剤師会館完成披露式

常務理事　**柚木　りさ**

日　時：平成30年８月25日（土）
場　所：広島県薬剤師会館

日本列島を大型台風が駆け抜けていく中、つかの間の晴れの良き日、新会館のお披露目となりました。

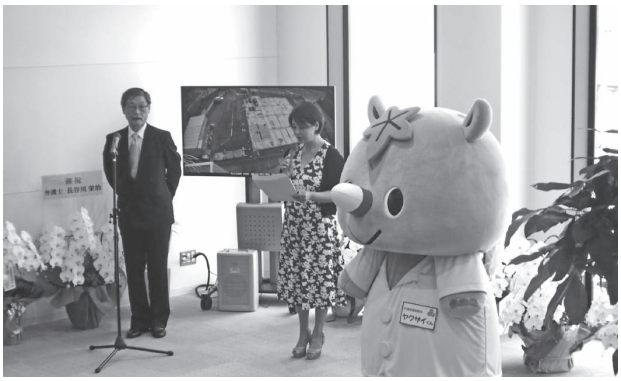

２階ホワイエにて開会・豊見雅文会長の挨拶のあと館内内覧と移りました。

会館のお披露目として新会館の中をご来賓の皆様方に見学していただき、新しく開局した二葉の里薬局や、在宅医療研修室、薬剤師就業支援室や薬事情報センター・各団体のフロアなどの説明をして回りました。駐車場では数日前まで被災地に出動していたモバイルファーマシーを展示して車内の説明もありました。

披露祝宴は、ふたばホールにおいて盛大に行われました。

広島県知事（代理）田邉昌彦副知事をはじめ、広島県議会　山木靖雄議長、一般社団法人広島県医師会　平松

恵一会長、一般社団法人広島県歯科医師会　荒川信介会長、日本薬剤師会　山本信夫会長など、たくさんのご来賓のご出席をいただきました。

式典は吉田亜賀子常務理事の司会で始まり、豊見雅文広島県薬剤師会長の挨拶、広島県知事、広島県議会議長のご祝辞をいただき、乾杯を日本薬剤師会　山本会長にしていただいて、和やかな中で行われました。

ふたばホールは音響設備も素晴らしく、当日は、なかにし隆トリオ＋太田和孝のジャズバンドの豪華な演奏を聴きながらの祝宴となりました。

２時間ほどの祝宴のあと、広島県薬剤師会　野村祐仁副会長の閉会の辞とともに終了いたしました。

この新薬剤師会館は会員皆様の会館です。今後の研修会等で会員の皆様のご利用をお待ちしております。

第103回薬剤師国家試験問題（平成30年2月24日～2月25日実施）

問 41　食事による胃内容排出速度の低下によって、吸収量が増大するのはどれか。
１つ選べ。

1　アセトアミノフェン
2　エリスロマイシン
3　セファクロル
4　リファンピシン
5　リボフラビン

正答は 113 ページ

ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座・継続研修

行政薬剤師会　広島県健康福祉局薬務課　**三野　恵実**

日時・場所：【養成講座】平成30年９月１日（土）・８日（土）　広島県民文化センターふくやま
平成30年９月24日（月・祝）・30日（日）　広島県庁本館６階講堂
【継続研修】平成30年８月26日（日）　広島県庁本館６階講堂

Ｂ型、Ｃ型慢性肝炎は自覚症状に乏しい一方で、治療せず放置すると肝硬変や肝がんへと進行し得る疾患です。現在、核酸アナログ製剤やDAA製剤によりウイルスの制御・排除が可能となりましたが、これらのウイルスの持続感染は、未だに肝がんの主要な原因です。

広島県は、全国平均より肝がん死亡率が高く、Ｂ型、Ｃ型肝炎ウイルスキャリアも多い県です。その一方で、検査を受けたことがなく感染を知らない、感染を知っても病院に行かない、病院に行っても治療を続けないという「知らない。行かない。続けない。」という課題があります。このため、肝炎ウイルス検査の受検勧奨やキャリアへの受診勧奨などを行う「ひろしま肝疾患コーディネーター」の養成に力を入れており、養成を受けた者に対しては、フォローアップとして継続研修を毎年行っています。

コーディネーターは全国的に養成が行われていますが、広島県ではこれまでに1,157人を養成しており、養成者数は全国１位です。また、コーディネーターのリーダーとして総括肝疾患コーディネーター、特任肝疾患コーディネーターを設置し、活動しやすい体制の整備を行っています。

【養成講座】

２日間の講義と、確認試験を行いました。最初に疫学の講義があり、「これからは『肝炎ウイルス検査で陽性だったが病院に行っていない人』と『継続して病院に行っていない人』が呼びかけのターゲットである」、「自らがアプローチできる対象を考え、それに合わせて必要な知識を特に勉強していってほしい」ということを教わりました。２日間で全８コマの講義を行い、現役で活躍しておられる肝臓専門医の先生や相談員の先生からの講義は今年度も「分かりやすい」、「勉強になる」と好評でした。

先生方はコーディネーターに何を期待するのか、どういうことができるのかという視点を交えてご講義くださるので、具体的な活動のイメージができたのではないでしょうか。

【継続研修】

すでにコーディネーターとなっている方を対象に、全３コマの講義を行いました。内２コマは毎年「治療に関する最新の知見」「肝疾患対策の最新状況」を行っています。１コマは毎年テーマを変えており、今年は「検査方法や検査データについて」がテーマでした。どういう検査なのか、その検査で何がわかるのかなどをわかりやすく教えていただきました。

治療薬は昨年末にも新薬が発売となり、毎年のように進歩するので難しいと感じる方も多く、今年度も「難しい」という意見が寄せられました。様々な職種の方がコーディネーターになっていますが、それぞれの得意分野を生かしながら連携して肝疾患対策を進めていけたらと思います。

今年度は同じ研修をあと２回（福山会場10月21日、広島会場11月３日）行う予定です。

県庁インターンシップにおける施設実習

常務理事　竹本　貴明

日　時：平成30年８月30日（木）
場　所：広島県薬剤師会館

広島県薬剤師会館において薬務課職員およびインターンの学生に薬事情報センターの永野利香先生より薬事情報センターの業務の説明が行われた後、モバイルファーマシー（以下、MP）の説明をさせていただきました。

担当させていただいたMPの説明では、平成24年９月に宮城県薬剤師会が、被災地で自立的に医療用医薬品の調剤と供給を行うことができる薬局機能を有する車両の開発に取り組み、全国に先駆けて第１号のMPを導入。広島県薬剤師会でも平成28年３月にMPを導入したこと。仕様としてはキャンピングカーをベースとし改造した車両であり、３名まで搭乗可能。そして、分包機・クリーンベンチ・冷蔵庫・水剤調整設備の搭載、電源の確保はポータブル発電機、ディープサイクルバッテリー、ソーラー発電機を有していること。無線機および衛星放送受信設備を有している。有事以外の時は区民祭り等に貸出を行なっていること、日本で現在どこの県が保有しているかなどを説明いたしました。

その後、阪神・淡路大震災の頃の医薬分業率と携帯電話の普及率を現在の状況と比較し、阪神淡路大震災後の災害時のシステムの構築について（EMISなど）を簡単に説明し、自身の支援薬剤師活動として平成28年の熊本地震時におけるMPの活用方法として広島県薬剤師会MPによるホテルエミナースおよび嘉島町役場での対応、和歌山県薬剤師会MPが配備されていた南阿蘇での活動状況について説明を致しました。

また、この度の平成30年７月豪雨において広島県薬剤師会MPは、７月11日には天応まちづくりセンターに、翌12日からは安浦まちづくりセンターに配備がされ８月12日まで行った活動内容を説明致しました。説明内容としては調剤業務、お薬相談・OTC対応以外にも避難所内の避難者マップ（服用薬剤、残薬状況等を確認）の作成、血圧の測定、避難所内の環境衛生の指導・助言（トイレの清掃方法、二酸化炭素濃度の測定、食事が作られている環境、熱中症対策など）、近隣の医療機関の開局状況の確認およびアナウンスを行ったこと。避難所に入っている他職種（日赤等の医療チーム、保健師、看護師など）とどのように連携を図ったかを説明致しました。

第103回薬剤師国家試験問題（平成30年2月24日～2月25日実施）

問60　双極性障害の躁状態の症状として誤っているのはどれか。**1つ選べ。**

1　観念奔逸
2　多弁
3　希死（自殺）念慮
4　誇大妄想
5　気分爽快

正答は113ページ

平成30年度 広島県四師会役員連絡協議会

常務理事　**有村　典謙**

日　時：平成30年８月30日（木）18：30～
場　所：ANAクラウンプラザホテル広島

次　第

1．開会
2．当番師会会長挨拶
3．挨拶
4．来賓紹介
5．来賓挨拶
6．出席者紹介
7．報告・協議
　（1）広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会報告について
　（2）平成30年７月豪雨災害への各師会対応について
　（3）保育サポーターバンク事業について
　（4）平成31年度広島県四師会役員連絡協議会の当番師会について
　（5）その他
8．懇談
9．閉会

広島県四師会役員連絡協議会がANAクラウンプラザホテル広島において開催された。

今年度の当番師会は歯科医師会で、広島県歯科医師会専務理事の三反田孝先生の司会により開会された。

当番師会の広島県歯科医師会　荒川信介会長の挨拶に続き、広島県薬剤師会　豊見雅文会長、広島県看護協会川本ひとみ会長、広島県医師会　平松恵一会長と挨拶をされ、その後、来賓紹介があり、来賓挨拶として湯崎英彦知事、松井一實広島市長の挨拶があり報告・協議へと移った。

報告・協議についてはまず四師会社会保険担当理事連絡協議会報告が行われ、平成30年７月豪雨災害への各師会対応について報告と続いた。

薬剤師会からは豊見敦常務理事により、豪雨災害への対応について報告が行われた。医師会からは、被害状況や取り組みの報告の後、今後の被災者の健康支援のポイントとして、こころのケアが重要になると思われ、避難所から仮設住居に移られた方においては、慣れない環境の中での生活となり、エアコンの取り付けもマンパワーの問題で全住居までは行き渡ってないことから、生活環境の整備、地域のつながりづくりに一層注力するとともに、見回りを密に行っていくことも大きな課題であるといった説明もありました。

続いて、保育サポーターバンク事業について、説明があった。「保育サポーターバンク」とは広島県内の地域の県民に医師の子育てにかかわる支援をして頂くことで、地域医療や救急医療を守ることを目的としている事業です。医師会では、「子育て医師」が安心して働き続けることが出来るように、また地域の医師不足解消のために、保育サポーターさんを募集されているそうです。広島県における女性医師の現状についての説明もあり報告・協議は終了した。次回、平成31年度広島県四師会役員連絡協議会の当番師会は薬剤師会となります。

最後に懇親会があり、閉会となりました。今回初めての参加となりましたが、懇親会において、多くの役員の方々と挨拶をし、話をさせて頂きました。四師会で協力していくうえで、こういった四師会役員が一堂に会し、顔を合わせるということは、意味があると感じました。

平成30年度 あいサポートリーダー（講師）養成研修

常務理事　吉田　亜賀子

日　時：平成30年８月31日（金）10：30～16：20
場　所：広島県庁

例年以上に厳しい残暑の中開催された研修の報告をさせていただきます。

あいサポート運動・あいサポートリーダーについて

広島県障害者支援課

「あいサポート運動」は、県民に
①障害の内容・特性
②障害のある方が困っていること
③配慮の仕方やちょっとした手助けの方法
などを知って、実践する運動である。この運動を通して、すべての県民が障害の有無にかかわらず、地域で安心していきいきと生活できる環境を整備し、共生社会の実現がねらいである。平成30年６月末あいサポーター数は184,680人、あいサポート企業・団体は618企業・団体である。地域において、あいサポート運動が広がることを目的として、地域住民を主に対象としたあいサポート研修の講師役や自ら率先して地域において障害者を支える支援活動の推進役としてあいサポートリーダーの養成を行っている。

障害特性についてⅠ　当事者や障害者団体等の話
～障害の特性、現在の状況、困ること、配慮方法や研修で伝えてほしいこと等～

①視覚障害

広島市視覚障害者福祉協会
事務局長　中神　誠

「視覚障害」とは、何らかの原因で視機能に障害があることで、全く見えない場合と見えづらい場合がある。歩いているといきなり「危ない」と声を出される人がいるが、何が危ないのかわからないため具体的に何が危ないのかを伝えてほしい。歩行時に誘導する場合は人によって誘導の仕方が異なるため、相手に確認しながら行ってほしい。不要で断られることもあるかもしれないが、声をかけて、支援してくれることはありがたいとのことでした。

②精神障害

医療法人社団共愛会　己斐ヶ丘病院
在宅支援課　課長　河村　隆史

精神疾患は病気と健康のラインが不明であやふやである。そのため本人には理由がある行動も周囲が理解できない。また精神疾患の特徴にうそが言えない・やり過ごせない・かわせないというものがある。そのため周囲から服薬に関して聞かれたときは非常に苦痛を感じ、治療の継続を負担に感じる。最近は在宅で治療を行う精神障害者数が増えているが、これは入院日数が短期化されたことが原因だといえる。精神障害者への配慮として、自分の立場に置き換えてみることで考えてほしい。しんどさは、障害をもっている本人しかわからない。今日の研修が障害者に興味をもつ機会になればと思っている。

障害特性についてⅡ
～当事者や障害者団体等の話～

③聴覚障害

会社員　前田　初博

この話は、質問形式で始まりました。

講師の前田さんは０歳児の時から聴覚障害があった。両親との会話は短い単語で対応できたが、学校生活では先生の言っていることがわからず勉強への障害となった。両親が手話をできないこともあり、高校を卒業するまでは簡単な挨拶くらいしか出来なかったが、卒業後本格的に学び現在の第一言語は手話である。聴覚障害者すべての人に手話が通じるわけではなく、手話が通じない人もいる。手話以外では指文字、補聴器、口話など人によってコミュニケーションの方法が異なっていました。前田さんが私たちに対して希望する配慮として、メモを準備しておくことをあげられました。

驚きだったのは、運転免許の更新で違反の有無に関係なく３時間の講習を受講する必要があることでした。

④肢体不自由

株式会社エフエムふくやま
プログラム　マネージャー　奥田　哲生

私たちの目の前に車いすで現れました。

車いすの使用に関して事故で半身不随をイメージしやすいが、それぞれ障害は異なっている。私の場合はギランバレー症候群で現在の状態になっている。下肢のみでなく上肢の筋力も落ちてきている。

書店、スーパー、駐車場での写真からどのような声かけをするかをグループで話し合いました。書店では手が

届かない部分は高いところだけでなく、低いところも車いすが不安定になり転倒する可能性がある。また、スーパーは毎日行くことができないため、できるだけ多くのものを購入することになるが、かごを持って車イスを動かすことは困難になる。基本膝の上に物を置くようになるためレジ袋は使わず、段ボール箱を利用する。また介助者と一緒にいる場合、介助者のサポートを希望されていました。介助者は介助するために一緒にいるが、荷物が多いときはその荷物を持ったりする。そうすると介助が困難になる。

まずは、ナンパと思って声をかけてほしい。声かけにはエネルギーが必要になるので、「あいサポートバッジ」と「ヘルプマーク」を触媒の役割として利用する。

⑤知的障害

広島県手をつなぐ育成会
理事　善川　夏美

言葉を絵に描くという体験で知的障害の理解から始まりました。「リンゴ」や「ボール」という言葉を絵にすることは簡単でしたが、少しやきちんとを絵に描くことは難しく、個人差がありました。言葉を絵に出来ないことが知的障害に起こっていることである。知的障害者に伝える時は絵に描けることを意識して伝える。

最近は「障害」を「障がい」とするようになってきましたが、今回この報告書をあえて「障害」としたのは、障害物競走のように障害を超えていけば良いので、あえて「障がい」とすることはない。という話を聞き、「障害」をあまりにも意識している自分に気づきました。そのため声をかけるときに必要以上に力が入っていたりしていたかもしれません。

今回の研修を通して声かけを積極的に行いたいと書きたいところですが、まずはヘルプマークを付けている人へ声かけから始めたいと思います。

「ヘルプマーク」

第103回薬剤師国家試験問題（平成30年2月24日～2月25日実施）

問 66　医薬品インタビューフォームに関する記述のうち、正しいのはどれか。1つ選べ。

1　医薬品医療機器等法で定められた公文書である。
2　医療用医薬品添付文書を補完する三次資料である。
3　記載事項は医療用医薬品添付文書と同一である。
4　独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が作成し、提供している。
5　厚生労働省が記載要領を策定している。

正答は 113 ページ

復職支援研修会

参加者

日　時：平成30年９月10日（月）
場　所：広島県薬剤師会館

９月の復職支援研修会は、二葉の里に新築された新薬剤師会館で開催されました。

研修会の会場は１階にある無菌調剤研修室。研修室内に入ると無菌調剤室の様子が大きな窓ガラス越しに見学できるようになっています。そのようなとてもきれいでいつもと違う落ち着かない感じではじまった５回目の研修会は、「病院薬剤師を知る」というテーマで、安田女子大学薬学部教授 形部宏文先生に講義をしていただきました。

平成18年に改正された薬剤師制度、６年制薬剤師の誕生、今後求められる薬剤師の一般薬への関わり等を踏まえ、平成24年の診療報酬改定で病棟薬剤業務実施加算が規定された事による病院薬剤師の現状についてお話がありました。超高齢化社会が到来することによる社会保障財政逼迫により医療は入院から在宅へ、薬局ではかかりつけ薬局・薬剤師となることで地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師職能を確立する方向へ、病院では病棟内におけるチーム医療の一員として、専門領域の知識を有する専門薬剤師が誕生し、医師や看護師、医療従事者等に情報を提供している。病院薬剤師の業務は調剤や製剤はもとより救急救命業務や薬剤師外来等々多岐にわたっており、今後は病棟における薬剤師の役割は処方や薬剤管理から患者さんへの医療提供強化へ拡充されていく方向にある。最終的には患者さんの通院や退院時の病院からの情報が薬局に引き継がれ、また反対も可能にできればよいと思っていますとのことでした。

90分の講義でしたが内容はとても幅広く、病院薬剤師だけに留まらず、薬剤師全体を取り巻く社会情勢や現状について詳しくお話しいただきとても参考になりました。

調剤を離れずいぶんと経つ身には病院薬剤師としての業務は程遠いように思いますが、普段見えない病院の中での薬剤師の役割や業務を知ることができ、またチーム医療の一員として医療の質を向上させていくという薬剤師の職能の一つとして、とても勉強になりました。長らく薬から離れ薬剤名や薬効薬理等々忘れている事の方が多い状況で、毎回テーマごとにわかりやすく興味を持てるように講義をしていただきまして大変感謝しております。

第103回薬剤師国家試験問題（平成30年2月24日～2月25日実施）

問 70　重篤な腎機能障害のある患者に禁忌となっている薬物はどれか。**1 つ選べ。**

1　アレンドロン酸
2　チクロピジン
3　メトトレキサート
4　クエチアピン
5　シルニジピン

正答は 113 ページ

平成30年度 第２回
「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」役員会

常務理事　**松村　智子**

日　時：平成30年９月13日（木）15：00～
場　所：広島県医師会館３階　303会議室

次　第

1. 開会
2. 報告・協議事項
   （１）第１回役員会について（平成30年４月19日）
   （２）平成30年度県民フォーラム
   （平成31年１月19日（土）について）
   ・プログラム構成・タイトルについて
   ・広報チラシなどについて
   ・医療情報提供コーナーの活用について
   （各団体からの展示・配布物・健康チェックなど）
   （３）その他
3. 閉会

昨年度の事業として平成30年１月20日広島県医師会館にて開催した県民フォーラムは「元気で長生きするための秘訣」をテーマとし、構成団体から「あなたは、あなたの食べたものでできています」「健康寿命を延ばすために運動をしましょう」「健康のために利用しませんか？薬局を！薬剤師を！」「よい睡眠で健康な生活を」の講演にひき続いて、ひろしま健康づくり県民運動推進会議会長の衣笠祥雄氏の特別講演がありました。「幸せな老後は、夢から始まる！－夢多き老後を目指して－」というお話でした。いくつになっても夢を見続けることで生き生きとした明るく元気な人生を送りましょう！とエールを送ってくださいました。その後のニュースで、衣笠さんのことを知り驚きました。最後まで自分たちに勇気を送って下さったお人柄を感じました。

昨年度のアンケートなどを参考にしながら、今年度開催する内容について検討しました。

テーマ：健康寿命を延ばすコツを教えます
日　時：平成31年１月19日（土）
会　場：広島県医師会館
話題提供：健康寿命の定義、健康ポイント事業について
広島県健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課
講　演：広島県栄養士会
広島県歯科医師会
広島県医療ソーシャルワーカー協会

恒例の体験コーナーでは、健康チェック、専門職による個別相談、AED体験コーナー、パネル展示などあり、いつもたくさんの方々が関心を持って参加されています。特に健康チェックや口腔チェックのコーナーには長い行列ができています。県民の健康への関心の深さに驚きます。県民の皆さんが健康寿命延伸を考えるときに薬剤師が何ができるかを考えることが大切です。ぜひ県民フォーラムに参加してください。県民の皆さんんの期待を感じることができます。

第１回 広島PhDLS研修会（インストラクターコース）

広島大学病院薬剤部　**山﨑　友香**

日　時：平成30年９月15日（土）
場　所：広島県薬剤師会館

７月の豪雨災害は岡山、広島、愛媛３県を中心に甚大な被害をもたらし、なおも多くの人々が避難所に身を寄せている。その中で、県内外から多くの医療チームが派遣され、災害拠点病院である当院からも多くの薬剤師が派遣された。しかしながら、そのほとんどが災害についての講習を受講したことがない薬剤師であったため、経験の浅い薬剤師の中には災害時対応自体が初めての経験で混乱する者もいた。災害医療への基礎知識、災害対応における共通言語を持って対応することが出来なければ、タイムラグやコミュニケーションエラーの発生につながり、最終的に防ぎえた死（災害関連死）の発生にもつながってしまう。災害時、円滑な支援を行うためには平時から訓練・多職種間における連携を行い、災害医療の標準化を目指すことが重要である。そのために、まず薬事関連の課題をしっかりと発信できる場を設け、これに対して薬事業界だけでなく医療全体としての対応を考える必要があると思われた。

そのため、災害薬事について深く学びたい、指導できるようになりたいと思い、９月に開催された第１回広島PhDLS（Pharmacy Disaster Life Support）と呼ばれる災害薬事研修のインストラクターコースを受講し、翌日のプロバイダーコースにタスク参加をしたため報告する。

PhDLSとは、一般社団法人日本集団災害医学会の災害薬事委員会が定める研修会である。災害薬事に従事する者が、災害時に発生した傷病者・患者への対応を適切に行うことにより、傷病者・患者の救命率及び社会復帰率の向上に資することを目標とされている。

プロバイダーコースではカリキュラムの災害医療・災害薬事対応と基本コンセプトについて座学を受け、机上シミュレーション、実技訓練を行う。最終的に実技試験と筆記試験を経て合格したのち、プロバイダーとして認定される。インストラクターコースでは各コースにおける指導、認定、運営等を行うインストラクターの資格を取得することを目標としている。インストラクター講習では、時間管理の大切さや成人教育の手法・ポイントを教わることが出来た。またこの研修コースは職種や学会の会員・非会員など関係なく誰でも受講が可能であるため、翌日のプロバイダーコースでは、薬剤師だけではなく医師や他のコメディカル、卸、行政、防災ヘリ職員といった様々な職種が受講していた。講習や議論を通して薬剤師以外の職種にも、薬事関連事業を理解してもらうことができ、逆に薬剤師以外の職種が災害時にどういった対応が出来るのか知ることができ、とても有益であった。

今後はインストラクターを目指し、院内外の災害医療に従事していない人も含めて薬事関連事業や災害薬事に関する知識を周知させていきたい。また有事の際には、地域の医療機関や行政、卸など多職種間で連携し、薬剤医療支援に薬剤師としての職能を活かしていきたい。

第２回 広島PhDLS研修会（プロバイダーコース）

康仁薬局広二級橋店　**竹本　円**

日　時：平成30年９月16日（日）
場　所：広島県薬剤師会館

まず始めに、このたびの豪雨・地震により被害に遭われた方は心よりお見舞い申し上げます。また復旧にご尽力いただいている皆様、感謝申し上げます。

平成30年９月16日に第２回広島 PhDLS 研修会（プロバイダーコース）が開催され、参加させていただきました。地震や台風などの自然災害と常に隣り合わせの日本。大規模災害発生時に実際に被災地へ赴き、活動をしてみたいとは思っていましたが災害薬事について少しハードルを感じており、何も知らない、やったことのない自分に何ができるか？と考えていました。しかしこの研修会の案内がきたときにこれを機会に参加を決めました。その矢先、７月に発生した豪雨災害では私自身被災者となり、また派遣薬剤師として避難所で活動をさせていただきました。そのためこの度の研修会では支援する側、被災者側の両方の視点から学ぶことができました。

内容について詳細に書くことはできませんが、災害医療の基礎知識、法律、災害時の体系的な対応、他職種との連携、避難所における薬剤師の対応、薬事トリアージなど様々な内容について、グループディスカッションや実習を交えながら体系的に災害薬事を学び、とても有意義な時間を過ごすことができました。

派遣薬剤師として活動した際は、何も知らずに飛び込んでしまったためどう動いていいのか？避難されている方とどう接すべきなのか？すべてが分からないことだらけで、周りの薬剤師さんにたくさん助けていただきました。法律等について知っておけばよかった、勉強していかなければいけないと感じることが多々ありました。しかし避難所での情報収集・アセスメントについては普段の業務でも行っていることであると感じました。避難所では、より効率的に、迅速に情報収集を行っていくことが重要になってきます。今回研修会で学んだ情報収集・アセスメントについては災害時、実践するために訓練が必要です。

研修の中で講師の先生が「知識があっても、災害はその時々で状況が違う、そのため実践できることはほんの少しである」という言葉がとても印象に残っています。大災害が起こった時、災害時薬剤師として少しでも動けるよう、また被災者の方々の助けになれるよう、今後も切磋琢磨していきたいと思います。

最後になりますが、今回の研修の講師・スタッフの皆様本当にありがとうございました。

日本生薬学会 第65回年会

広島漢方研究会　理事長　**鉄村　努**

日　時：平成30年９月16日（日）・17日（月・祝）
場　所：安田女子大学

毎年各地で開催されています日本生薬学会年会が、本年度は広島で開催されました。大塚英昭先生（安田女子大学教授）が年会会長、松波勝義先生（広島大学医歯薬保健学科生薬学教室教授）を実行委員長として、安田女子大学で開催されました。二日間にわたる年会では、「生薬の品質評価」「成分検索」「遺伝子決定」などの一般口頭講演が約60題、「遺伝子組み換えやゲノム編集による品種改良」についてのシンポジウムでは熱心な討議が行われました。また約180点のポスター展示では、生薬の基礎研究だけでなく人参湯や柴胡加竜骨牡蛎湯などの漢方処方の効能について、また生薬ではトウキ・オタネニンジン・カンゾウ・マオウなどに関する研究発表がありました。健忘症によいといわれる遠志については「生薬オンジの脳機能活性成分の検索」など、今後の高齢化社会に有益な研究発表もあり大変興味をそそられる内容でした。

２日目の特別講演（市民公開講座）では、広島漢方研究会副会長・日本漢方交流会理事長である吉本悟先生が「広島県に自生する薬用植物」と題して講演されました。

吉本先生が広島県内の野山を散策して見つけた貴重な薬用植物約30種類について、写真を紹介しながら効能を詳しく解説されました。アケビ（木通）、ウスバサイシン（細辛）、ウツボグサ（夏枯草）、オウレン（黄連）、オニノヤガラ（天麻）、カギカズラ（釣藤）、カラスビシャク（半夏）、センブリ（当薬）などが県内にも自生している

ことも驚きですが、多様な植物が茂る山中で薬草を見つけることが出来る吉本先生にも驚きました。ちなみに、広島県薬剤師会誌の表紙の薬草写真は吉本先生が撮影されている写真です。講演の最後には、吉本先生が持参された“生の薬用植物”を見て触れることが出来て参加者も非常に喜んでいました。さらに大学の薬草園も見学して充実した年会となりました。

余談ではありますが、男性では立ち入ることの出来ない“女子学生の園”である安田女子大学がとても広くて綺麗な大学であること、広々とした学食はメニューが豊富で安くて美味しいこと、なんと学食の中央には鉄板ブースがあり“広島風お好み焼き”を焼いていたことにも驚きました。

認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ 第51回 薬学教育者ワークショップ中国･四国 in 岡山

広島市薬剤師会　**新谷　洋通**

日　時：平成30年９月16日（日）・17日（月・祝）
場　所：就実大学

今回のワークショップ（WS）は、中国・四国の各県から薬局、病院及び大学の薬学教育に携わる意志のある薬剤師63名が集まって岡山の就実大学において２日間に渡って行われました。このWSは、「学習者の行動（パフォーマンス）に価値ある変化をもたらすこと」ができるより良いカリキュラム（教育活動計画書）を作り上げていく手法を体得した指導薬剤師を養成するために行われています。

初日に大きく二つのグループに分けられ、各グループはさらに三つの小グループ（約10名）に分かれて討議・作業を行いながらその成果を発表し合い、グループ毎に討議・発表を繰り返す方式で一定の時間内に成果を生み出す効果的な学習方法が行われました。

１日目の午前中に組織内での問題点を発見し抽出・整理しやすいKJ法を利用して薬学教育の問題点について検討しました。カードに思いつくままに問題点を簡潔に記載し、そのカードを同じ系統ごとに分類して島を作り、さらに各島に名札（タイトル）を付けて関連性を考えながら線で結んで図式化しておきます。翌日に最優先で解決すべき名札を選択する方法として二次元展開法を活用し、縦軸に重要度、横軸に緊急度を表示した用紙に色々な名札をグループ討議しながら緊急度の高い名札から貼り付けていきます。さらに重要度の評価も加味しながら、総合的に最も高い優先順位を決めてその解決策も検討していきました。このグループ討議を通じて、グループ内で優先順位を決めるためには問題点に対する論理的根拠の明確な相違点が見つかれば早く全員の理解が深められることを体験し相互啓発の有用性を感じることができました。

午後からは今回の主目的である学習者がある特定の目標に到達するための学習が可能となるカリキュラムの作成を行いました。学習者の到達すべき目標を設定し、教える側全員がこの目標を理解した上で、教育の評価法、方法を具体的に作り上げ、学習者が目標に到達したか、この教育の方法そのものが妥当であるかなどを評価し、より良いカリキュラムを作り上げていく手法を教えて頂きました。

今回我々に与えられた薬物療法の実践という能力に対するカリキュラム作成の詳細は省略しますが、学習者が目標を達成するために要求されるパフォーマンスや指導者が学習目標を理解した上で学習者のパフォーマンスを評価し判断していく難しさを経験できたことは、今後学生を指導していく上で大変有意義なプロセスを得ることができました。

２日目の午後からは臨床現場での学習に有効な手法に関する講義と講演が行われました。

講義では学習者に省察を促す上で効果的なフィードバックとなる一分間指導法について、さらに学習者自身が省察を行って経験を振り返る有害事象分析の手法を用いた実例を用紙に記入し参加者同士で貴重な意見交換もすることができました。講演では、高知医療再生機構の倉本秋先生に「医療人教育の改革」、岡山県薬剤師会の出石啓治先生に「ワークショップの歩み薬学教育改革」について講演して頂き指導者教育の必要性を教えてもらいました。

印象に残った言葉として「学んだことの唯一の証は変わることである」。今回のWSで教えて頂いた色々な指導方法を活用できる指導薬剤師にまず自分がなり、さらに指導学生がより望ましい状態に変化できる教育が行えるようにしっかり取り組んでいこうと思っています。

ピンクリボンdeカープ

常務理事　柚木　りさ

日　時：平成30年９月21日（金）
場　所：MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島

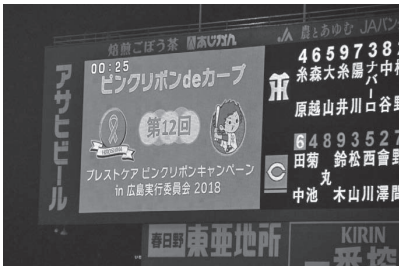

広島東洋カープの３連覇がもう間近という９月21日に、５月17日に雨のため中止となった、ピンクリボンdeカープのイベントがマツダスタジアムで振替開催されました。前日まで、もしかしたら優勝決定では？と期待半分ソワソワしながら当日を迎えました。残念ながら優勝決定日とはなりませんでしたが、雨にも関わらずたくさんのカープファンを飲み込んだスタジアムでした。

このイベントは乳がん検診啓発イベントとして行われてきているもので、のぞみの会、NPOきらら、看護協会、診療放射線技師会、検査技師会など多くの団体が参画しているものです。雨天中止の５月の試合日にはマンモグラフィーの検診車などが出るイベントだったのですが、振替の試合ということで検診車の出番は今回はなく、カバ広場でのみの開催となりました。

カバ広場では、乳房モデルを使用して触診していただき、自身で乳がんの早期発見をしていただく自己検診法指導相談をうけるためのコーナーと、関連グッズの販売のみとなりました。なかなか受診しにくい疾患であると思われることから、乳がんの発見は自身で気が付くことが多いといわれます。

１ヵ月に１回は自身で触診し、異常に気が付けるようにするのが早期発見にもつながります。

薬剤師会からは、お薬相談のブースとヤクザイくんの登場となりました。

開門直後は子どもさん連れの方がブースを訪れてくださり、カープとコラボイベントグッズもたくさん売れていました。相談コーナーにも直接乳がんモデルの乳房で触診し発見するコツを聞かれていく方がたくさんいらっしゃいました。

試合開始直後くらいから雨脚が強くなり、カープの試合の方も白熱する展開で、カバ広場には集まってくれなくなっていたのですが、熊野町から出動してきたゆるキャラ“ふでりん”とともにヤクザイくんも啓発に一役買って子どもたちを誘っていました。

薬剤師会のお薬相談にも１件の御相談がありました。

このイベントを通じて一人でも多くの方に乳がん検診を受けていただけるよう願って参加させていただきました。

次回は来年の５月母の日に予定されています。

第51回 日本薬剤師会学術大会

日　時：平成30年９月23日（日）・24日（月・祝）
場　所：金沢市

報告Ⅰ

副会長　**松尾　裕彰**

９月23、24日に金沢で開催された第51回日本薬剤師会学術大会に参加し、特別講演および分科会を聴講してきましたので報告いたします。近年、医療や人工知能の技術が著しく進歩し、遠隔診療が始まり、AIによる診断精度も年々上昇しています。また、薬剤関連業務の機械化も進んでいます。これからの薬剤師は、機械に置き換えられない領域での業務展開が求められています。このような背景から、大会のメインテーマは、「人として、薬剤師として。」と設定され、人が必ず通る道、「生」、「老」、「病」、「死」において、薬剤師として何をしなければならないか、何ができるのかなどその存在意義を参加者それぞれが考える良い機会となったと思います。

特別記念講演では、青山学院大学総合文化政策学部の福岡伸一教授が、ベストセラー著書と同じ「生物と無生物のあいだ」という演題でご講演されました。生命（身体）は、各臓器（パーツ）を集めてできた機械のようなものであると考えられ、実際にそう思っている人が多い。しかし、個々のパーツを形成している細胞内の分子は常に、食事から供給された分子で置き換えられています。すなわち、ダイナミックな流れの中で臓器や身体としての機能を維持しています。これを「動的平衡」と呼び、薬剤師ならだれでも理解できます。福岡先生は、薬の効果や作用機序などを考える上で、現在はピンポイント（特定の時間）を見ているが、生命が動的平衡を保っている事を考えると、動的平衡を考慮しもっと長い時間を見なければ正しい評価はできないのではないかと話された。私は、生体内の「動的平衡」を意識することでこれまでと違った新たな発見があるかもしれないと仰っていると理解しました。また、福岡先生は、小さい頃に顕微鏡で昆虫などを観察するのが大好きで、顕微鏡を最初に作ったレーウェンフックに興味を持ち、彼の生まれ故郷であるオランダのデルフトを調べたことがきっかけで、同時代に近所に住んでいた画家のフェルメールの大ファンになったそうです。フェルメールの全15作品の本物を見るために世界中の美術館を巡り、紀行も書かれているとのことでした。

分科会７「薬局薬剤師の研究エビデンス化に向けた第一歩」では、日本薬剤師会常務理事の宮﨑長一郎先生から、診療報酬の要求が認められるためには効果の「エビデンス」が必要であること。そのエビデンスは、薬剤師自身が創っていかなければならないこと、資料として提出できる文字（論文）にすることが極めて重要であることについて話をされました。また、「研究は薬剤師の報酬アップや職権の確立につながる次世代への贈り物」という言葉もあり、薬局においてももっと積極的に研究に取り組んでいかなければならないと感じました。千葉県薬剤師会DIセンター長の飯島先生からは、研究計画の立て方、計画書の書き方、倫理的配慮について具体的に説明されました。また、神戸薬科大学臨床研究センターの波多江先生から基本的な統計解析、鹿児島大学病院薬剤部 武田先生から論文の基本的な構成と書き方について講演がありました。初めて研究に取り組むときには、研究の計画段階から、ある程度経験のある先生と相談し研究の質を担保しながら進めることが、論文化するためには重要であると感じました。

分科会15「これからの医薬分業を考える―海外を参考として―」では、カナダやイギリスの薬剤師業務の現状について発表がありました。国によって法律や保険制度が異なるため、薬剤師の役割も異なっていますが、行政に対してEBMの創出、保険者に対して薬剤費の抑制、患者に対して相談・リフィル、医師に対してフォーミュラリの策定・処方監査、などが共通した薬剤師の役割であることが確認できました。

学会に参加して、生活の随所で薬剤師の係りが求められており、その求めに対して「人として、薬剤師として」きちんと対応していくこと、および、国民の薬剤師の評価を上げるためには、薬剤師が役立つ存在であることを示すエビデンスを文字の形で積み上げていくことが大切であると改めて感じさせられました。

報告Ⅱ

常務理事　**有村　典謙**

金沢までは東広島からおよそ５時間です。新幹線で京都まで向かい、そこからサンダーバードに乗り継いでの旅路となりました。

開会式は石川県立音楽堂で行われ、第２会場、第３会

場で中継もあったのですが、せっかくなので、音楽堂でと思い、１時間前の開場時間に合わせて会場入りし、席を確保しました。そんなに広い会場ではないので、その後すぐに概ね席は埋まってしまいました。

石川県薬剤師会副会長の崔吉道先生の開会宣言により始まり、日本薬剤師会会長山本信夫先生の挨拶、石川県薬剤師会会長の中森慶滋先生の挨拶、来賓祝辞と続きました。

第２部は表彰式が行われ、広島県からは広島県薬剤師会専務理事の村上信行先生が、日本薬剤師会功労賞を授賞されました。村上先生おめでとうございます。

第３部は特別記念講演があり、青山学院大学総合文化政策学部教授の福岡伸一先生が「生物と無生物のあいだ」という演題で講演されました。この特別記念講演は、その演題名からどのような話を聞くことが出来るのか興味のある講演です。内容としては、GP２タンパク質を発見し、その役割を見つけるために、GP２遺伝子ノックアウトマウスを誕生させたが、何の異常も見られなかった話やルドルフ・シェーンハイマーの「生命は機械ではない、生命は流れだ」という言葉より、生命とは何かを再定義し、食物と生命の関係を、原子の粒々の集まりとして考え、動的平衡という「作ることよりも壊すことが優先、変わらない為に変わり続ける、分解と合成の絶え間ない均衡」という考えについての話、さらに、福岡伸一先生が大のフェルメール好きで世界中のフェルメールの作品を見て回った話などもあり、あっという間の１時間でした。

その後、講演を色々と聴いて回り、その中でも、金沢大学がん進展抑制研究所腫瘍内科教授の矢野聖二先生の「ここまできた薬によるがん治療」では分子標的薬や免疫チェックポイント薬等がんを中心とした薬物療法の話で分かりやすく、非常に興味深い内容でした。肺がんの種類として小細胞癌、非小細胞癌の違いなどの話があり、樹状細胞を司令、T細胞を実行、癌細胞を戦場と例えて、癌が免疫に対してどのように作用しているかといった説明から、免疫チェックポイント薬についての話などがありました。今後は併用療法が効果を増強させることから今後に期待とのこと。さらに、分子標的薬について、標的がある癌患者10人のうち６～９人に１～２年効果が続くことなど臨床的な話もありました。2018年は癌ゲノム医療を開始した、癌ゲノム元年だそうです。治療法は進歩しており、中にはステージ４から完治に近いところまで回復される方も希におられるという話には驚きました。

今回の学術大会では、モバイルファーマシー（MP）サミットが開催されました。徐々にモバイルファーマシーを持つ薬剤師会が増えてきていますが、各地域の取組みや災害時における保険医療などについて聞くことが出来ました。広島県からは広島県薬剤師会災害対策委員会委員長の串田慎也先生が「平成30年７月西日本豪雨について－広島県薬剤師会からの報告－」として講演されました。

全国の薬剤師が集まる大会で、毎回刺激を受けます。今回参加出来なかった方、参加したことが無い方、来年は山口です。参加してみてはいかがでしょうか。

報告Ⅲ

常務理事　**竹本　貴明**

標記、学術大会に参加致しましたので報告致します。

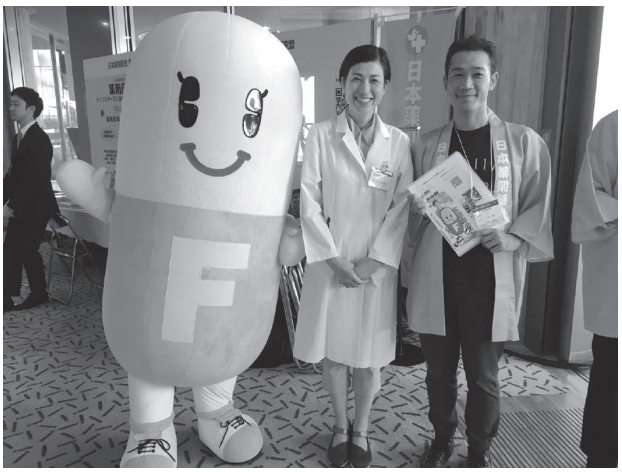

【１日目】

午前中は主に日本薬剤師連盟のブースにおいて活動をさせていただきました。今年７月に自由民主党選挙対策本部から、第25回参議院議員通常選挙、比例代表選出議員選挙の候補予定者として第一次公認をいただいた、日本薬剤師連盟　本田顕子（あきこ）副会長とファーマちゃんと一緒に、皆様に連盟活動についてもっと知っていただけるように本田あきこさんのメルマガ・ホームページに登録できるQRコード付きのパンフレットおよび名刺、三つ折りパンフレットを配布し、日本薬剤師連盟のPR活動を行いました。また、本田あきこ副会長も皆様一人一人と握手をし、来場者のお迎えを致しました。

午後からは主には分科会４「病」妊婦・授乳婦と胎児の安全と安心を支える薬剤師業務～添付文書プラスαの臨床能力～を拝聴致しました。

添付文書上では妊婦への処方に関して「治療上の有益性が危険性を上まわると判断される場合にのみ投与」や授乳婦についても「乳汁中への移行が報告されているので授乳中の婦人に投与することを避け、やむをえず投与する場合には授乳を中止させること。」との記載が多く、臨床の現場での判断を困難にしているが、一方で第二のサリドマイド禍を避けるために慎重な判断が必要です。

そのためには、薬物が胎児・新生児・乳児に及ぼす影響を適正に評価し、治療上の必要性を満たし危険性が低い薬剤を使用する必要があるとの内容でした。それらを評価する上で、情報の収集源として「Mother To Baby」や「産婦人科診療ガイドライン産科編2017」等の紹介がありました。

講演のまとめとしては、「安全（リアルな世界であり、危険のない状態）」と「安心（非リアルな世界で、患者の心の中にある）」の説明がされ、自然発生先天異常の発生リスクが3～5％存在する中で、「この薬剤なら大丈夫ですよ」という言い切った表現ではなく、自然発生のリスクも含め95～97% の人は大丈夫であるというような言い換えや、患者の不安に思っていることの聞き出し方など、いかに患者の信頼を得られるかという内容でした。

【2日目】

口頭発表41の学校教育・実務実習・生涯学習では平成31年度2月より改定コアカリキュラムが実施される中で、ルーブリック評価と代表的な8疾患の薬物療法について、今年度試行的に行った内容が発表された。

ルーブリック評価については5段階評価で統一の基準で評価ができるが、指導薬剤師よりも、学生の自己評価の方が高い傾向にあり、指導薬剤師・学生共に一致したパフォーマンスをイメージしやすい内容の成熟させていくことが今後重要であるとの内容でした。

また、代表的な8疾患の薬物療法については実習先の薬局によりバラツキはみられるものの、直接的な対応を通してではなくとも、お薬手帳などの活用をすることで服用中の副作用情報を得たりすることで、そのバラツキを埋めていくことが可能ではないかという内容でした。

報告Ⅳ

常務理事　中川　潤子

分科会4　妊婦・授乳婦と胎児・乳児の安全と安心を支える薬剤師業務
～添付文書プラスαの臨床能力～

妊娠・授乳婦の安全と安心を支える薬剤師に求められる知識と技術

国家公務員共済組合連合会虎の門病院
薬剤部　薬剤部長　林　昌洋先生

添付文書には、妊婦への処方に関して「治療のみ投与」、授乳婦への処方に関して「乳汁中への移行が報告されているので、授乳中の婦人に投与することを避け、やむをえず投与する場合には授乳を中止させること。」との記載が多く医療従事者の判断を困難にしています。

サリドマイドの教訓により、医療従事者はもとより一般の妊婦にも薬物の催奇形成の関する認識が普及し、むしろ過剰な不安を抱く傾向があります。慎重な配慮は必要ですが、胎児・乳児への影響を過大に評価し過ぎ、必要な処方が控えられることによる母児の健康上の不利益は避けねばなりません。

妊娠中の薬物使用と胎児への影響に関しては、科学的に評価することが可能になってきています。

また、授乳中の薬物使用と胎児への影響に関しても、薬物の母乳移行量が明らかになっているものがあり、乳児の影響を客観的に評価可能になってきています。妊婦や授乳婦との服薬指導においては、これらの科学的根拠に基づき、妊婦・授乳婦と胎児・乳児の安全と安心を支えるためのリスクコミュニケーションスキルが必要となります。

「大丈夫です」と簡単に言ってはダメです。ベースラインリスク（通常妊娠での奇形の発生率1～3％）を伝え、それを踏まえた上で「あなたの使っている薬のせいで異常が起こることはありません。赤ちゃんが元気に産まれてくるリスクは変わりません。」という言い方が良いと述べられました。

また、母乳育児のメリットとしては、感染症のリスクが低い、IQ が高い、アレルギー疾患になりにくい等、多くのメリットがあるそうです。これらのメリットを日本だけ捨てても良いのでしょうか？母乳育児の面から考えても、エビデンスに基づいた指導が必要だと思いました。

「安全と安心の違いはなんでしょうか？」

安全は危険が無いこと、現実の中で取り違え等が無いこと。

安心は心の中にあるものです。

では、どうしたら患者さんの不安に答えられるのでしょうか？

それには患者さんからの信頼が必要です。

そして医療人が患者さんに寄り添う姿と知識も必要です。

最後に語られた先生の言葉が心に残りました。

林先生は、相談を受ける場合は、プライバシーに配慮した環境の中でゆっくり話せる時間を作っておられるそうです。日々の業務の中では難しいことかもしれませんが、患者さんとゆっくり向き合う時間を作っていきたいと思いました。

３人の演者の先生方は、日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会が編集・監修した「産婦人科診療ガイドライン産科編2017」を用いたご講演でした。日常業務の中でも役に立つ内容が沢山記載されていると紹介されていましたので、今後参考にしていこうと思いました。

最後に、第51回日本薬剤師会学術大会において村上信行先生が平成30年度日本薬剤師会功労賞を受賞されました。壇上の先生は輝いていらしゃいました。おめでとうございました！！

報告Ⅴ

常務理事　**松村　智子**

【１日目】

朝９時半から音楽堂で開会式・式典が始まりました。パイプオルガンのオープニング、開会ご挨拶、来賓ご挨拶、次回開催地引き継ぎ、表彰式（村上専務理事の功労賞）、加賀宝生能の披露。加賀藩前田家が残した伝統芸能と今を違和感なくマッチングしたものでした。

特別記念講演は青山学院大学教授　福岡伸一先生の「生物と無生物のあいだ」です。私は偶然にもテレビで福岡先生の「最後の授業」を見ました。先生の子ども時代は今でいう昆虫オタクだったそうです。それも並みのオタクではないのです。いかに自然が精妙にできているか、その色の美しさから顕微鏡の中のミクロな宇宙に魅せられてのめり込んでいったそうです。今、フェルメールの青色、またルドンの色彩に心を奪われるのも、子どものころからの感性が続いていると思います。現在、遺伝子組み換え、クローン技術、iPS 細胞、臓器移植などなど、これらを可能とする先端技術の通奏低音には、「生命とはミクロ的な部品が集まってできたプラモデルである」という見方、すなわち機械論的生命観があります。ルドルフ・シェーンハイマーは生命が「動的な平衡状態」にあることを最初に示した科学者です。食べたものの分子は身体を構成する分子と絶え間なく交換され続けている、つまり生命とはプラモデルのような静的パーツから成り立っている分子機械ではなく、パーツ自体のダイナミックな流れの中に成り立っている効果そのものである。この動的平衡論をもとに、生命とは何かを改めて考察したいと福岡ワールドに引き込まれました。

ランチョンセミナーは閉経後女性のホルモン補充療法を考える“エクオールとHRTの使い分け”を選びました。HRT による副作用は投与ルートを考慮することで回避することができます。

午後からは分科会２に参加しました。実はこの分科会のために、朝からの席を確保していたとも言えます。分科会は“保険薬局でできる高齢者の腎臓病対策”。高齢者は生理的に肺、心、腎、肝機能の低下がみられます。またサルコペニアなどで腎機能数値が過大評価されることがあります。熊本大学臨床薬理学分野　平田純生教授の基調講演「腎機能低下時に気を付ける薬」のあとに５演題ありました。「腎臓病療法指導士がなぜ必要なのか」「保険薬剤師が取り組む“CKD 的”アプローチ」「保険薬局における CKD 患者の処方監査～腎機能低下時に注意が必要な薬剤のハイリスク薬効軍を考える～」「糖尿病性腎症を防ぐ」「薬局薬剤師が腎機能を守るためにできること」最近は整形外科領域でも、腎機能を考慮して高齢者への NSAIDs 継続を懸念されているように感じます。

【２日目】

分科会18　こども達のために明日役に立つこと－薬剤師でこども達を守ろう－

基調講演は“小児科医が処方箋に込めた思い”の演題で、はじめこどもクリニック院長　高橋肇先生の講演です。先生は子どもの薬は GE を含めてほぼ全部味見をして、味、苦み、舌触り、におい、色合いなどを評価し、のみやすい薬を子どもに処方されています。小児科領域でも様々な臨床ガイドライン、治療方針、疾患別の処方（解説）などが発表されている。一般的に行われる子どもの薬物療法でもエビデンスの検討がなされるようになり、特に昔から使われている薬では検証可能な臨床試験の情報がないものが多いということが明らかになってきた。抗ヒスタミン剤での奇異性行動、けいれん発作など抗ヒスタミン剤処方には特に注意しているとのことです。「オセルタミビルで低体温をきたした双子の兄弟」「ケトチフェンの熱性けいれん重積」「OTC 風邪薬で無熱性けいれん12才女児」「OTC 風邪薬で熱性けいれん２才男児」症例紹介していただきました。次に続く３演題の中で「ワクチン接種を推進しよう」を勉強しました。ワクチンの効能は個人免疫と集団免疫です。自分が感染したくないために接種します。何らかの理由で残念ながら接種できない者にとっては、無防備です。接種可能な者はワクチンを接種することで、その方たちを守ることが

できます。

分科会の会場は参加者がいっぱいで、立って参加されている方がとても多かったです。

私は初めて金沢に来ました。金沢は加賀藩前田家に関する歴史的文化をイメージしていました。駅前はインターナショナルな観光客であふれていました。後で聞くとお茶道具など骨董屋も多く、探検できなかったのが残念です。大学生のころ、湖西線が新しくできたことで、どこかの駅まで来たことがあります。新しい駅から琵琶湖の浜辺に降り立った記憶があります。あれから43年くらいになりますが、当然のことながらサンダーバードからの湖西線の景色は43年前のものではなかった。

報告Ⅵ

常務理事　**吉田　亜賀子**

分科会８　人を救うということ、命を救うということ

この分科会での３名の発表者は全て医師であった。３名とも同じ病院の救急医という立場から講演をされた。私たちがイメージする救急医とは危険な状態の患者さんの命を救うものである、３名が勤務している病院は北米型 ER 体制で誰もがどんな時でも受診できる体制で行われているとのことだった。そのため外来だけでなく在宅医療への参加もされていた。在宅でのケアは想定外のことを発生させず、システムでコントロールする。これには、地域の文化を知り、それに支えられている患者を知る必要がある。

協働する医師として薬剤師に期待することは、正しい服薬方法、管理方法を検討し助言してほしい、患者でなく医師に伝えてほしい。嚥下機能に応じた服薬方法、医療機関を転々としていること、残薬が多いという情報提供を期待している。服薬の不一致が再入院へのリスクに繋がっている。

上記に上げられている薬剤師に期待することは「服薬情報提供加算」の対象になる。これを無償でサービスしていることがあるが、無償は質の低下に繋がる恐れがあることを知っておく必要がある。

分科会15　これからの医薬分業を考える～海外を参考として～

カナダにおける薬剤師は医師、行政、保険者のパートナーとしての働きがある。医師のパートナーとしては保険の給付条件を確認する。これは新薬の全てが保険適応として認められているわけではないため必要になる。ほかにはワクチン接種や禁煙指導があり、禁煙に関しては薬剤師独自の判断で処方を開始することができる。慢性疾患に関してはリフィル調剤毎に薬剤師がフォローアップする。処方修正や処方延長が可能で、州によっては検査値のオーダーが出せたりする。カナダでは薬剤師以外に国家資格をもっているテクニシャンという資格があり、テクニシャンは計数調剤や一包化（監査）をすることができる。薬剤師とは何をするべき職業なのか？ということを見られている。

イギリスでは保険制度は税方式の運営のため予算内で運営される。日本と違い予算を超えての支払いは行われない。カナダ同様にリフィル処方箋（イギリスではリピート処方箋という）がある。

日本の薬局は、今年度の改定にある「地域体制加算」「服用薬剤調整支援料」「分割調剤」の実施を示す必要がある。一定の実績を示すことで薬剤師が医療に貢献していること、国民皆保険を維持することに貢献しているになる。

「患者のための薬局ビジョン」を実際に行っていることを示す必要がある。

報告Ⅶ

安芸薬剤師会　**島谷　慶子**

第51回日本薬剤師会学術大会に出席させていただきました。第51回の学術大会は、「人として、薬剤師として。」というタイトルであり、生・老・病・死という生命あるもの全てが必ず通る道である、誰もが他人事ではないことがテーマとなっていました。

分科会では、全国の薬剤師が通常業務の他に様々な活動をされているということを知ることができました。保険薬局での通常業務をただ当たり前のようにこなしているだけの私にとって、発表者の方々は日常業務だけでなく、新しいことを考えるきっかけの手助けをしてくださいました。また、学校薬剤師としてどのようなことを行っているかということも教えていただきました。私は今、学校薬剤師の業務は具体的に何をしたら良いのかもわからず、養護教諭の先生に助けてもらいながら測定や授業を行えている状態であるため、これからどのようにしていけば良いか、どのように考えれば良いのかという提案をいただくことができました。さらに、慢性疾患の患者や、がん患者との接し方についても学ぶことができました。がん患者に関しては、本人や家族から質問を受けても、どのように説明したら良いのかわからず、言葉を濁したり詰まらせたりすることも多く、なかなか指導しにくい内容で、私にとっての課題であり、問題点でした。

機器等の展示では、普段自分が活用している電子薬歴やレセコンでも使ったことのない機能があることを知ることができました。普段活用していないメーカーの電子

薬歴は、普段活用しているものとは異なる項目もあり、これからどのようなことを薬歴に記入していけば良いか、参考にさせていただくことができました。また、地域活動や健康フェスタなどで活用できそうな機器を多数紹介していただき、どのようなものがあるのか、どのようにして測定するのか、どのように結果が出て、どのように指導していけば良いのかということを楽しみながら紹介していただきました。

日本薬剤師会学術大会では、1年半前まで大学で学んでいた初歩的なことを復習し、薬剤師としてどうあるべきかを再確認することができました。また、保険薬局や学校で、どのように薬剤師として職能を発揮していくかということを学ぶことができました。

日本薬剤師会学術大会の終了後も、夜遅くまで道端ですれ違う方々が日本薬剤師会学術大会で配布された資料を持って歩かれていて、全国からたくさんの薬剤師が参加されているということがわかりました。金沢での観光や食事も楽しむことができ、日々のルーチン化した業務の息抜きと、明日からの業務への活力となりました。会場では時間が限られていたこともあり、全てを回ることはできませんでしたが、自分の日々の業務を見直し、全国の先輩薬剤師の方々からたくさんのことを教えていただくことができた有意義な2日間となりました。

報告Ⅷ

広島佐伯薬剤師会　宗　文彦

大会テーマは「人として、薬剤師として。」薬剤師を取り巻く様々なテーマ、課題、取り組みを生・老・病・死にあてはめ、「生きる苦しみ」「老いる苦しみ」「病む苦しみ」「死の苦しみ」この4つの苦しみを肯定的にとらえることで、薬剤師の将来を覗き見ることができるかもしれない、また我々に「気付き」を与えてくれる大会であると表現されていました。

開会式、式典では、第2部表彰式において日本薬剤師会功労賞を広島県薬剤師会専務理事の村上信行先生が受賞されました。続いて青山学院大学総合文化政策学部教授、福岡伸一先生による特別記念講演「生物と無生物のあいだ」を受講しました。ルドルフ・シェーンハイマーは、生命が「動的な平行状態」にあることを最初に発見した科学者で、私たちが体に取り入れた分子は体を構成する分子と絶え間なく交換され続け、生命とはプラモデルのような静的なパーツからなる構成物ではなく、パーツ自体のダイナミックな流れの中に成り立っている効果その物で、「動的平衡」は建築や都市などの人工物の在り方、人間の組織論にも応用して考えることができるという事でした。また先生は大のフェルメール好きで、世界中のフェルメール全作品を巡った旅の紀行や最新のデジタル印刷技術によって再創造したフェルメール全作品を展示する「フェルメールセンター銀座」の監修をされたこと等とても興味深い講演内容でした。

「病」のテーマの口頭発表「09地域包括ケア・地域連携1」では、一般社団法人東広島薬剤師会　中島啓介先生による「学校教育にとり入れた多職種協同における認知症サポーター養成講座による効果」を拝聴しました。初の認知症サポーター養成講座を中学校で開催同時に医療・福祉人材育成の講座も取り入れ、認知症について理解を深める内容の取り組みについて発表されました。この講座をきっかけに認知症の人や家族が住みやすい街づくりの推進、専門職として地域連携し、認知症への理解を深め、地域の土壌作りをしていきたいと締めくくられていました。

「死」のテーマの分科会16「その人らしく最後を迎えるために～病院薬剤師から立場を変えて関わる～」では広島県から、安芸地区医師会居宅介護支援事業所の薬剤師でケアマネジャーの鉄穴口麻里子先生による看取りまでの「生」を支えるチームワークの発表を拝聴しました。地域にある基幹病院と顔の見える連携のための取り組みの事例検討会、医療・介護連携シートの作成、ACPの普及活動、在宅向けの疼痛マネジメントマニュアルの作成、薬局の相談窓口との連携、在宅ホスピスボランティアの養成等を通じ、病院と在宅双方の多職種のスタッフとの日頃からの情報交換を行い、在宅チームの連携力、多職種が連携した適切なケアの提案で主治医を支え次の事例へとつながっていく、チームの信頼関係の築き方、情報共有が重要であることを考えさせられました。

最後に、認知症の母と耳の遠い父と離れて暮らす私－「ぼけますから、よろしくお願いします。」という広島県呉市、泣きながら撮った1200日の記録というドキュメンタリー映画の紹介をされていました。皆さんも是非、ご覧になってみて下さい。

モバイルファーマシーサミット

災害対策委員会委員長　**串田　慎也**

日　時：平成30年９月23日（日・祝）16：00～18：00
場　所：ANAクラウンプラザホテル金沢

今年も、日本薬剤師会学術大会に合わせて、モバイルファーマシー（MP）担当者会議 －MP サミット－ が開催されました。豪雨災害より続く異常気象の中、幸いにも天候にも恵まれ、今年は諸事情により学術大会のプログラムには載らず、裏メニュー的な開催ではありましたが、例年になく多数の参加者がありました。

プログラム

1. 豪雨災害での広島県薬剤師会の対応
　広島県薬剤師会　災害対策委員長　串田　慎也
2.「災害時における保険医療について」
　日本薬剤師会　担当常務理事　永田　泰造
3.（1）「備蓄薬について－ JMAT の携行医薬品リストと日赤の携行医薬品の紹介」
（2）「MP の運用方法について－災害処方箋あり、災害処方箋なし、平時」
　熊本県薬剤師会　担当常務理事　小林　裕司
4.「これからの運用方法について」
　大分県薬剤師会　担当理事　伊藤　裕子
5.（1）「和歌山 PDASS（ピーダス）災害時薬剤師支援 簡易システムについて」
　和歌山県薬剤師会　災害対策委員会委員　小谷　武司
（2）「シスメックスについて」
　兵庫県薬剤師会　担当副会長　三宅　圭一

まずサミットの冒頭に、先般会誌にて報告させていただいた内容にて、今回の豪雨災害での広島県薬剤師会の対応を報告させていただきました。

日本薬剤師会の災害対策委員を中心に、サミットが行われましたがその中でも、今回、2. 及び 3.-（2）でも話がありました、災害処方箋と災害「時」の処方箋の取り扱いについて、周知が必要であると感じましたので、お知らせしたいと思います。

まず災害処方箋とは、災害救助法に基づく医療の一環として、救護所、避難所救護センター等で公布された処方箋（保険医療機関以外で発行された処方箋）であり、災と表記があります。原則は当該救護所内にて調剤されるものですが、場合によっては保険薬局に持ち込まれることもあります。当該調剤に係る報酬について保険請求はできず、全額救護所の設置主体である県市町に請求するものとなり、また原則現物支給であることから薬剤料のみの請求となります。ただし、県によって協定が結んである場合は、調剤手数料で一定額をプラスして請求することが可能ですので、そこは通知をよく確認する必要があります。

そして、災害「時」処方箋ですが、災害時に保険医療機関から発行された処方箋であり、通常の診療報酬の取り扱いとなります。ただし、災害時での取り扱いとなりますので、通常確認が必要な保険情報がない場合等でも保険調剤の取り扱いは可能です。患者の自己負担も減免措置になることがあります。この際、罹災証明書等は必要ではありません。ただ何でも OK ということでもありませんので、通知をよく確認していただく必要があります。

詳細については、日本薬剤師会事務局 災害救助法適用地域における保険処方箋と災害処方箋の相違点（平成28年４月21日）を確認ください。

今回のサミットに参加して感じたことですが、MP も平成24年度の配備開始より６年が経過し、全国配備も10台を数えるようになりました。それぞれの地域・薬剤師会の状況により、現在普及しているキャンピングカーベースものではなく3.5tトラックを改造した少し大きめの熊本 MP や通常は展示会用車両として使われているトラックに調剤機器等を装備して出動する兵庫 MP など運用方法が違うものも出てきました。

各地に MP が配備され、今後はどのように運用方法していくか、特に連携を取って動くかが課題となってきました。昨年の MP サミットでも課題となりました搭載医薬品の共通化や運用システムの開発ですが、各県それぞれで動いていることもあり、なかなか難しい面があります。搭載医薬品についても、そもそも DMAT・JMAT の採用医薬品が各県によりちがうことから、搭載医薬品については、共通リスト化は難しいのではないかと思われました。

逆に薬剤師サイドでチョイスが可能であるOTC薬をある程度共通化することができそうであり、各県MPとの運用システムの共用化が可能かどうかを含め今後の課題と考えます。

MPの運用等についてもよりよい活動のため、会員の皆様からの遠慮ないご意見・ご指摘も頂戴いたしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

平成30年度 第２回 中国・四国ブロック エイズ治療拠点院等連絡協議会

副会長　谷川　正之

日　時：平成30年９月27日（木）13：45～
場　所：メルパルク広島　６階「平成」

広島県健康福祉局健康対策課感染症対策担当監の河端邦夫氏の司会により定刻に始まり、広島県健康福祉局長田中剛先生より、開会挨拶があった。続いて、県立広島病院総合診療科・感染症科部長の宮本真樹先生が座長席に着かれ、「中国・四国ブロックのエイズ対策の実施状況について」と題して、医師の立場から広島大学病院エイズ医療対策室長の藤井輝久先生よりエイズ診療の考え方などについて、歯科医師の立場から広島大学大学院医歯薬保健学研究科歯髄生物学研究室教授の柴秀樹先生より定期的に口腔衛生管理を受けることのできる歯科医療体制の構築が必要であることなど、報告があった。

次に、患者からの提言として大阪HIV訴訟原告団の理事者より、非加熱の血友病製剤によりC型肝炎・HIVに感染したこと、過度のマスコミ報道により偏見・差別を助長し現在でも社会に残っていることなどの発言があった。

次に、厚生労働省からの情報提供では「エイズ予防指針の改定を踏まえたHIVの医療体制について」と題して、厚生労働省健康局結核感染症課エイズ対策推進室室長補佐の原澤朋史先生より、エイズ予防指針の改定のポイントにつて、HIV・エイズ発生動向及びHIV・エイズ対策について、エイズ予防指針の改正を踏まえたHIV医療体制について、情報提供などの講演があり、休憩に入った。

休憩後、特別講演１では藤井輝久先生の座長で「小児HIV感染症診療の現場から～小児科医からみたHIV感染症～」と題して、国立研究開発法人国立国際医療研究センター小児科医師　田中瑞恵先生より、子どもと小児科医、日本における小児HIV感染症の現状、小児HIV感染症の特徴（症例提示も含め）、予後調査の結果（エイズ対策政策事業）、日常診療で遭遇する困難にどう対処するか、今後の課題と展望などについて、先進国のHIV母子感染予防対策ガイドラインを比較検討し、日本の特色を考慮した母子感染予防対策を提示した「HIV感染妊娠に関する診療ガイドライン」（初版）が2018年３月に完成したことなどの講演があった。

続いて特別講演２では、広島市立広島市民病院副院長の岡本良一先生が座長を務められ、「今年度の話題」について国立研究開発法人国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センター専門外科医長の田沼順子先生より、ACCの疫学、HIV感染者の癌～血友病HIV感染者に対する癌スクリーニング研究結果～、HIV感染者のメンタルヘルス、PMDA報告書を活用した薬害被害者への個別支援、患者が高齢化していること、ACCにおける過去３年間の死亡原因がメンタスヘルス（自殺）であることなどについて講演があった。連絡協議会は予定時刻を過ぎ、17時前に閉会となった。

【報告】

平成30年度広島県エイズ対策推進会議が８月27日（月）午後７時から広島県感染症・疾病管理センターで開催され、エイズ医療体制について、近年広島市内や隣県で治療を受けていた感染者等が、県東部圏域の医療機関で治療を受ける機会が増加している状況があり「エイズ治療の中核拠点病院」に独立行政法人国立病院機構福山医療センターを新たに加え、県立広島病院、独立行政法人広島市立病院機構広島市立広島市民病院と３病院にすることを承認し、９月25日をもって選定された。

健康寿命延伸研修会報告
～薬局でできるメタボリックシンドローム予防について～

安芸薬剤師会　城﨑　利裕

日　時：平成30年９月29日（土）15：00～18：00
場　所：広島県薬剤師会２F　ふたばホール

研修会の開催にあたり、豊見会長より開会の挨拶があり、新会館での大規模な研修会は初であると述べられた。

研修１．昨年度（誤嚥性肺炎）、今年度の四師会の取組（健康寿命延伸についての意義）

常務理事　中川　潤子先生

高齢者における肺炎の70%以上が誤嚥に関係しており、今回は嚥下機能の低下した高齢者、パーキンソン病などの神経疾患や寝たきりの患者に多い「誤嚥性肺炎」と薬剤の関りについて述べられた。

はじめに誤嚥とは、食べ物が口から食道へ送られるものが気管へ入ってしまう現象で、誤嚥性肺炎とは嚥下機能障害により、唾液や食べ物、胃液と共に細菌を気道へ吸引することにより発症する。

次に嚥下機能を低下させる薬剤と機序についてでは、ドパミン拮抗薬は嚥下・咳反射の低下、筋弛緩薬は筋力低下などの例を挙げて説明された。

以上のことなどをふまえ、四師会の取り組みとしては多職種・医療機関及び地域で協働し、薬剤師は薬物療法で中心的な役割を果たすことが期待されていると報告された。

研修２．薬局業務に活かせるメタボリックシンドロームの予防について

広島県環境保健協会　健康増進課
課長補佐　松本　玲子先生

食生活やライフスタイルの変化で肥満が増え、中でも高血圧、高血糖、脂質異常症のうち２つ以上合わさった

状態をメタボリックシンドロームと呼ぶ。

今回は、メタボリックシンドロームの予防として食事と運動について説明された。

食事については、一汁三菜、腹八分目を目標とする。一汁三菜とは主食（エネルギー）、主菜（身体を作る）、副菜（身体の調子を整える）のことで、バランスの取れた食事を意味する。

次に、食事量については、夜の食事量が多くならないように心がける。理想としては「朝：4　昼：3　夜：3」が黄金比である。特に朝食は重要で朝食欠食者は1.75倍肥満になりやすい傾向がある。

続いて間食の摂り方については、洋菓子よりも和菓子、アイスクリームよりもシャーベットなど脂質の多いものから少ないものに変更すること、夜は食べないようにすることが間食の上手な摂り方である。

また、アルコール飲料においても、日本酒なら１合、ビールなら500mLが適量である。メタボリックシンドロームの人は現時点より確実に減らすことが重要で、お酒のおかずも低脂肪、低塩などに心がける。

その他アルコール飲料には、肝機能障害、高血圧、高尿酸血症などにも関係するので注意が必要である。

食べ方も重要な要素で、よく噛んで食べることが満腹感を与え食べすぎの防止につながる。例えば１回で50回以上の咀嚼で摂取エネルギーが３分の１減少するといわれている。まずは目標30回を目指して咀嚼してほしいと述べられた。

次に運動については、１日30分の運動を目標にすることが重要である。効果的なトレーニングとしてウォーキングがあり、ひざなどを傷めない歩き方を指導している。

また、筋力トレーニングとして「スロースクワット」「片脚立ち」は、実際に参加者がその場で行い指導を受けた。一見簡単そうに見えるが、バランスのとり方が難しく日ごろからの取り組みが必要と感じた。

研修３．健康広島21（第２次）改訂版･メタボリックシンドローム・ひろしまヘルスケアポイントについて

広島県地域包括ケア・高齢者支援課
健康長寿担当監　今岡　寛之先生

日本は長寿国であるが、自立度は男性が72歳頃から急激に､女性は70歳頃から緩やかに自立度が低下し始める。広島県は全国的に見てもワーストに近く､広島県では｢健康ひろしま21｣を平成25年から計画している。

その中の一つに「ひろしまヘルスケアポイント制度」があり、HMカードを利用してポイントを付与する制度がある。

ポイントを獲得する取り組みとして、運動の促進、特定検診・がん検診の受診、体重の記録などがある。貯めたポイント数により協賛企業からの特典を受けることができる仕組みとなっている。

研修４．HMネットの概要とひろしま健康手帳について

広島県医療介護計画課
参事　今井　真由美先生

HMネットは患者の同意を得た上で診療情報を開示し、医療機関間で共有する地域医療連携ネットワークである。

診療情報開示・参照システムは、基幹病院が診療した情報を地域のかかりつけ医が参照するシステムである。

次に、｢ひろしま健康手帳」とは、スマートフォンやパソコンで血圧、体重、血糖値などのヘルスデータや健診結果、投薬履歴などの管理ができるHMネットのコンテンツである。この中にオンラインお薬手帳（日薬ｅお薬手帳）と連携され、薬局での処方、調剤情報を医療機関や薬局で共有することができる。

薬局においてもHMネットを地域住民に紹介し、更なる普及に努めていただきたいと述べられた。

研修５．薬局業務でのひろしま健康手帳の活用について

広島県薬務課　技師　上田　健太先生

平成27年10月｢患者のための薬局ビジョン｣において、薬局には地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する機能（健康サポート機能）が期待されている。

その一つとして「ひろしま健康手帳」というツールがあり、まずはツールの普及、活用、有用性の証明が健康サポートの成果となる。

薬局業務においても、｢はじめ方をサポート｣｢使い方をサポート｣｢一緒に振り返りアドバイス」を行うなど全てにかかわっていただきたいと述べられた。

平成30年度 薬物依存対策支援者スキルアップ研修

常務理事　中川　潤子

日　時：平成30年10月５日（金）10：00～12：00
場　所：広島県農林庁舎　101会議室

テーマ：薬物依存症の理解と対応
講　師：埼玉県立精神医療センター
副病院長　成瀬　暢也先生

今回の研修会は、保健・福祉・司法・警察・更正保護に係わる関係機関などで、相談支援業務に従事する人が対象でした。

講演の内容は以下の項目です。

1．わが国の薬物問題の現状
2．薬物依存者が忌避される理由
3．依存症とは
4．依存症の治療とは
5．新たな依存症の治療
6．当センターでの依存症治療の実際
7．依存症の背景にあるもの
8．依存症の回復支援
9．「ようこそ外来」の治療成績

わが国の薬物依存症の専門医療機関は10ヵ所程度しかなく、専門医も20名に満たない現状の中で、薬物依存症は「病気」ではなく「犯罪」としてのみ捉えられる傾向が今も続いています。

成瀬先生が行われた「ようこそ外来」とは、薬物依存症外来患者に対して

①治療スタッフが受診に歓迎の意を表し
②覚醒剤の使用を通報しないことを保証し
③治療から脱落しないことに十分配慮し
④治療関係・信頼関係づくりを配慮して
⑤断薬を強要せず、再使用を責めずに
⑥当たり前の精神科診療を提供する

ことです。

「ようこそ外来」を受診された患者さんは、特別なプログラムがなくても、治療継続率や断薬率・改善率が高まることが示唆されたそうです。

この様に、依存症の治療は、決して特殊なものではなく、専門医療機関でなくても治療は可能です。他の精神疾患と同じように薬物依存症者に当たり前に外来で関われば、改善に向かいます。2016年６月の「刑の一部執行猶予制度」の施行を受けて、ひとりでも多くの治療者が、当たり前に治療に関わってもらえることが切望されます。通常の治療対応を続けるだけでも、有効な効果が期待できるとのことでした。

また、私たち治療者・支援者に対しては、

依存症者に関わるのであれば、私たち自身が「健康」であること、

依存症者に対して「共感と信頼」を持てる様に意識し続けることが大切

だと述べられました。

ひとを信じられるようになると、
ひとに癒されるようになります。
ひとに癒されるようになると、
アルコールや薬物に酔う必要はなくなります。

依存症は人間関係の問題です。
回復とは、信頼関係を築いていくことです。

依存症者も家族も、よりどころとなる治療者を求めています。依存症の治療は決して特殊なものではありません。彼らは決して、特別な人たちではありません。わが国の依存症者が、回復を望んだときに、当たり前に治療を受けられる日がくることを切望します。

成瀬先生はこのようなお言葉で講演を終了されました。

先生のご講演を拝聴するのは２回目ですが、今回も２時間があっという間に過ぎてしまいました。薬物依存症者に関わる医師の現状報告という形のご講演でしたが、先生がおっしゃったように、薬物依存症者という特殊な見方ではなく、日常の患者さんと同じような対応を心掛けていくことが大切だと思いました。

平成30年度 薬剤師認知症対応力向上研修

日　時：平成30年10月６日（土）
場　所：広島県薬剤師会館

報告Ⅰ

安佐薬剤師会　**新佛　暢康**

在宅訪問をするようになり見えるようになってきた薬局以外での患者背景。薬局で見ていた姿と実際の家庭生活での姿のギャップ。これはいろいろな症例で見受けられることとは思いますが、特に認知症患者に関しては顕著なケースと言えるのではないでしょうか。薬局来局時には感じ取ることができなかったのに、在宅訪問することで初めてその患者本来の姿を患者家族から聞かされた時の衝撃を僕は忘れることができません。認知症とは思っていなかった患者が実は認知症だと知らされた時、薬剤師としては恥ずべきことですが、その患者本人にどう対応すればいいのかわからなかった、そんな経験があります。職場でも認知症患者に経験の豊富なスタッフもおらず、誰に相談していいのかわからない。ネットや書籍で認知症というものの知識や体験談を得るぐらいのことしかできていませんでした。そんな中、今回の研修会のことを知りました。興味を持ったのは研修のタイトルに「認知症対応力」と入っていたのが大きかったかもしれません。少しでも今後の対応に活かせる情報や技術が身に付けばと思い参加しました。

この研修会は４時間という時間ではありましたが、その時間の中で認知症の「基本知識」、「対応力」、「制度等」の３つの内容が凝縮された研修でした。「基本知識」の部では、ふないり脳クリニック　副院長　村上智子先生が認知症の種類や特徴、ご自分の診察の経験談などを踏まえ、大変わかりやすくご教授くださいました。中でも医師が薬剤師に求める要望もお話になり、この内容が自分的にはかなり参考になりました。まず、

①今のジェネリック一辺倒な時代、病名の確認なく安易にジェネリックに変更してしまうと先発品しか適応を持っていない薬に関しては保険が通らないので可能な限り医師に病名の確認を取ってから変更してもらいたいこと
②認知症の種類によっては高血圧などの治療も必要なので病態的な知識も持ってもらいたいこと
③腎機能などに注意の必要な認知症の薬剤が処方された時、専門領域ではない医師が処方することもあるためしっかり確認を取ってもらいたいこと
④薬剤性の認知症もあるのでその可能性のある薬剤に関してはしっかり把握してもらい、本当にその患者さんに必要な薬剤を見極め、服用薬を減らす工夫も大切であるということ
⑤認知症患者の場合、診察時の薬の説明はかなりの時間と手間がかかるため、薬局の方でしっかり薬の飲み方、副作用のことについて説明してもらい、患者一人にかかる診察時間の短縮に協力してほしいという連携の要望

をおっしゃっていました。日頃、認知症薬に接する機会の少ない私にとってこの研修を受ける前まで認知症は少し取っ付きにくい印象のある分野でしたので少し身構えていましたが、この「基本知識」の部の内容は大変わかりやすく頭に入ってくる内容で、今すぐにでも認知症薬の服薬指導をしてみたい、そんな衝動に駆られた講義内容でした。

「対応力」の部では、主に薬局での認知症患者やその家族に対しての対応に関しての内容でした。認知症は第一発見が大事という考え方の中、認知症に「気づき」そして多職種に「つなぐ」ことが、多職種連携の中で薬局に求められているということでした。薬局でのほんの一瞬の関わりの中でも、ふとした仕草などで読み取れる認知症特有の情報から「気づく」という観察能力と、気づいた時にその情報を医療機関や地域包括センターなどに「つなぐ」という発信能力を磨くことの必要性を具体的な事例を交えながら教えていただきました。

「制度等」の部では、認知症の人を支えるための医療・介護、地域が連携した生活支援の重要性を理解するという内容で、地域包括ケアシステム、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の概要について説明していただきました。正直この制度的な内容がいつも一番苦手な分野で、人に説明しろと言われたら絶対できないなと感じながらも見聞きしたことのある単語、地域連携で必要な項目には特に意識しながら説明を聞きました。

研修を受けての感想ですが、当初目的としていた認知症に関する基本知識、対応の仕方を学ぶことができ、自分としては非常に有意義な研修となりました。そして何よりも、薬剤師は服薬指導をするだけの存在では最早多職種連携の中での存在価値はなくなるという現実を改めて知ることのできた研修にもなりました。いかに医師を始めとする多職種の方々との連携の輪の中に、薬剤師

としての専門性を発揮しながらその存在価値を認めてもらえるようになるか。認められることは簡単なことではありませんが、今回のような研修を受け、積極的にいろんな分野に興味を持ち、知識を求める気持ちを持ち続けることが多職種連携で薬剤師の必要性を感じてもらえる第一歩になると信じ、これからも積極的に地域連携に関わっていきたいと思う所存です。

報告Ⅱ

広島市薬剤師会　**吉川　勇人**

当薬局に来られていたAさんは急激に認知症が進み、今はグループホームに入所されています。Aさんの変化に気づいてからの数カ月間、薬剤師として適切かつ十分に対応できたか、今でも考えるところがあります。

最初の変化は、「薬が足りない」という一本の電話から始まりました。今まで一度もそういうことはありません。薬を家まで持っていき、薬が足りなかったことをお詫びしました。数日すると、また「薬が足りない」と電話がありました。先日、届けたことを説明しても「無いものは無い」と納得してもらえなかったので、再び薬を家まで持って行きました。家の中に入ると物が散乱していて足の踏み場もありません。Aさんと一緒に薬を探すと、台所のテーブル上の物の間に埋もれていました。

一連の出来事を主治医のB先生に報告すると、県病院に紹介されて認知症治療薬が処方されました。B先生に相談して、薬を一包化してお薬カレンダーにセットしました。それでもコンプライアンスはよくなりません。Aさんは息子さんと二人暮らしですが、息子さんは仕事に出られるため、日中は一人で生活されています。Aさんはとんかつ弁当が大好きで、「弁当を買ってきて欲しい」と私に何度も言われたり、他の用事を頼まれたり、と振り回されることがよくありました。

そうこうしているうちに息子さんが地域包括支援センターに相談され、程なく介護認定を受けられて、すぐにグループホームに入所されました。息子さんともお話ししましたが、認知症患者の前では家族も薬剤師もできることは限られています。

今回の研修を受けての“気づき”を列挙します。

・MMSE検査（ミニメンタルステート検査）30点満点でカットオフは23点。（余談ですが、家内のMMSEの得点は29点でした。私は怖くてできません。）
・アリセプトだけレビー小体型認知症への適応を持っている。ジェネリック医薬品を調剤する時、注意が必要。
・レビー小体型認知症の人は抗精神病薬への重篤な副作用が出現しやすい。
・前頭側頭型認知症は、触法行為（万引き等）につながる確率が高い。
・認知症の症状は大きく二つに分けられる。
　①病気としての中核症状：記憶障害や話がかみ合わない言語機能障害など。
　②病気に伴う行動・心理症状＝BPSD：介護者に抵抗する、急に怒り出す、興奮や徘徊行為など。
・認知症が疑われる症状を発見すれば、速やかに主治医に報告するとともに家族に相談する。独居老人であれば、地域包括支援センターに連絡する。

認知症患者の診断・治療は医師が行い、薬剤師はよりよい薬物療法（服薬回数や剤型変更の検討・副作用の早期発見等）を行うための提案を積極的にしていきたいと思いました。また、認知症患者の尊厳を守るとともに、家族の介護についても共感的態度で臨みたいと思います。

今回の研修で学んだことを、明日からの業務に“つなげ”ていこうと思います。

指　定　店　一　覧

平成30年10月１日現在

部　門	指　定　店	会　員　価　格	営業日時	定休日	所　在　地	電話番号
ゴム印・印鑑	㈱入江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30 ～19:00	日曜、祝日、（８月の土曜）	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	㈱呉阪急ホテル	宿泊20％引、宴会５％引、婚礼５％引、料飲10%引 外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23％引、料飲５％引、婚礼５％引、宴会５％引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10％引、レストラン５％引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン５％引、宴会料理５％引、婚礼、料飲５％引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル㈱	オートローン3.6%、リフォームローン3.9% 外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島ＴＹビル６F	(082)249-8011
家具	㈱河野家具店	店頭表示価格から５～20%引	9:00 ～19:00	毎週火曜（火曜日が祝日の時は営業）	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工　西部	25～60％引き　赤札より10～15%	平日 8:30 ～18:00 年中無休	8/13～15、12/29～1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	㈱サインサービス	見積額の10%割引		毎週土･日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ケ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト㈱	機械警備10,000円／月～、ホームセキュリティ4,000円／月～、保証金免除	平日 9:00 ～18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	㈱全日警広島支店	月額警備料金10,000～15,000円（別途相談）、機器取付工事代20,000～30,000円、保証金免除	（土･日曜及び祝祭日を除く）	土･日･祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	㈱北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ～17:30	毎週土･日曜日、祝日	広島市南区東雲本町2-13-21	(082)283-5133
時計･宝石･メガネ･カメラ	㈱ナカオカ	15～20%引（企画品、相場価格商品は除く）	10:00 ～19:00	毎週水曜日、夏期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	㈱下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10～20%引（一部除外品あり）	9:00 ～19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット㈱	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車買取	㈱JCM	優遇買取価格に加えて「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。または買取価格に応じたANA･JALマイルを付与。	（平日） 9:30 ～19:00 （土） 9:30 ～17:30	日曜日･祝日･年末年始	広島市西区高須2-11-1 ランドマーク高須1階	（査定受付） 0120-322-755 （代表） (082)507-1155
書籍	㈱紀伊国屋書店 広島店	現金のみ定価の５％引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F	(082)225-3232
	ゆめタウン広島店				広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)250-6100
食事・食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品５％引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	㈱平安堂梅坪 対象店舗（デパートを除く直営店）	５％引	対象店舗（デパートを除く直営店）年中無休 9:30 ~19:00	日・お盆・年末年始休業	広島市西区商工センター7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富㈱広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入：店頭価格より５%off、器材オーバーホール：通常価格より５%off	8:30 ～20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125

部　門	指　定　店	会　員　価　格	営業日時	定 休 日	所　在　地	電 話 番 号
進物	㈱進物の大信	５～20％割引（但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く）（個別配送費 広島県内無料（2,000以上の商品））	６～９月 10:00 ～18:30 10～５月 ９:30 ～18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	㈲中山南天堂	５～25％（但し一部ブランド品食品を除く）	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価２割引、 葬具（柩外）１割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	㈱玉屋	葬儀・花輪20％引、 生花５％引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10％引（一部除外品有）	平日 ９:00 ～17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ファックス	ミノルタ販売㈱	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 （ショールーム）	(082)248-4361
仏壇・仏具	㈱三村松本社	仏壇平常店頭価格より30～40％引、仏具平常店頭価格より10～20％引（但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。）			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
墓石	大日堂㈱	特別価格	10:00 ～17:00	水曜日	広島市東区温品5-10-48	0120-04-1234
旅行	ひろでん中国新聞旅行㈱	募集型企画旅行（パッケージ旅行）本人のみ３％割引	平日 10:00～18:30 土・日・祝 11:00～18:00	年末年始 休業	広島市中区基町11-10	(082)512-1000
	㈱日本旅行 広島八丁堀支店 （県内各支店）	赤い風船３％引、マッハ５％引、ベスト３％引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1Ｆ	(082)247-1050
装飾	青山装飾㈱	特別価格	８:30 ～17:30	日・祝日、第２・４土曜日	広島市西区商工センター5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所㈱ 介護事業部 福山営業所	車いす（アルミ製55％・スチール製60％）、歩行補助ステッキ40％引き	９:30 ～18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	㈱エディオン法人営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製品10％引、パソコン関連５％引	９:30 ～18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	メットライフ生命 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中 国家資格を持ったファイナンシャル・プランニング技能士が対応	９:00 ～18:00 （平日）	土・日・祝日	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング7F	(082)247-3473 担当：小原（オハラ） 丸本（マルモト）
引越	㈱サカイ引越センター	通常価格より15％割引	年中無休（但し1/1～1/3は休み）		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス（中小企業向け）	㈱福利厚生倶楽部中国（中国電力グループ会社）	入会金（一法人）31,500円→無料、月会費1,050円／人 サービス内容（一例）全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設：約4,000ヶ所　2,000円～、◆公共の宿：1泊2,500円／人補助◆パックツアー：10％OFF、◆フィットネス：１回500円～、◆映画：1,300円 等	９:00 ～18:00 （平日）		広島市中区国泰寺町1-3-22 ＥＲＥ国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタコーポレーション	特別価格	サービスについては24時間365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 ㈹ 担当：桑田昭正

広島県薬剤師会会員証（会員カード）について

・新規受付は平成21年８月末をもって終了しました。
・継続の方は引き続きご利用いただけます。
・ご利用の際は、広島県薬剤師会**会員証**をご提示ください。

広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。

是非ご利用ください。

【割引の対象となる展覧会】

・特別展（新県美展＜広島県美術展＞は除きます）

ブリューゲル展　画家一族 150年の系譜

会　　期：2018年10月８日（月・祝）～
　　2018年12月16日（日）
　　会期中無休
開館時間：９：00～17：00
　　※金曜日は19：00まで開館
　　※入場は閉館の30分前まで
　　※10月８日（月・祝）は10：00開場
入 場 料：一般　　1,500円→1,300円
　　高・大学生　1,000円→　800円
　　小・中学生　　600円→　400円
会　　場：３階企画展示室

※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

〈問合わせ先〉

広島県立美術館

〒730-0014　広島市中区上幟町２－22

TEL：(082) 221－6246

FAX：(082) 223－1444

ホームページ　http://www.hpam.jp/

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館　団体割引会員登録

団体番号：**１１００６８**

団 体 名：**社団法人 広島県薬剤師会**

◈ 県薬だより ◈

県薬より
各地域・職域薬剤師会への発簡

8月17日　平成30年度緩和ケア薬剤師研修への参加について（依頼）

8月21日　平成30・31年度公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙・補欠の代議員選挙結果の告示について（通知）

8月22日　「敷地内薬局」に関する情報提供のお願いについて

8月23日　災害救助法の適用について（依頼）

8月24日　平成30・31年度地域・職域薬剤師会役職等について（依頼）

8月28日　次世代指導薬剤師特別委員会地域担当者説明会の開催について（広島地域）

8月28日　医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.141」の提供について（通知）

8月29日　次世代指導薬剤師特別委員会地域担当者説明会の開催について（東地域）

9月6日　「人を対象とする医学系研究」に関する研修会開催について（依頼）

9月21日　応需薬局リスト「ファックスをご利用ください」の送付について

10月2日　平成30年度「薬と健康の週間」における取組内容の報告および健康フェア等に関するイベントレポートのご提出について（依頼）

10月5日　広島県薬剤師認定基準薬局について（依頼）

10月5日　薬剤師会認定基準薬局の平成30年度第2次認定について（依頼）

10月10日　平成30・31年度薬事衛生指導員の推薦について（依頼）

10月11日　医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.142」の提供について（通知）

10月16日　医療事故情報収集等事業第54回報告書の公表等について（通知）

10月16日　医療事故情報収集等事業平成29年年報の公表について（通知）

◆ 7月定例常務理事会議事要旨

日　時：30年7月19日（木）午後6時30分～午後9時30分
場　所：広島県薬剤師會館
議事要旨作製責任者：豊見　敦
出席者：豊見会長、野村・青野・谷川・松尾各副会長、村上専務理事、有村・小林・竹本・豊見・中川・平本・二川・宮本・柚木・吉田各常務理事
欠席者：松村常務理事

【会長挨拶】

皆様ご苦労様です。今回の豪雨災害につきまして、もしも親戚の方やお知り合いの方で被災されておられる方がおられましたらお見舞い申し上げます。

思った以上にひどい災害でありまして、薬剤師会としても大変なことになりました。7月6日金曜日には正副会長会議で村上先生が帰宅するのに30時間かかったり、豊見常務理事が出張先の呉市から帰られなくなるというような事態が起こりました。県薬としては、翌7日土曜日には災害対策本部を立ち上げ、週明け11日月曜日には呉地区にモバイルファーマシーを出すという即決ができました。

土日も含めてずっと、私と薬務課の應和課長が電話で連絡をしつつ、対応を進めております。

安芸地区でも災害が起こっており、1ヶ所の避難所に支部として薬剤師を派遣していただいております。三原では本郷の被害が大きく、三原支部から三原市の災害対策連絡会議等に参加されております。

広島県薬剤師会としては、3つの避難所に派遣薬剤師を3日単位で送っています。

朝早いところでは、8時半からミーティングという場所もありますが、現在の交通事情からすると広島からでは4時間かかって着くかどうか、という状況です。夜は閉鎖される場所もあり、通いでないと活動できないところもありますので、今後の調整が大変であろうと思います。

また、22日からは、他県から3泊4日で派遣をしていただきます。まず山口県のチームが入ってきます。その後のチームも決まっていて、3人1組で3泊4日です。朝こちらに来ていただいて、期間中は呉のホテルに泊まっていただき、帰りにこちらにレンタカーを返していただくというスケジュールにしております。予定通りいきますと、8月6日くらいまでに県外から9チーム入ってきます。県外から入っていただいても、そのチームだけ送り出すことはできませんので、事情がわかる人が付いていなければなりません。そういうところもあり、まだ薬剤師の募集をしているところです。

呉の安浦でも、薬局の被害が大きく、薬剤師会として適切な対応がとれるよう、災害対策委員会の中で考えながら、或いは現場で考えていただきながら、一つずつ解決をしていっているような状況です。

県外からのチーム派遣については、8月6日までの日程を頼んでいます。日赤の医療チームについてはおそらく、今月中に撤収することを考えているだろうと推測しています。しかしながら、我々の支援はそれで終わらないだろうと考えますので、覚悟の上で臨んでいこうと思っております。情報については、県薬のホームページからワンクリックで見ることができますので、是非とも実情を知っていただきたいと思います。

1．審議事項

（1）広島県四師会役員連絡協議会への出席及び協議事項について（資料1）（回覧）（野村副会長）

日時：８月30日（木）18：30～（予告は19：00～）
場所：ANAクラウンプラザホテル広島　３階オーキッド
同日の17：30からは社会保険担当理事連絡協議会が開催される。出席者と提出協議議題については、青野副会長が検討することとされた。

（２）第51回日本薬剤師会学術大会（金沢）の参加について（回覧）（野村副会長）
会期：９月23日（日）・24日（月・祝）
会場：石川県立音楽堂、ANAクラウンプラザホテル金沢、ホテル日航金沢他
上記にて開催される。出欠については、本日の回覧にて確認。申込については、各自で行うこととされた。

（３）第57回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会　中国四国支部学術大会の薬学生対象企画展示について（資料２）（谷川副会長）
期間：11月10日（土）・11日（日）
場所：米子コンベンションセンター BIG SHIP・米子市文化ホール
今回の鳥取県には、薬学部が無いため、企画展示について、行わないこととされた。

（４）第35回広島県薬事衛生大会の共催及び実行委員の推薦について（資料３）（野村副会長）
共催：毎年共催済み
推薦人数：４名
（昨年度：野村祐仁副会長、青野副会長、谷川副会長、中川常務理事を推薦）
実行委員会開催後の決定ではあるが、上記４名を中心に11月29日（木）に薬事衛生大会を県医師会で開催し、薬祖神大祭は薬剤師会で開催することとされた。

（５）労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力について（資料４）（野村副会長）
指定薬局：1,382件
保険薬局を対象とした薬剤師会開催の研修会が無いため、10月14日の中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の集団的個別指導後に時間をいただけないか、相談することとされた。

（６）平成30・31年度職域部会及び委員会等委員名簿について（案）（資料５）（谷川副会長）
８月９日に開催する理事会決定に向け、原案を作成した。概ね変更は無いが、財務では検査センターが無くなり、新しく薬局が追加された。

（７）新聞広告について（谷川副会長）
８月５日に半５段で薬剤師会の移転記事、８月19日に全５段で薬草に親しむ会とお薬手帳啓発の記事、10月に全５段で県民公開講座、薬と健康の週間の記事を掲載することとされた。

（８）資金の借入について（資料６）（横山事務局長）
借入予定額：270,000,000円
借入予定日：７月26日（木）～30日（月）
７月30日の新会館引き渡しに当たり、工事代金の支払いが必要となるため、借入予定額について、本常務理事会で承認し、理事会において報告することとされた。

（９）平成30年度医療安全セミナーの開催について（資料７）（野村副会長）
日時：10月21日（日）10：00～
場所：広島国際会議場
（前年度：松尾先生出席）
本年度は、柚木・吉田各常務理事が出席されることとされた。

（10）広島県心不全患者在宅支援体制構築事業「心臓いきいき在宅支援施設」公募について
（昨年度：会誌９月号、ファックス一斉同報、メールニュース）（資料８）（野村副会長）
昨年度と同様の対応を取ることとされた。

（11）平成30年度薬物依存症支援者スキルアップ研修の開催について（資料９）（野村副会長）
日時：10月５日（金）10：00～12：00
場所：広島県農林庁舎101会議室
本日の常務理事会での紹介のみとされた。

（12）平成30年度あいサポートリーダー（講師）養成研修の実施について（資料10）
（広島会場）
日時：８月31日（金）10：35～（野村副会長）
場所：県庁自治会館会議棟　１階101会議室
申込締切：８月17日（金）
（福山会場）
日時：９月28日（金）10：35～
場所：福山庁舎第１庁舎　141会議室
申込締切：９月14日（金）
本日の常務理事会での紹介のみとされた。

（13）北方領土返還要求運動広島県民会議県民大会及び街頭啓発への参加について（資料１１）
日時：８月21日（火）13：30～15：50（野村副会長）
場所：広島県民文化センター
要請人数：２名以上
野村副会長、横山事務局長が出席されることとされた。

（14）後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）
ア．健康サポートフェア2018の後援名義使用について（資料12）
期間：９月15日（土）・16日（日）
場所：広島グリーンアリーナ
（毎年断る）
本年度もお断りすることとされた。

イ．第26回広島県言語友の会みつぎ大会の後援名義使用について（資料13）
日時：９月30日（日）10：00～15：00
場所：公立みつぎ総合病院保険福祉総合施設附属リハビリテーションセンター
（初めて）
後援名義の使用を承諾することとされた。

ウ．第３回薬と健康の「やく薬フェスタ」の後援について
日時：９月16日（日）10：00～15：00
場所：広島駅南口地下広場（広島市南区松原町９－１）
（毎回承諾済）
後援について、承諾することとされた。

２．報告事項
（１）６月定例常務理事会議事要旨（別紙１）
（２）諸通知
ア．来・発簡報告（別紙２）

イ．会務報告（〃 3）
ウ．会員異動報告（〃 4）
（3）委員会等報告

（豊見会長）
ア．田中剛広島県健康福祉局長との会合
6月17日（日）
イ．第53回広島県薬剤師会定時総会
6月17日（日）
ウ．広島原爆障害対策協議会評議員会
6月21日（木）於　広島原爆対策協議会（中区千田町）
エ．第117回中国地方社会保険医療協議会広島部会
6月26日（火）於　中国四国厚生局
オ．県立広島大学来会
6月26日（火）
カ．平成30年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰選考専門委員会
7月3日（火）於　県庁・東館
小林常務理事が文科大臣表彰を受けることが報告された。
キ．正・副会長会
7月6日（金）
ク．災害対策本部設置
7月7日（土）～
ケ．災害対策委員会
7月9日（月）
コ．平成30年度日本薬剤師会賞等選考委員会
7月10日（火）於　東京・日薬
村上専務理事が日本薬剤師会の功労賞に決まったことが報告された。
サ．モバイルファーマシー出発
7月11日（水）
シ．日本薬剤師会意見交換会
7月11日（水）於　日本薬剤師会
ス．日本薬剤師会第2回都道府県会長協議会（会長会）
7月11日（水）於　日本薬剤師会
セ．應和薬務課長との打合せ（災害関連）
7月12日（木）於　県庁

（野村副会長）
ア．平成30年度「看護の日」広島県大会
5月13日（日）於　広島県民文化センター
イ．薬事情報センター・会営薬局等打合せ
5月23日（水）
正式な委員会として動けるのは8月からとなるので、今後詳細については詰めていきたいと報告された。
ウ．第29回ジュノー記念祭
6月17日（日）於　平和記念資料館
エ．平成30年度広島県薬物乱用対策推進本部会議
7月11日（水）於　広島ＹＭＣＡ国際文化センター
オ．「薬草に親しむ会」現地下見・薬草観察会（中止）
7月15日（日）於　似島（広島市南区）
場所が決まらないため、本年度は薬剤師会の新会館をお披露目することも踏まえ、過去の講座のまとめのような形式で新会館で開催してはどうかと考えている。次回の打合せで薬務課に提案する予定であると谷川常務理事より報告された。

（青野副会長）
ア．平成30年度第3回ＨＭネット運営会議
6月19日（火）於　広島県医師会館
イ．認定基準薬局運営協議会
6月26日（火）
98件の審査があったと報告された。
ウ．認定基準薬局研修会
7月1日（日）於　広島県薬剤師會館
エ．全国健康保険協会広島支部第1回広島県医療関係者意見交換会（中止）
7月11日（水）於　広島県歯科医師会

（松尾副会長）
ア．第38回広島県薬剤師会学術大会実行委員会（資料14）
6月25日（月）

（村上専務理事）
ア．平成30年度患者のための薬局ビジョン推進事業打合会
6月15日（金）
今回、尾道支部、因島支部においては参加しないことが報告された。
イ．広島県介護支援専門員協会定期総会及び研修会
6月16日（土）於　広島県健康福祉センター
ウ．復職支援研修会
6月19日（火）於　まなびの館ローズコム　参加者1名
エ．認定実務実習指導薬剤師養成講習会
7月8日（日）於　まなびの館ローズコム
参加者　講座①②③7名、①②1名、③1名、更新2名
オ．平成30年度患者のための薬局ビジョン推進事業説明会
7月18日（水）
カ．第50回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ（薬学教育者ワークショップ）中国・四国 in 福山
7月15日（日）・16日（月）於　福山大学
参加者16名

（竹本常務理事）
ア．日本薬剤師会第91回定時総会
6月23日（土）・24日（日）於　ホテルイースト21東京
3月に日薬会長として、山本候補者が決定された。
6月に理事者の選任が行われ、豊見日薬理事が日薬常務理事として決定されたことが報告された。

（豊見常務理事）
ア．ひろしま医療情報ネットワーク（HM ネット）ワーキンググループ
6月21日（木）
デモンストレーションを行い、今後の進め方を検討した。各支部の意見、要望を聞くことができた。ＨＭネット、ｅお薬手帳、ｅ-薬 Link、健康の庫をどう理解していただくかが課題。この件について、県医師会に依頼をしていると報告された。

（豊見日薬理事・日薬常務理事）
ア．日本薬剤師会第3回理事会
6月22日（金）
イ．日本薬剤師会第4回理事会
6月24日（日）於　ホテルイースト21東京
ウ．日本薬剤師会第5回理事会
7月10日（火）於　東京・日薬
7月17日に日薬常務理事会があり、その後に日薬の

災害対策会議が開催され、広島の現状をお伝えしたと報告された。

（中川常務理事）

ア．広島県環境審議会第３２回温泉部会（資料１５）
６月25日（月） 於 県庁・本館

（平本常務理事）

ア．健康サポート薬局委員会
６月19日（火）

イ．平成30年度第１回『自立支援』多職種ネットワーク推進会議
６月22日（金） 於 広島県医師会館
「自分らしくノート」に薬剤師の名前が書かれていなかったこと等含め、修正を要望される団体が多数であった。在庫が無くなり次第に、改める予定であることを報告された。

ウ．平成30年度第１回地域包括ケア強化推進検討委員会
６月29日（金） 於 広島県医師会館
地域包括支援センターで、医療・生活にどこまで自分達ができているのか、点数表があり、その中に、薬に関する項目が一切入っていなかったため、組み込んでいただくよう依頼をしたと報告された。

エ．平成30年度第１回介護支援専門員アセスメントマニュアル作成検討会議（中止）
７月６日（金） 於 広島県医師会

オ．医療・衛生材料供給体制検討委員会（中止）
７月９日（月）

（二川常務理事）

ア．平成30年度第１回ひろしま食育・健康づくり実行委員会
７月12日（木） 於 県庁・本館
中止であったことが報告された。

（吉田常務理事）

ア．広報委員会
６月21日（木）

イ．復職支援研修会
７月９日（月） 於 広島県薬剤師會館
参加者６名

ウ．地域リハビリテーション専門職等人材育成研修（専門研修）に係る打合せ（中止）
７月10日（火） 於 県庁

（横山事務局長）

ア．平成30年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会（資料16）
６月18日（月） 於 広島県健康福祉センター
今後６年間、運動を継続することが決定され、規約改正、29年度の決算が報告された。今後の会長選任については（前：衣笠祥雄氏）、県で厳選するということであったと報告された。

（指導）

ア．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
６月27日（水） 於 広島合同庁舎 （青野副会長、村上専務理事）
調剤の完了は投薬した時か、調剤済みの時か、明確でない部分があった。調剤の完了は、指導が終わった時点であると指導したことが報告された。

イ．集団指導
７月１日（日） 於 広島国際会議場フェニックスホール

ウ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
７月５日（木） 於 広島合同庁舎（中川・吉田各常務理事）

エ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
７月12日（木） 於 広島合同庁舎 （平本・有村各常務理事）
中止であったと報告された。

オ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
７月18日（水） 於 広島合同庁舎 （竹本・柚木各常務理事）

３．その他の委員会等報告事項（野村副会長）

ア．安田女子大学早期体験学習
６月19日（火） 於 安田女子大学

４．地域薬剤師会等総会報告（野村副会長）

（１）呉市薬剤師会定時総会
６月23日（土） 於 呉阪急ホテル

（２）広島佐伯薬剤師会総会（豊見会長）
６月27日（水） 於 酔心アルパーク天満屋店

（３）福山市薬剤師会総会（豊見会長）
６月28日（木） 於 まなびの館ローズコム

（４）尾道薬剤師会定時総会
７月12日（木） 於 尾道市総合福祉センター
豪雨災害により、会長欠席であったと報告された。

５．地域薬剤師会等総会の開催について（野村副会長）

（１）広島県青年薬剤師会 ７月22日（日） 於 広島県薬剤師會館

６．その他

野村副会長より、８月９日（木）19：00より、理事会が開催されることが報告された。

（１）常務理事会の開催について（野村副会長）
８月23日（木） 午後６時30分～（議事要旨作製責任者【予定】中川潤子）
議事要旨作製責任者は中川常務理事に決定された。

（２）中国新聞 西日本豪雨災害見舞い社名連合広告について（資料17）（野村副会長）
掲載日：７月19日（木）
広告料：30,000円
（掲載承諾済）

（３）平成30年度オレンジリング・イベントへの後援名義使用について（資料18）（野村副会長）
（承諾済）

（４）全国健康保険協会広島支部ジェネリック医薬品セミナーの共催および名義の使用について
（東部）日時：８月２日（木）18：30 ～（資料19）
（野村副会長）
場所：福山リーデンローズ
（西部）日時：８月９日（木）18：30～
場所：広島県医師会館
（承諾済み）
FAX 一斉同報することが決定された。
村上専務理事より、本年度も糖尿病重症化予防の事業を継続したいという依頼がきている。追って説明

に来られる予定であることを報告された。
（５）第64回中国地区公衆衛生学会の開催について（資料20）（野村副会長）
期間：８月20日（月）・21日（火）
場所：広島市文化交流会館
（６）職員の採用について（資料21）（横山事務局長）
（７）常務理事会議事要旨責任者予定一覧表について（資料22）（野村副会長）

◆ 8月定例常務理事会議事要旨

日　時：30年８月23日（木）午後６時30分～午後８時40分
場　所：広島県薬剤師会館
議事要旨作製責任者：中川潤子
参加者：豊見会長・野村・青野・谷川・松尾各副会長、
有村・小林・豊見・中川・二川・宮本・柚木・吉田各常務理事
欠席者：村上専務理事、竹本・平本・松村各常務理事

【豊見会長挨拶】
新会館での初めての常務理事会です。７月６日の災害では、発生直後から竹本先生、平本先生、お二人にほぼ毎日のように安浦地区、小屋浦、天応地区へ出ていただき、佐々木先生と串田委員長、豊見常務理事にも、中心となって活動していただき、ほぼ何とか終えることができました。８月12日に県薬が直接かかわっているところの支援は終わりました。会館の引っ越しと重なったので、いろんな業務がまだ残っていますが、何とか土曜日の新会館お披露目式を迎えて、土曜日は外からお客さんが来られるので、そのときにはきちんととした形を整えたい。皆様の御協力を得て、もっとよい、使いやすい会館になっていけばと思っているのでよろしくお願いしたい。と挨拶された。

１．審議事項
（１）後発医薬品使用促進を目指した薬局へのアンケート調査について（資料１）（豊見会長）
薬務課上田氏と医療介護保険課熊野氏よりアンケート調査について説明された。
国から委託をされて実施する後発医薬品使用促進に向けた事業をすることで、今年度広島県においては薬局においての課題や、薬局がどんなふうな工夫をしているのかを調べて、今後の取り組みに参考としていくとのこと。来月に発送、御回答をいただくことになっているので、薬剤師会と協力しながら、ジェネリックの使用促進に取り組みたいので、よろしくお願いしたいと依頼があった。
（２）災害薬事コーディネーター導入検討会の設置及び委員の委嘱について（資料２）（野村副会長）
委員：１名
任期：平成31年３月31日まで
青野拓郎副会長を推薦することとした。
（３）平成30年度広島県認知症疾患医療センター合同セミナーへの出席について（資料３）
日時：９月21日（金）19：00～20：30（野村副会長）
場所：ホテルグランヴィア広島
参加希望があれば事務局まで連絡することとした。
（４）第38回広島県薬剤師会学術大会について（松尾副会長）
日時：11月18日（日）　10：00～
場所：広島県薬剤師会館
医師会・歯科医師会・病院薬剤師会とのシンポジウムのシンポジストは豊見敦常務理事とすることとした。
（５）第57回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会の一般演題座長推薦について（資料４）（松尾副会長）
日時：11月10日（土）・11日（日）
推薦：２名
竹本貴明・中川潤子各常務理事を推薦することとした
（６）「がん検診へ行こうよ」in マツダスタジアム2018のイベントスタッフの募集について
日時：９月22日（土）11：00 ～（資料５）（野村副会長）
内容：来場者へのチラシ等の配布、５回裏のグランド内啓発パフォーマンス等
申し込みをしないこととした。
（７）21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラムの医療情報コーナーへの対応について（資料６）（松村常務理事）
開催日時：平成31年１月19日（土）14：00～16：00
場所：広島県医師会館
出展は見送ることとした。
（８）第51回日本薬剤師会学術大会モバイルファーマシーサミットへの参加について（資料７）
日時：９月23日（日）16：00～18：00（野村副会長）
場所：ANA クラウンプラザホテル金沢
大会に参加する役員は、できるだけサミットへも参加することとした。
（９）平成30年度広島県臨床研究・CRC 研修会の周知・参加について（資料８）（野村副会長）
日時：10月６日（土）13：00～17：00
場所：広島国際大学広島キャンパス
（10）第51回日本薬剤師会学術大会の事前登録参加費の振込確認について（谷川副会長）
事前登録をしている役員（常務理事以上）は領収証の提出をすることとした。
（11）会営薬局の会計について（谷川・野村各副会長）
薬局が９月からオープンするにあたり、収入がないため、法人会計からお金を収益事業の薬局の部門に移す必要があるということで、試算を説明された。
正職員の２名の薬剤師と事務員人件費　約700万弱。
休日と年末年始の勤務薬剤師人件費　300万程度（時給2,500円程度）　医薬品 500万程度
備品（購入済み）100万
予備　400万程度
合計2,000万程度薬局運営費に必要と試算。
薬剤師会から2,000万の薬局運営費を振り替えることが承認された。
（12）平成30年７月豪雨災害の義援金について（谷川副会長）
全体で69件、100万円の目標が、178万1,016円となり、日本赤十字広島支部に募金することとした。
（13）平成30年度第２回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会の開催について
日時：９月27日（木）　13：45 ～ 16：45（資料９）（谷川副会長）
場所：メルパルク広島
今後、若い先生たちに、エイズの薬害や、患者さん

からの話を実際に聞いいていただきたいと報告があり、参加を推奨することとした。

(14)「(仮称) 広島県テロ対策パートナーシップ推進会議」設立総会の開催について (資料10)
日時：９月28日（金）13：30～15：00（谷川副会長）
場所：広島県警察本部
横山事務局長が出席することとした。

(15) 平成30年度クルーズ船事故対応訓練の見学について (資料11)（谷川副会長）
日時：10月５日（金）13：00～15：00
場所：広島港外貿ふ頭（広島市南区宇品海岸３丁目宇品波止場公園付近）
横山事務局が出席することとした。

(16) 消費税の軽減税率制度の広報・周知及び制度説明へのご協力のお願い（再・追加協力依頼）について (資料12)（野村副会長）
開催しないこととした。

(17) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）

ア．日本動脈硬化学学会 FH 疾患啓発研修会の共催・研修シール単位認定について (資料13)
日時：９月９日（日）11：30～15：20
場所：広島 YMCA 国際文化センター
(初めて)
共催名義のみ承認された。

イ．広島国際大学薬学部卒後教育研修会の共催について (資料14)
日時：10月27日（土）16：00～19：40
場所：広島国際大学呉キャンパス
(毎年：承諾)
共催することが承認された。

ウ．疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用推進講習会～症例から適正使用を学ぶ～」の後援名義使用及び広報について (資料15)（野村副会長）
日時：12月１日（土） 15：00～18：15
場所：広島国際会議場
定員：300名
主催：厚生労働省、広島県、(公財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター
(平成25・21・17年度承諾)
後援名義の使用について承認された。11月号会誌に掲載し広報することとされた。

エ．第36回広島院内感染対策研究会の共催について (資料16)
日時：10月６日（土）14：00～17：00
場所：広島県医師会館
主催：特定非営利活動法人ひろしま感染症ネットワーク
(初めて)
共催することとが承認された。

追加

●総合医療フェア2018in 広島県への協力について
(株) エバルスが総合医療フェア2018in 広島県を、広島テレビのコンベンションホールで、10月21日に開催する。熊本地震の経験からということで、災害時の活動の展示のブースをつくるので、モバイルファーマシーの写真をパネル展示し、宣伝をさせて欲しいという話があった。
協力することが承認された。

●新会館披露式について
参加者総数 74名。役員11時集合。
司会 吉田常務理事・案内係 中川・柚木各常務理事。
モバイルファーマシー 竹本常務理事。写真 辻哲也氏の役割分担を承認した。
式典会場への入室の際、ヤクザイくんがお出迎えすることとした。

２．報告事項

(１) ７月定例常務理事会議事要旨（別紙１）
(２) 諸通知
ア．来・発簡報告（別紙２）
イ．会務報告（〃 ３）
ウ．会員異動報告（〃 ４）
(３) 委員会等報告

(豊見会長)

ア．広島県青年薬剤師会総会
７月22日（日） 於 広島県薬剤師會館

イ．第23回会館建設特別委員会
７月24日（火） 於 広島市東区二葉の里

ウ．正・副会長会
７月25日（水） 於 広島県薬剤師會館

エ．第118回中国地方社会保険医療協議会広島部会
７月26日（木） 於 中国四国厚生局

オ．広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式
８月６日（月） 於 平和祈念公園

カ．広島県健康福祉局薬務課来会（災害処方箋）
８月７日（火）

キ．広島県地域保健対策協議会平成30年度第１回定例理事会
８月８日（水） 於 広島医師会館

ク．大和ハウス工業㈱取材
８月９日（木）
ドローンを飛ばして撮影した映像が、ホームページ等にアップしてあるので見ていただきたいと報告があった。

ケ．第３回理事会
８月９日（木）

コ．広島県歯科医師会荒川会長訪問（引越挨拶）
８月10日（金） 於 広島県歯科医師会
歯科医師会との間の道路については、自由に使っていただくことになっているが、実際の使用は未定。売却については、今後相談して進めて行きたいと報告された。

サ．第838回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会
８月10日（金） 於 支払基金広島支部

シ．平成30年度ひろしまヘルスケア推進ネットワーク総会来会
８月21日（火）

ス．司法書士との打合せ
８月23日（木）

セ．第４回正・副会長会
８月23日（木）

(野村副会長)

ア．第１回広島県アレルギー疾患医療連絡協議会
７月20日（金） 於 県庁
広く県民に、地域にかかわらず適切なアレルギー疾患治療を受けられてアレルギー疾患の情報入手ができる体制を敷き、生活環境を維持、向上するための支援体制を構築するという目的で開催された。今の

アレルギーの疾患対策の現状と、食物アレルギーについて検討することとなった。

イ．選挙管理委員会
７月25日（水）　於　広島県薬剤師會館

ウ．平成30年度「薬草に親しむ会」打合会
７月30日（月）

エ．薬局運営 WG
８月10日（金）　於　広島県薬剤師会館
運営経費等について検討したことが報告された。

オ．選挙管理委員会
８月20日（月）

カ．「薬草に親しむ会」現地下見
８月22日（水）
湧永庭園に下見に行ったことが報告された。

（青野副会長）

ア．平成30年度第４回 HM ネット運営会議
７月24日（火）　於　広島県医師会館
電子お薬手帳がつかえるようになる。レセコンを使えるように進めている。
別のパソコンを使うということが一番の使う上での問題になっているが、三菱メルフィンが一応レセコンのほうで使えるように進めるということで、医師会と話し合いを進めるということが報告された。

イ．平成30年度第１回医療費適正化計画検討委員会
７月26日（木）　於　県庁・本館

（松尾副会長）

ア．平成30年度広島県合同輸血療法委員会
７月21日（土）　於　日本赤十字社中四国ブロック血液センター
看護師・臨床検査技師でそれぞれワーキンググループを立ち上げることになり、薬剤師も勧められたが今回はワーキングは立ち上げず、協力はすることにした。

イ．医療事故調査等支援団体連絡協議会
８月３日（金）　於　広島県医師会館
医療事故で死亡事故を対象としているので、ほとんどは病院で起こるということで、実際に相談については、県薬ではゼロ件ということで報告した。

（野村副会長）

ア．復職支援研修会
７月24日（火）　於　まなびの館ローズコム

イ．広島県禁煙支援ネットワーク運営委員会
８月10日（金）　於　広島県環境保健協会

ウ．禁煙推進委員会
８月21日（火）
薬剤師会主催でテーマを 「たばこのない世界を目指して私たちができること」とすること。
学校薬剤師に、禁煙の活動についてのアンケートを送り、発表してもらうことが報告された。

（豊見日薬常務理事）

ア．日本薬剤師会第６回理事会
８月７日（火）　於　東京・日薬
薬機法の改正のところで薬剤師の業務をどうしていくかが議論されているが、医師会のほうからいろいろと医薬分業の価値を話題に出されたりして、これが８月、９月とぐらいには結論が出るということですので、まだ議論が続きそうな気配であると報告された。
●テニスの大会が広島で今行われており、担当のドクターからドーピングの相談、乗ってもらえないかというオファーが、静岡の薬事情報センターの大石先生の経由で、広島情報センターにあった。その大会も８月19日から24日までの大会だが、今のところ電話相談はないということが報告された。
●９月８日から16日に開催される花キュービットジャパンウイメンズオープンテニスもスポーツドクターを依頼されており、改めてそれの相談の対応についても依頼をさせていただきたいという相談があったので、今後また対応をしていくことになるとの報告があった。
●今後、水島センター長にスポーツファーマシストを取得してもらうこととした。

（中川常務理事）

ア．広報委員会
７月23日（月）
８月22日（水）

イ．在宅医療・介護保険 WG
７月31日（火）
広島県四師会で取り組む健康寿命延伸のための県民フォーラムが、12月１日に開催予定。これに先駆けて薬剤師会で何かやろうということで、今回はメタボリックシンドロームについてが四師会でのテーマなので、薬剤師会としては、メタボリックシンドロームの予防についてお話を伺って、あとはひろしま健康手帳で予防するということで、９月29日に研修会をすることになったので参加していただきたいと報告があった。

（柚木常務理事）

ア．アレルギー・リウマチ相談員養成研修会
８月４日（土）・５日（日）　於　TKP 広島平和大通りカンファレンスセンター
アレルギー・リウマチ相談員養成研修会で、医療従事者のみでなく、養護教諭とか栄養士とかを対象とした研修会だったので、とてもわかりやすくて相談を受け付けやすいような研修会であったとの報告があった。

（吉田常務理事）

ア．第63回中国地区学校保健研究協議大会
８月16日（木）　於　島根県民会館
竹本先生が今回の災害の件で、小学校を利用した活動の話をされた。他県でも、学校薬剤師会の好事例の発表があって、結構その中で私たちができることがいろいろあったので、詳細は会誌で報告したいと報告された。
午後からのグループワークのときに、保健師さんと同じグループでいろいろ話をすることがあり、意外と薬剤師がどんな活動するかというのを知らなかったりしていたので、もっと薬剤師としての活動を保健師、学校の養護教諭さんに伝えてもいいのではと報告された。

イ．中小企業等の復興に係る説明会
８月23日（木）　於　安佐北区スポーツセンター
今回の災害、広島県と岡山県と愛媛県に特化された補助金の話で、この取り組みに関しては、グループをつくって補助金を申請してくださいということ。
１店舗ずつ、各店舗ずつの補助金の話ではなく、グループをつくって医療の復興とか、そういうのでグループをつくって補助金を申請してもらう必要があ

るということであったと報告された。
グループのつくり方はいろいろあって、例えば安浦の地区にも入れるし、医師会、薬剤師会のグループ、そういう一つの店舗が両方に入れるが、追加では入れないということであった。

（豊見会長）

グループ補助金について、厚生労働省医政局地域医療計画課主催の説明会が別途に開催されるようで、広島は９月６日木曜日に開催予定になる。薬務課の意向としては、これは対象が県及び地区医師会、県の歯科医師会並びに県薬剤師会等をお願いしたい、集めたいというようなことの説明会があり、補助金を受けるためにはグループで、今おっしゃったとおり、復興事業計画を申請する必要がある。薬剤師会は医師会とのグループを組むのがよいのではと、薬務課としては考えていると。説明会の日程が確定したらまた御連絡させていただくということであった。

（指導）

ア．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
７月25日（水） 於 広島合同庁舎 （青野副会長、村上専務理事）

イ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
８月２日（木） 於 広島合同庁舎 （竹本・中川各常務理事）

ウ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
８月８日（水） 於 広島合同庁舎 （青野副会長、有村常務理事）

エ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
８月22日（水） 於 広島合同庁舎 （平本・柚木各常務理事）

３．その他の委員会等報告事項（野村副会長）

（１）市郡地区医師会 救急・災害医療担当理事 緊急連絡協議会
７月19日（木） 於 広島県医師会館

（２）平成30年度ヒロシマ薬剤師研修会
７月22日（日） 於 廣仁会館

（３）日本薬剤師会平成30年度病院診療所薬剤師研修会
７月28日（土）・29日（日） 於 広島国際会議場
28、29の予定だったが、台風が来て29日は中止になった。日薬と相談をして、可能であれば29日の一日分の研修会を広島で開催するということで今検討しているが、日程と会場がなくて、開催できないかもしれないと報告があった。参加者は450人であった。

４．地域薬剤師会等総会報告（野村副会長）

（１）広島県女性薬剤師会総会
９月９日（日） 於 おりづるタワー
中川常務理事より、次回からは、会館を使用したいとの依頼があった。

５．その他

（１）常務理事会の開催について（野村副会長）
９月20日（木） 午後６時30分～（議事要旨作製責任者【予定】平本敦大）

（２）平成30年度広島県四師会役員連絡協議会について（野村副会長）
日時：８月30日（木）18：30～
場所：ANA クラウンプラザホテル広島 ３階 アカシア
健康サポート薬局を取得する際に、看護協会、歯科医師会、医師会等と連携をとる必要があるので、協力依頼をすることと、敷地内薬局についての説明をすることが報告された。

（３）広島県医療介護総合確保推進委員会の委員就任について（資料17）（野村副会長）
豊見雅文 会長（継続）

（４）広島県医療安全推進協議会委員の推薦につて（資料18）（野村副会長）
青野拓郎 副会長（継続）

（５）広島県エイズ対策推進会議委員の推薦について（資料19）（野村副会長）
谷川正之 副会長（継続）

（６）広島県医師会糖尿病対策推進協議会幹事の推薦について（資料20）（野村副会長）
松尾裕彰 副会長（継続）

（７）平成30年度広島県臨床研究・CRC 研修会の共催について（資料21）（野村副会長）
日時：10月６日（土）13：00～17：15
場所：広島国際大学広島キャンパス
主催：広島県
（毎年承諾・本年度承諾済）

（８）平成30年度老人保健福祉月間の主唱について（資料22）（野村副会長）
（毎年承諾・本年度承諾済）

（９）平和祈念 U－12デンタルサッカーフェスタ2018への協賛について
開催期間：８月17日（金）～ 19日（日）（資料23）（野村副会長）
場所：広島広域公園第一球技場
協賛：１／３画 ３万円
（毎年協賛・本年度承諾済）

（10）平成30年度緩和ケア薬剤師研修について（資料24）（青野副会長）
日時：１日目 10月14日（日） ９：40～16：30
２日目 10月21日（日） ９：40～16：30
場所：広島県薬剤師会館
これまでは、県病院で開催されていたが今年度から、新会館を使用することになった。
例年どおり、支部からの推薦を募集していると報告された。

（11）平成30年度自立支援多職種連携推進研修の開催について（資料25）（野村副会長）
日時：９月26日（水） 13：30～16：00
場所：広島市南区民文化センター

（12）第７回リカバリー・パレード「回復の祭典」in ヒロシマについて（資料26）（野村副会長）
日時：９月24日（月）
場所：ハノーバー庭園～

（13）「オレンジリング週間」（認知症理解促進強化週間）における取組について（資料27）
・オレンジリング・イベント「世界アルツハイマーデー記念講演会い in 廿日市市」
日時：９月24日（月）

（野村副会長）
場所：ボートレース宮島イベントホール
（14）労災レセプト電算処理システム導入へ向けた説明会について（資料28）（野村副会長）
日時：９月27日（木）　13：30～14：00
場所：広島 YMCA 国際文化センター
前回、臨時常務理事会において、集団指導の時に同時開催というような御意見もあったが、YMCA 広島国際文化センターで９月27日に開催することとなった。

●７月豪雨災害での被災状況調査について
薬局の被害状況と自宅と被害状況を調査する。
日薬と同額を県薬で加えてお見舞いすることとする。
退会の薬局、退会者もわかれば被害状況を報告してもらうこととした。

●貸し会場の鍵について
女性薬剤師会・青年薬剤師会・広島漢方研究会には専用のカードを渡すこと。
他団体に関しては、貸し出しの条件として、前もってとりに来られること、終わった後は速やかに返してもらうこととする。
必要な会場のみの鍵を貸し出すこととした。

◆ 9月定例常務理事会議事要旨

日　時：30年９月20日（木）午後６時30分～午後９時40分
場　所：広島県薬剤師会館
議事要旨作製責任者：平本敦大
出席者：豊見会長、野村・青野・谷川・松尾各副会長、村上専務理事、有村・小林・竹本・中川・平本・松村・宮本・柚木・吉田各常務理事
欠席者：豊見・二川各常務理事

【豊見会長挨拶】
本日の会議ですが、マイクを通していただかないと録音ができないため、必ずマイクのスイッチを入れてから発言してください。将来的に Web 会議を行う際にちゃんと放送を乗せるためにはコンタクトマイクが必要だということで、皆さんに慣れていただかなくてはと思っておりますので、ぜひとも御協力をお願いいたします。
また、７月の豪雨災害のほうは整理にかかっておりますが、これから将来に向けて残した課題を整理していきたいと思っております。よろしくお願いします。

１．審議事項
（１）協会けんぽからの事業説明について（別紙）（野村副会長）
多剤処方者への通知事業及び糖尿病重症化予防事業について説明があり、協力することで承認された。
（２）会営薬局の会費等について（資料１）（野村副会長）
会費については、A 会費と B 会費の差額及び保険薬局部会費（広島市薬分）を薬局長に支給することで承認された。薬局長は A 会員だが実質 B 会費を自己負担して頂くこととなる。なお県薬の保険薬局部会費は徴収しないこととした。
（３）借入金の借り換えについて（資料２）（谷川副会長）
最終的に 5,000万円を期間10年で銀行から長期借入し、銀行への返却が終了後に各支部からの借入金を返金していくこととした。支部とは10年据え置きの20年払いで契約書を作成することで承認された。
（４）第38回広島県薬剤師会学術大会について（資料３）（谷川副会長）
日時：11月18日（日）　午前10時～
場所：広島県薬剤師会館
参加費：2,000円
次のとおり担当役員を決定した。
（司会）柚木常務理事、（開会及び閉会の辞）野村副会長、（１～４座長）松尾副会長、（５～７座長）谷川副会長、（８～10座長）青野副会長
（５）医療薬学フォーラム2019／第27回クリニカルファーマシーシンポジウムの後援及び組織委員就任について（資料４）（松尾副会長）
日時：2019年７月13日（土）・14日（日）
場所：広島国際会議場
後援及び豊見会長の組織委員就任について承認された。
（６）臓器提供意思表示に関する普及啓発資材発送の薬局データについて（資料５）（吉田常務理事）
薬局データを提出することが承認された。
（７）平成31年薬事関係者新年互礼会の開催について（野村副会長）
次のとおり決定した。
日時：１月10日（木）　午後４時～
場所：広島県薬剤師会館
（８）第54回広島県薬剤師会臨時総会の開催について（野村副会長）
次のとおり決定した。
日時：３月24日（日）　午後１時～
場所：広島県薬剤師会館
（９）理事会の開催について（野村副会長）
次のとおり決定した。
日時：２月16日（土）　午後４時半～
場所：広島県薬剤師会館
（10）地域・職域会長協議会の開催について（野村副会長）
次のとおり決定した。
日時：２月16日（土）午後３時～
場所：広島県薬剤師会館
（11）第55回広島県薬剤師会定時総会の開催について（野村副会長）
次のとおり決定した。
日時：６月16日（日）　午後１時～
場所：広島県薬剤師会館
（12）会館の施設利用料について（資料６）（豊見会長）
料金は主催団体により判断することで承認された。
主催・共催は会員価格とすることとし、判断が難しい場合は会長が決定することとした。
（13）PhDLS 研修会の主催団体について（資料７）（豊見会長）
今回のプロバイダーコースについては主催として表記されているのでこのままで仕方がないが、今後については主催として取り組む必要があるのかを踏まえて災害対策委員会で検討することとした。
（14）ドラッグマガジン取材依頼について（資料８）（豊見会長）
豊見常務理事が対応することで承認された。
（15）平成30年７月豪雨災害への支援活動等をまとめた冊子の作成及び配付について
（竹本常務理事）

災害対策委員会で冊子を作成し、会員薬局に配付することが承認された。

（16）広島県病院協会薬剤師研修会の課題とすべき内容と講師推薦依頼について（資料９）
日時：12月３日（月）～ 14日（金）の平日（野村副会長）13：30～16：30
場所：広島県医師会館
講演時間：約３時間
松尾副会長を推薦することが決定された。

（17）後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）

ア．福山大学薬学部卒後教育研修会共催依頼について（資料10）
日時：10月27日（土）14：55～17：00
場所：県民文化センターふくやま
共催することが承認された。

イ．「簡易懸濁法研究会　実技セミナー in 米子」の開催の案内と後援のお願いについて
日時：11月９日（金）18：00～21：30（資料12）
場所：国際ファミリープラザ
後援することが承認された。案内は行わないこととした。

ウ．日本食品衛生学会第114回学術講演会の協賛について（資料13）
期間：11月15日（木）・16日（金）
場所：広島国際会議場
協賛しないことが決定された。

エ．第59回広島県公衆衛生大会～健やかな暮らしをつくる人々の集い～の後援について
日時：11月16日（金）　10：30～15：00（資料14）
場所：東広島市黒瀬生涯学習センター　せせらぎホール
後援することが承認された。

オ．第７回先端的がん薬物療法研究会の開催にかかる共催名義使用と広報について（資料15）
日時：平成31年１月13日（日）10：00～17：00
場所：グランドプリンスホテル広島
後援することが承認された。また会誌11月号で広報することとした。

２．報告事項

（１）７月定例常務理事会議事要旨（別紙１）

（２）諸通知

ア．来・発簡報告（別紙２）

イ．会務報告（〃　３）

ウ．会員異動報告（〃　４）

（３）委員会等報告

（豊見会長）

ア．第44回広島県国保診療施設地域医療学会
８月25日（土）　於　広島市文化交流会館

イ．広島県薬剤師会館完成披露式
８月25日（土）

ウ．第119回中国地方社会保険医療協議会広島部会
８月28日（火）　於　中国四国厚生局

エ．平成30年度広島県四師会役員連絡協議会
８月30日（木）　於　ANA クラウンプラザホテル広島

オ．協会けんぽ広島支部来会
８月31日（金）

カ．広島県健康福祉局がん対策課来会
８月31日（金）

キ．千代田興産㈱来会
９月３日（月）

ク．㈱データホライゾン来会
９月４日（火）

ケ．第839回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会及び懇親会
９月７日（金）於　支払基金広島支部

コ．HbpMS セミナー「薬局経営の原理を考える」
９月８日（土）於　広島県薬剤師会館

サ．広島県女性薬剤師会総会
９月９日（日）於　おりづるタワー

（野村副会長）

ア．「薬草に親しむ会」開催運営委員会
９月３日（月）

イ．第35回広島県薬事衛生大会実行委員会
９月６日（木）

ウ．政令指定都市薬剤師会来会（義援金）
９月20日（木）
横浜市薬剤師会から義援金をいただいたことが報告された。

（青野副会長）

ア．平成30年度第５回 HM ネット運営会議
８月24日（金）　於　広島県医師会館

イ．平成30年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会
８月30日（木）　於　ANA クラウンプラザホテル広島

ウ．退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会
９月７日（金）

エ．第１回広島 PhDLS 研修会（インストラクターコース）
９月15日（土）　於　広島県薬剤師会館

オ．第２回広島 PhDLS 研修会（プロバイダーコース）
９月16日（日）　於　広島県薬剤師会館

カ．生活保護等の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて（資料16）
生活保護受給者は原則として、ジェネリック・後発医薬品の給付を行うという、10月１日から施行される法律について報告された。

（谷川副会長）

ア．平成30年度広島県エイズ対策推進会議
８月27日（月）　於　広島県感染症・疾病管理センター

イ．財務担当者会議
９月18日（火）

ウ．第38回広島県薬剤師会学術大会出展打合会
９月20日（木）

（松尾副会長）

ア．薬事情報センター委員会
９月10日（月）

イ．広島県薬剤師研修協議会（資料17）
９月14日（金）　於　広島県医師会館
研修協議会のカレンダーをリニューアルすることについて、カレンダー自体の改修が129万6,000円、Web の申し込み機能が28万2,960円となり研修協議会の委員会で承認されたことを報告された。

（村上専務理事）

ア．在宅支援薬剤師専門研修検討委員会（資料18）

8月31日（金）
イ．HIV 研修会打合せ
9月11日（火）
ウ．復職支援研修会
9月18日（火）　於　なまびの館ローズコム
参加者1名
（竹本常務理事）
ア．県庁インターンシップにおける施設実習
8月30日（木）　於　広島県薬剤師会館
イ．広島県薬剤師会薬事情報センター業務紹介・薬剤師の災害活動及びモバイルファーマシーの見学
9月13日（木）　参加者19名
ウ．可搬式調剤棚について
（中川・吉田各常務理事）
ア．平成30年度あいサポートリーダー（講師）養成研修
8月31日（金）　於　県庁自治会館
（中川・柚木各常務理事）
ア．未成年者の飲酒・喫煙防止啓発キャンペーン
9月9日（日）　於　広島総合グラウンド
（平本常務理事）
ア．平成30年度第1回介護支援専門員アセスメントマニュアル作成検討会議
7月26日（木）　於　広島県医師会館
イ．第12回日本褥瘡学会広島県在宅褥瘡セミナー
8月4日（土）　於　県立広島病院
医療衛生材料についての説明を行い、高評価を得たと報告された。
ウ．第3回次世代指導薬剤師特別委員会
8月24日（金）　於　広島県医師会館
エ．次世代指導薬剤師特別委員会　広島地域担当者事前説明会
9月5日（水）　於　広島県薬剤師会館
知識習得ではなく、地域で研修会を企画・立案する人材を育成するという主旨説明を支部担当者へ行ったと報告された。
オ．広島県環境保健協会来会
9月7日（金）
カ．健康サポート薬局届出促進に向けた検討会
9月11日（火）　於　県庁
各地域で健サポを許可しないという流れが多かったため、逆に少しでも拾い上げていただいて、アドバイスを行って認定を得るという方向に向かっていただきたいと発言をしたと報告された。
キ．次世代指導薬剤師特別委員会　東地域担当者事前説明会
9月12日（水）　於　尾道総合病院
（松村常務理事）
ア．「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」第2回役員会
9月13日（木）　於　広島県医師会館
（吉田常務理事）
ア．医療機関等を対象とした「中小企業等グループ補助金」等に係る説明会
9月6日（木）　於　県庁・自治会館
イ．復職支援研修会
9月10日（月）　於　広島県薬剤師会館
参加者6名
ウ．広報委員会
9月13日（木）
・第51回日本薬剤師会学術大会報告原稿（締切：10月13日（土））
（指導）
ア．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
8月29日（水）　於　広島合同庁舎　（二川・宮本各常務理事）
イ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
9月6日（木）　於　広島合同庁舎　（中川常務理事、中野理事）
ウ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
9月12日（水）　於　広島合同庁舎　（竹本常務理事、下田代理事）
エ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
9月19日（水）　於　広島合同庁舎　（村上専務理事、吉田常務理事）
オ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
9月20日（木）　於　広島合同庁舎　（有村・平本各常務理事）

3．その他の委員会等報告事項（野村副会長）

（1）認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ第51回薬学教育者ワークショップ中国・四国 in 岡山
9月16日（日）・17日（月）　於　就実大学
参加者4名

4．その他

（1）常務理事会の開催について（野村副会長）
10月18日（木）　午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】二川　勝）
11月常務理事会を11月22日（木）に変更した。
（2）広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会委員の推薦について（資料19）
谷川正之　副会長（継続）（野村副会長）
豊見　敦　常務理事（継続）
（3）平成30年度都道府県薬剤師会アンチ・ドーピング活動担当者研修会の開催日程について
（資料20）（竹本常務理事）
日時：11月30日（金）午後の時間帯（13:00～17:00の間）を予定
場所：東京・日薬
出席者：竹本常務理事、水島薬事情報センター長
（4）モニュメントの移設について（資料21）（豊見会長）
移設費用を連盟で負担することとしたと報告された。
（5）第36回広島院内感染対策研究会について（資料22）
（野村副会長）
日時：10月6日（土）14：00～17：00
場所：広島県医師会館
（6）平成30年度第3回自立支援多職種連携推進研修［最終回］について（資料23）
日時：10月17日（水）13：30～16：00（野村副会長）
場所：広島市南区民文化センター
その他
・村上専務理事より次世代薬剤師特別委員会にかかる経

費について質問があり、豊見会長より支部中心で取り組む際には支部で考えていただき、県薬の委員が直接研修会にかかわる際には、県薬でという考え方で良いのではと回答された。

・吉田常務理事より災害の薬局に対する補助金の分について、4薬局ほど申し込みがあったうち、3薬局はチェーン店の大企業で、補助金をいただく額が半額になるため、また検討して報告すると説明された。

◆ 臨時総会議事録

第52回広島県薬剤師会臨時総会議事録

1．日　時：30年3月18日（日）午後1時～午後4時18分

2．場　所：広島市中区富士見町11－42 広島県薬剤師會館

3．次　第

1）開会の辞

2）薬剤師綱領唱和

3）物故会員に対する黙祷

4）議長・副議長着席

5）議事

（1）出席代議員数の確認

（2）会期の決定

（3）議事録署名人の選出

（4）会長演述

（5）報告

報告第1号　公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告

報告第2号　平成29年度会務及び事業執行状況報告（公衆衛生）

報告第3号　平成29年度事業執行状況報告（検査）

報告第4号　平成29年度事業執行状況報告（会館）

報告第5号　平成29年度事業執行状況報告（共益）

報告第6号　平成29年度決算見込

報告第7号　会館建設について

（6）議案

議案第1号　公益社団法人広島県薬剤師会定款の一部改正について（案）

議案第2号　平成30年度事業計画（公衆衛生）（案）

議案第3号　平成30年度事業計画（会館）（案）

議案第4号　平成30年度事業計画（薬局）（案）

議案第5号　平成30年度事業計画（共益）（案）

議案第6号　平成30年度会費額の件（案）

議案第7号　平成30年度収支予算（案）

議案第8号　平成30年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（案）

議案第9号　平成30年度借入金（会務運営）最高限度額について（案）

議案第10号　公益社団法人広島県薬剤師会会長候補者の推薦について

議案第11号　公益社団法人広島県薬剤師会監事の選任について

議案第12号　公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員の選任について

（7）その他

（8）閉会の辞

4．出席者

1）代議員

池田康彦・岩本義浩・河内一仁・佐々木薫英・高橋強・髙村豊至・武末玲子・出張景子・長坂晋次・中野真豪・野村伸昭・日浦昌洋・細田正紀・前田修一 大谷純一・森川悦子・山内純子・吉川勇人・木村昌彦 貞永昌夫・下田代幹太・峠　文子・土井郁郎・徳尾節子・皮間壽美子・末次達也・長坂晃治・西原昌幸・畠山　厚・池田和彦・宗　文彦・呑田敬三 長谷川項一・竹下武伸・森川淳一郎・渡邊理恵子・出口正光・島崎一郎・中嶋都義・花岡宏之・濵﨑匡史・林　充代・大塚幸三・横田直典・井上俊則・井上　真・作田利一・高橋富夫・田口直子・萩原謙二・松本久ニ子・村上寛子・山岡恵美子・山口恵徳・常盤周作・肥後克彦・麻生祐司・下田篤子・横田いつ子・津国美香・稲住俊介・清原厚子・杉田善信・平岡一貴・西田ルリコ

2）役員

（会　　長）豊見雅文

（副 会 長）野村祐仁、青野拓郎、有村健二、谷川正之、松尾裕彰

（専務理事）村上信行

（常務理事）井上映子、小林啓二、竹本貴明、豊見　敦、中川潤子、平本敦大、二川　勝、松村智子、柚木りさ、吉田亜賀子

（理　　事）秋本　伸、安保圭介、有村典謙、宮地　理

（監　　事）岡田　甫 菊一瓔子

3）地域・職域会長

野村祐仁、下田代幹太、二川　勝、宗　文彦、竹下武伸、大塚幸三、村上信行、常盤周作、安保圭介、宮地　理、杉田善信

4）顧問弁護士

久笠法律事務所　長谷川栄治 弁護士

5）選挙管理委員会委員

荒川隆之、串田慎也

5．会議の状況

臨時総会は、3月18日（日）午後1時から、中川潤子常務理事の司会により開会し、松尾裕彰副会長の開会の辞に続いて、薬剤師綱領が唱和された。

次に、平成29年度、本日までの物故会員に対し、追悼の意を表するため黙祷が捧げられた後、野村伸昭議長、池田和彦副議長が議長・副議長席に着き、議事を開始した。

初めに、出席代議員数の確認が行われ、代議員総数80中、出席者数64名で、定款第20条に規定する2分の1以上の定足数40名を超えており、会議の成立を確認した。

次に、議事録署名人の選出に移り、定款第24条第2項の規定により議長から、下田代幹太代議員（安佐）、濵﨑匡史代議員（呉）を指名した。

次に、会長演述に移り、豊見雅文会長が演述した。

（会長演述－別添）

次に、本会の顧問弁護士である久笠法律事務所の長谷川栄治弁護士を紹介された。

○野村伸昭議長：本日、臨時総会に提出されました報告事項は、報告第1号　公益社団法人日本薬剤　師会臨時総会報告より、報告第7号　会館建設についてまでの7件、また、議案としましては、議案第1号　公益社団法人広島県薬剤師会定款の一部改正について（案）より、議案第12号　公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員の選任についてまでの12件であります。

この場合、お諮りいたします。

これらの各報告事項及び各議案は、それぞれ関連性がありますので、一括上程議題 としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

○野村伸昭議長：ご異議なしと認めます。よって、各報告事項及び各議案は、一括上程議題としたします。
お諮りいたします。これより各報告事項及び各議案に対する、理事者からの報告及び提案理由の説明に入りますが、この場合、審議の効率化を図るため、各報告説明の終了後、暫時休憩とし、再開後に、議案第１号から議案第９号までの提案理由の説明、質疑、採決を一括して行い、議案第10号及び議案第12号については、議案毎に提案理由の説明、質疑、採決を行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

○野村伸昭議長：ご異議なしと認めます。よって、さよう決します。
それでは、報告第１号から順次、報告説明を求めます。

（理事者側より提出資料により次のとおり説明等があった。）

（報告事項の説明）

報告第１号　公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告
　　竹本　貴明　日薬代議員
報告第２号　平成29年度会務及び事業執行状況報告（公衆衛生）
　　野村祐仁　副会長
　　青野拓郎　副会長（部会）
　　松尾裕彰　副会長（情報）
報告第３号　平成29年度事業執行状況報告（検査）
　　野村祐仁　副会長
報告第４号　平成29年度事業執行状況報告（会館）
　　野村祐仁　副会長
報告第５号　平成29年度事業執行状況報告（共益）
　　野村祐仁　副会長
報告第６号　平成29年度決算見込
　　吉田亜賀子　常務理事
報告第７号　会館建設について
　　中野真豪　会館建設特別委員会委員長

○野村伸昭議長：以上で報告事項は全て終了しました。ただいまより休憩いたします。会議は、午後２時20分から再開いたします。

休　憩（午後２時05分）
（休　憩）
再　開（午後２時20分）

○野村伸昭議長：休憩前に引き続いて会議を開きます。
ここで進行を副議長と交代いたします。」

（進行交代）

○池田和彦副議長：これより議案第１号　公益社団法人広島県薬剤師会定款の一部改正について（案）の提案理由の説明を求めます。
(理事者側より提出資料により次のとおり提案理由の説明があった。)

（提案理由説明）

議案第１号　公益社団法人広島県薬剤師会定款の一部改正について（案）
　　村上信行専務理事

○池田和彦副議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。まず、お手許に配布しております質疑事項のうち、河内代議員の質問は、この議案に関連しておりますので、ご発言願います。

（質疑応答１－別添）

○池田和彦副議長：ほかに質疑はありませんか。質疑はないようですので、これで質疑を終了したいと思いますが、ご異議ありませ んか。

（異議なし）

○池田和彦副議長：ご異議ないようでありますので、以上をもって質疑を終了いたします。ただ今上程中の議案第１号　公益社団法人広島県薬剤師会定款の一部改正について（案）は、定款第22条第２項の規定により、「総代議員の過半数の出席であって、総代議員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。」とされている重要案件であります。このため慎重を期して、議場を閉鎖して採決を行います。
これより議場を閉鎖します。事務局は、出席代議員数を確認してください。

（閉鎖・人数確認・報告 ）

○池田和彦副議長：ただ今報告がありました。出席代議員数は65名で、総代議員数80名の過半数が 出席しております。
それでは採決いたします。議案第１号　公益社団法人広島県薬剤師会定款の一部改 正について（案）について、賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○池田和彦副議長：数を確認しますので、しばらくそのままでお願いいたします。事務局は数を確認してください。

（確認・報告）
（挙手多数）

○池田和彦副議長：反対の方、挙手願います。

（挙手少数）

○池田和彦副議長：では、数を確認いたします。
ご報告します。議案第１号　公益社団法人広島県薬剤師会定款の一部改正について（案）については、採決の結果、賛成61名で、総代議員数の３分の２以上の賛成がありましたので、定款変更は承認されました。これより議案第２号　平成29年度事業計画（公衆衛生）（案）から議案第９号　平成29年度平成30年度借入金（会務運営）最高限度額について（案）までの提案理由の説明を求めます。

（理事者側より提出資料により次のとおり提案理由の説明があった。）

（提案理由説明）

議案第２号　平成30年度事業計画（公衆衛生）（案）
野村祐仁　副会長
青野拓郎　副会長（部会）
松尾裕彰　副会長（情報）
議案第３号　平成30年度事業計画（会館）（案）
野村祐仁　副会長
議案第４号　平成30年度事業計画（薬局）（案）
野村祐仁　副会長
議案第５号　平成30年度事業計画（共益）（案）
野村祐仁　副会長
議案第６号　平成30年度会費額の件（案）
村上信行　専務理事
議案第７号　平成30年度収支予算書（案）
吉田亜賀子　常務理事
議案第８号　平成30年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（案）
柚木りさ　常務理事
議案第９号　平成30年度借入金（会務運営）最高限度額について（案）
柚木りさ　常務理事

○池田和彦副議長：以上で議案第２号から議案第９号までの提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
ただいま説明がありました議案第２号から議案第９号は、一括して質疑を行います。本日お配りしております質問事項一覧表の順序には従えなかったわけですけども、ご発言願います。すでに終わっている発言に関しては割愛させていただきます。それでは、発言者は、私の許可を得て議席番号、氏名を述べ、ご発言ください。

（質疑応答２－別添）

○池田和彦副議長：ほかに質疑はありませんか。質疑はないようですので、これで質疑を終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。」

（異議なし）

○池田和彦副議長：ご異議ないようでありますので、以上をもって質疑を終了いたします。
それでは、これより採決に入ります。議案第２号から議案第９号までの各議案はいずれも原案のとおり可決するに賛成の方は挙手願います。」

（挙手多数）

○池田和彦副議長：挙手多数であります。よって、各案は、いずれも原案のとおり可決いたしました。長時間にわたっておりますので、ここで一端議場の閉鎖を解きます。
会議は、16時00分から再開いたします。

休　憩（午後３時52分）
（休　憩）
再　開（午後４時00分）

○池田和彦副議長：会議を再開します。ここで進行を議長と交代いたします。

（進行交代）

○野村伸昭議長：それでは、議案第10号　公益社団法人広島県薬剤師会会長候補者の推薦について議案第11号 公益社団法人広島県薬剤師会監事の選任についてについてを審議いたします。
先ず、公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員長より、公益社団法人　広島県薬剤師会会長候補者及び監事選挙について報告をお願いいたします。

（選挙結果報告）

議案第10号　公益社団法人広島県薬剤師会会長候補者の推薦について
議案第11号　公益社団法人広島県薬剤師会監事の選任について
荒川隆之　選挙管理員会委員長

○荒川隆之選挙管理委員長：選挙管理委員会委員長の荒川です。２月19日に告示いたしました公益社団法人広島県薬剤師会会長候補者及び監事選挙について御報告いたします。
12月11日に選挙管理委員会を開催し、公益社団法人広島県薬剤師会会長候補者及び監事選挙の選挙期日を３月18日として、公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理規程に基づいて、去る２月19日月曜日に告示をいたしました。立候補の締め切りを３月１日午後５時までとして、それまでに提出された立候補届について、同日、選挙管理委員会を開催して、公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理規程第８条の規定により、候補者の資格審査を行いました。その結果、会長候補者の立候補者１名、監事の立候補者２名については、いずれも適格とされました。
また、いずれの選挙も立候補者が定数を上回らなかったため、公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理規程第11条の規定により、立候補された公益社団法人広島県薬剤師会会長候補者に豊見雅文氏を、同監事に岡田　甫氏、菊一瓔子氏をいずれも無投票により当選者と決定いたしましたことを御報告いたします。

○野村伸昭議長：それでは、議案第10号　公益社団法人広島県薬剤師会会長候補者の推薦について採決を行います。先ほど、選挙管理委員会委員長より報告がありましたように、公益社団法人広島県薬剤師会定款第27条第３項の規定により、公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理規程に基づき実施された会長候補者選挙で当選された豊見雅文氏を会長候補者に推薦することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○野村伸昭議長：挙手多数（総員）であります。よって、豊見雅文氏を推薦することが可決されました。
豊見雅文氏。

（会長挨拶－別添）

○野村伸昭議長：次は、議案第11号　公益社団法人広島県薬剤師会監事の選任について採決を行います。
選挙管理委員会委員長より報告がありましたように、公益社団法人広島県薬剤師会定款第15条第２項の規定により、

公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理規程に基づき実施された監事選挙で当選された岡田　甫氏、菊一瓔子氏を監事に選任することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○野村伸昭議長：挙手多数（総員）であります。よって、岡田　甫氏、菊一瓔子氏を選任することが可決されました。
次に、議案第12号　公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員の選任についてです。提案理由の説明を求めます。

（理事者側より提出資料により次のとおり提案理由の説明があった。）

議案第12号　公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員の選任について
野村祐仁　副会長

○野村伸昭議長：以上で議案第12号の提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。発言者は、議席番号、氏名を述べ、私の許可を得てご発言ください。

○野村伸昭議長：質疑ありませんか。
それではこれで質疑を終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

○野村伸昭議長：これより採決に入ります。
ただいま上程中の議案第12号について、公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会規程第３条第１項に基づき、委員に、荒川隆之（あらかわたかゆき）氏、大町久男（おおまちひさお）氏、西谷啓（にしやけい）氏、 山木寛（やまきひろし）氏、山本和彦（やまもとかずひこ）氏、補欠の委員に、串田慎也（くしだしんや）氏を選任することについて賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○野村伸昭議長：挙手多数（総員）であります。
よって、委員に、荒川隆之（あらかわ　たかゆき）氏、大町久男（おおまちひさお）氏、西谷啓（にしやけい）氏、山木寛（やまきひろし）氏、山本和彦（やまもとかずひこ）氏、補欠の委員に、串田慎也（くしだしんや）氏を選任することが可決いたしました。

○野村伸昭議長：以上をもちまして、本総会において審議することはすべて終了いたしました。
それでは、この際、何かご意見等がありましたら、ご発言願います。

（質疑応答３－別添）

○野村伸昭議長：ほかにご意見はございませんか。ないようでありますので、協議を終わります。
長時間にわたり熱心なるご審議及び議事の運営につきまして、格別のご協力を賜りましたことを衷心から厚くお礼申し上げ、議長の職務を終わらせていただきます。ご協力、どうもありがとうございました。

（執行部より報告）

○野村祐仁副会長（広島）：執行部のほうから１点御報告がございます。廿日市市薬剤師会の中谷代議員が薬剤師会を退会されましたので、廿日市市薬剤師会の代議員が１名欠員となりました。現在の代議員の任期は、今年行います予定の代議員選挙終了のときまでという形にはなっておりますけども、代議員選挙は６月にある定時総会終了後に行う予定としておりますので、短期間の任期とはなりますけども、その間に定時総会が開催されまので補欠の代議員選挙を実施することといたします。日程等は本日、この総会終了後に理事会で決議したいと思っておりますので、以上、補欠代議員の実施について御報告申し上げます。

閉会にあたり、有村健二副会長が閉会の辞を述べ閉会した。
閉　会　午後４時18分

定款第30条第２項の規定により、ここに署名する。
平成30年　　月　　日

第52回公益社団法人広島県薬剤師会臨時総会
議　　長　　、
副　議　長　　、
議事録署名人　　、
議事録署名人　　、

【会長演述】

みなさんこんにちは。この執行部が発足したのが約２年前。それ以来、会員の皆様、代議員の皆様、支部長の皆様、理事の皆様、薬剤師会職員の皆さん、ほぼ一致団結して進んで来ることができたと考えております。何の問題もなかったといえばそうでは無く色々ありました。本日、議題に上がります、検査センター廃止等々についても、色々皆様に御議論をいただきました。
やむを得ず廃止という結果になりましたのは、本当に残念に思っております。我々の力の無さのひとつであったかもわかりません。

しかし、概ね８月の初頭に現会館から引越を行い、８月の中旬からお盆の頃には、新しい会館で業務をおこなうことができるだろうという計画となっております。今日もその写真等々、資料を提出しておりますので、みなさまのご検証をいただければと思います。

先ほど副会長も申しましたように、今回の介護・医療報酬の改訂にあたりましては、薬剤師会に非常に逆風が吹きまして、ご存じのように調剤報酬全体ではかなりの犠牲を出すことになりました。しかし、私は実をいうとそれほど大きい問題であったのだろうかと考えております。少数のチェーン薬局が行った保険上の不正が大きく問題にされ、医薬分業そのものの評価を下げてしまうという結果になりました。薬剤師会のそういう不正というものは少ないのではないかと考えております。もちろんここにおられる皆様は、薬剤師倫理にのっとって保険請求にしても間違いのないように日々努力をされてると信じております。我々の責任がないところで、不幸な事件が起こってしまって、薬剤師全体がそのことによって攻撃をされてしまう、ということが起こってしまったことも非常に残念に思っておりますが、実をいいますとそういうことが議論になる。調剤報酬が大きな部分をしめることによって、そういうことが議論にあがってくるということは、考えようによっては、我々の大きなチャンスではないかというふうにも思っております。何もいわれないでそこそこの報酬を得て、そこそこの仕事をしているのではない。大きい問題が起こるぐらい大きい報酬をいただくようになっている。

分業もそこまで発展してきているというふうに考えて、これからそれが国民の目に映った時に、異常に大きい金額ではない、当たり前の金額だと思われるような仕事を我々はしていかなくちゃいけないというふうにも思っております。

今回制定しております広島県の医療計画、新しい医療計画におきましても在宅医療において薬剤師の果たす役割、３分の１ぐらいの薬局が介護保険の請求をしておることとか、大きい役割を薬剤師が担っているということが書かれております。これからももっともっとそれを大きくしなくてはいけないということも書かれております。それほど我々の役目が認められて、評価されるように我々も中から努力をしていかなくてはいけないというふうに思っております。幸い、新しくできる会館には、在宅薬剤師支援センターという名前もついております。そういう名前もつけて、支援をしていくように構造をつくっておりますので、８月以降は皆さんもどしどし利用していただいて、研修も深めていただいたらというふうにも考えています。

今日、半日ではありますが、これからこうした点を含めまして、慎重なご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【質疑応答１】

○５番・河内一仁代議員（広島）：広島支部の代議員ナンバー５の河内でございます。今、定款の改正について、６番の学校保健に関する事業ということでお伺いしたいと思います。

先般、広島県学校薬剤師会は３月３日をもって解散し、県学校薬剤師部会へ統合されるということになったんですけど、これに伴い残余資金を薬剤師会に寄附されるということになっておりますが、その寄附の受け入れ先は、55ページにございます科目明細のところの受け入れ口座でよろしいんでしょうか。

○池田和彦副議長：村上専務理事。

○村上信行専務理事（福山）：寄附は指定正味財産という形での受け入れになろうかと思います。ですから、明細でいいますと、24ページ、今年度の会計で一番下のほうにあります指定正味財産という形の受け入れになります。したがいまして、指定正味財産ですので、今後、学校保健に関するものに支出するという取り扱いになります。

○５番・河内一仁代議員（広島）：それでは、特化された形で使われるということですね。

では、その寄附金は、学校保健に対しての学校薬剤師部会として使用していただけるということでよろしいんでしょうか。

○村上信行専務理事（福山）：指定正味財産はいわゆる県の補助金等々と同じような形で、指定の目的に使っていくような形になります。

○５番・河内一仁代議員（広島）：定款の変更でございますが、その事業においては、まだ完全には内容は予定はしておられないわけですか。

○村上信行専務理事（福山）：先般、学校薬剤師会のほうで、統合の事業として提案いただきました30年度事業（案）というのは、そのまま引き継ぐということでございますので、先般の学校薬剤師会の中で提示されました30年度事業はそのまま執行してまいります。

○５番・河内一仁代議員（広島）：では、寄附金については当初は会費として見ていただけるというような形でよろしいんでしょうか。

○村上信行専務理事（福山）：解散のときの条件の中に入っておりますけれども、寄附いただくものがありますので、本総会が終わった後の理事会で学校薬剤師部会の立ち上げと、会則等を決めてまいります。その会則においては負担金を徴収できることにはなってございますけれども、たちまち30年度は各会員からの負担金を徴収しないということで進めてまいりたいと思ってます。

○５番・河内一仁代議員（広島）：最後に、この県薬の総会、６月の総会ですね、そのときにはこの保健事業のような項目とかいうのは、そこで列記されるんでしょうか。６月にはそういう、どういうような事業を行うかっていうのは列記していただけるんでしょうか。

○村上信行専務理事（福山）：基本的には、今、上程してます事業計画及び予算ということになりますけれども、不足するものがあれば、補正を組ませていただくような形になろうかと思います。

○５番・河内一仁代議員（広島）：ありがとうございました。以上でございます。

○60番・作田利一代議員（福山）：60番、福山の作田でございます。

先般の学校薬剤師会での総会、代議員会で議長を務めさせていただきました。本来、学校薬剤師会のほうは法人格ではありませんので議事録等は必要ないんですが、解散という最重要議題でございましたので議事録を残しております。その中に、解散とそれから寄附金に関しまして、寄附金のほうは寄附して、本年度の、30年度の会費は取らないということも盛り込んでおります、それから、事業に関しましては、学校薬剤師会がやっている事業をそのまま受け継ぐという形で、それも議事録に残しております。ですから、30年度に関しては、学校薬剤師会が行った事業とそれから予算に関しては、そのまま引き継いで学校薬剤師会が行った事業に使うと、事業そのものも引き継ぐということを明確に残しておりますことをお伝えしておきます。

○池田和彦副議長：ありがとうございました。

豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯）：私、そのときに実は広島県学校薬剤師会の顧問として出席をさせていただいておりまして、統合をいたします広島県薬剤師会の会長としても発言をさせていただきました。来年の会費を取らないという決断は、広島県薬剤師会が今回、広島県学校薬剤師会を統合するに当たり、新しく規約、学校薬剤師部会の規約を今つくっている最中でありまして、この総会が終わりました後、理事会で規約を決定をする予定にしております。その規約は、理事会で決定しました後、次の総会で御披露して報告をする予定にしております。その中には、各学校薬剤師は学校薬剤師部会に負担金を納めて、それは県薬の会計で行うというような文言があるのですが、これは今後の学薬活動に関して必要になったときに学校薬剤師はそれぞれ自治体から報酬をいただいてやっておりますので、そのうちの一部を負担金として、今までの学薬支部が集めていたような会費として納めていただいて、それを県薬に納めていただくことができるようにという意味で、その規約をつくっております。その規約を決定するのですが、来年におきましてはその負担金をゼロとするということを決定をして、来年は学薬部会は負担金を集めないということを決定する予定にしております。

各支部におかれましては、いろんな支部がありまして、県薬の支部と同一ではございません。例えば山県支部とか、まだ県薬の支部とは全く違う支部単位で動いているところもありますので、それはそのままで、今のところ別に県薬

に統合したからこうしてくれということは、県薬のほうからは申しません。各それぞれの支部で考えていただいて運営をしていただいたらいい。今までは県学薬会費を納めていただいてましたが、来年度に関しては少なくとも県薬にはそれは納められる必要はないので、それぞれ支部で決定をして運営をしていただいたらいいというふうに、今のところ思っております。以上です。

○池田和彦副議長：ほかにありませんか。どうぞ。

○54番・大塚幸三代議員（呉）：54番、呉支部の大塚でございます。

薬局の運営に関する事業という定款があるわけですけども、これは会営になるのかならないのか、外部の人が入ってくるのか入ってこないのか、そういうようなことも、ただ単に薬局の運営ということで書いてあります。経営母体をまだお伺いしてないと思います。この辺をはっきりするのと、それから、もし会営というようなことですと、運営規約とかそういうようなものをもう着手されているんでしょうか。

○池田和彦副議長：野村副会長。

○野村祐仁副会長（広島）：本年度の、議案４にもあるんですが、公益社団法人広島県薬剤師会が経営母体となります。運営規程ですかね、それはまだつくっておりませんが、必要とあればつくっていくところでございます。

○池田和彦副議長：よろしいですか。

では、本日皆様のお手元にございます質問事項の一覧表のところに、広島市薬剤師会、今田哲生代議員から、二葉の里薬局の運営についてということで質問が参っておりますが、議席番号２番、今田代議員、本日急遽御病気ということで欠席されております。そこで、かわりまして議席番号８番の高橋強代議員から質問をいただくということになっております。よろしくお願いします。

○８番・高橋強代議員（広島）：議席番号８番の広島の高橋と申します。よろしくお願いします。

今田のほうの本来の質問なんですが、先ほど野村先生のほうから、これから立ち上げてということでお話がありましたけれども、まずはその薬局の開局時間、それから薬剤師の確保については、我々が薬局を立ち上げるについてもある程度の方向性というのがないと、あと何カ月かではできるものではないと考えております。例えば、24時間開局の予定なのか、それとも24時間対応でいくのか、それとも時間できちっと何時から何時までで、あとは閉めてしまうのか、これによって薬剤師の確保、我々も非常に苦労しておるんですが、そういうことが変わってくると思いますので、その辺を方向性だけでも御説明いただけたらと思います。

これは一番上と２番目の質問ということでお願いします。

○池田和彦副議長：野村副会長。

○野村祐仁副会長（広島）：会営薬局の運営について、まず、薬局名も決まっております。薬局名は二葉の里薬局となります。開局時間ですが、平日は９時から18時、日曜日、休日あるいは年末年始におきましては９時から15時を予定しております。まず、一般の処方箋におきましては、実際にどれだけ来るかというのは全くの未知数であります。ですから、どの程度の薬剤師を配置すべきかというのも非常に苦慮してるところではありますが、現在、薬剤師につきましては１名の採用を予定しております。その他必要に応じて増やしていこうと思っておりますが、また、配置図を配布してあるかとは思いますが、薬局と薬事情報センターが隣の部屋になっておりまして、そこに扉を設けまして、薬事情報センターの薬剤師も薬局の薬剤師を兼務するという形で、できるだけの人件費等を削減を考えて、必要に応じて増やしていこうということで、そういった対応でやっていこうと思っております。

営業時間等については、隣にあります広島県歯科医師会の診療所でありますが、これは水曜日がお休みで、月、火、木、金、土と、９時から15時まで開院され、主に高齢者、あるいは身体障害者の障害を持つ方、あるいは日帰りの全麻を必要とする患者さんの予約で受け付けて歯科診療を行われます。そして、休日、祝祭日も含めて年末年始は、広島市の歯科医師会がやっているものでございます。それにつきましても受けていくということですので、会営薬局といたしましては365日、毎日開けますが、24時間対応はちょっと難しいかと考えております。

そういったこともありますので、土日はできれば皆様のほうで御協力を賜りたいと考えているところでございます。

○池田和彦副議長：高橋代議員。

○８番・高橋強代議員（広島）：もう一つ、無菌調剤室の使用について、こちらは保険調剤における無菌調剤を行うのか、それとも、実習生対応だけなのかということも重ねてお伺いしたいのですが。

○野村祐仁副会長（広島）：もちろん、研修目的でも使用いたします。特に保険薬局部会の会員さんを考えております。薬局部会の会員の薬局からの共同利用の要望がございましたら、それにもお応えする予定でございます。

○８番・高橋強代議員（広島）：どうしても直近の市薬の会員の皆さんに負担がかかるようになるかと思いますので、その辺をよろしく調整をお願いしたいと思います。

○野村祐仁副会長（広島）：こちらも御協力お願いします。

○池田和彦副議長　ありがとうございました。

私からちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほど、二葉の里薬局ですね、これは広島県薬の会員が、例えば土曜日とか日曜日にも協力してほしいという趣旨でよろしいんでしょうか。

○野村祐仁副会長（広島）：はい、それでお願いしたいと思います。

○池田和彦副議長：ありがとうございます。

議席番号とお名前お願いします。

○60番・作田利一代議員（福山）：60番の福山の作田でございます。

今、いろいろ質問出ておりますが、これ、１号議案の定款の改正についての審議じゃないんですか。そうすると、これわけて３分の２が必要ですから、今、質問されてるのは２号議案以降の薬局等々のいろんな質問が出てるように思いますが、まず１号議案の定款の改正っていうのは最重要議案ですので、１号議案を一応議決されたらどうでしょうか。今の質問、それ以降の質問が多いようですので。

○池田和彦副議長：豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯）：申しわけありません、予定ではそうするつもりでおったんですが、例えば今の薬局のあり方について説明いたしましたが、そういうあり方をするのだったら「定款を変える必要は無い」という意見も出るかもしれない、と言うことを思いまして、薬局の内容まで説明をした上で定款を変更することを採決していただきたいという気持ちからそういたしました。よろしくお願いします。

【質疑応答２】

○11番・出張景子代議員（広島）：11番の広島支部の出張です。昨年の総会において、会館南側の歯科医師会が通路として使う土地の件なんですけれども、昨年の総会にその部

分、行く行くは買い取っていただけるといいなというお話をしていたと思われます。その件について、何か進展がありましたらお教えください。お願いします。

○池田和彦副議長：豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯）：その件に関しましては、去年の総会から進展をしておりません。なぜ進展をしてないかといいますと、建築許可を申請するにあたって、広島県薬剤師会の土地として申請し、建築許可をとっております。このため、建て終わった後、交渉をしてまいりたいと考えております。その際には、もちろん財産の処分でありますので、また代議員の先生方に審議をしていただいて、財産の処分を決めていただこうというふうに考えております。以上です。

○池田和彦副議長　はい。

○11番・出張景子代議員（広島）：よくわかりました。ありがとうございました。

○池田和彦副議長：それでは、もう1件質問が参っております。広島市薬剤師会、中野真豪代議員。

○13番・中野真豪代議員（広島）：13番、中野です。事業計画にもございますように、HMネットの事業、これについて質問させていただきます。

今回の質問は、会の方から県薬はHMカードを進めているが、これを導入すべきかどうか、自分の薬局で進めるかどうかちょっと考えてるっていう問い合わせがありまして、私も代議員の一人としてちょっと返答に困り、私自身もこれ、参加してはおりますが、疑問に思う点が多々ありますので、今回質問させていただきます。

HMネットは広島医療情報ネットワークの整備事業で、広島県が広島県医師会に委託して運営しており、広島県薬剤師会もその事業に協力しておると聞いております。それで、つけ加えれば、会員薬局、年間約3万6，000円の利用料、250件ぐらいの薬局が参加してると思うんですけど、年間合わせて900万ほどの会員薬局の利用料の負担も含めて、広島県薬剤師会もこの事業に協力していると認識しておりますが、ホームページを見てると、この事業、広島県医療情報ネットワーク、HMネットは、参加施設のさまざまな医療機関で行った検査や処方内容を共有し、適切な診療を受けることができます。過去の投薬情報の確認、重複の防止に役立ち、ひろしま健康手帳と連携し、日々健康管理、脈拍、心拍数、呼吸数、血圧、体温などが書いておりますが、実際、現実はどうでしょうか。こうなってないかなと思います。

まず、現状の問題点として、現状のシステムにおいては、これがお薬手帳のかわりとして運用するのは困難と感じております。具体的に申しますと、現在はまだ調剤報酬上の手帳の要件満たしておりません。e薬Linkには対応していません、今後わかりませんけど。あと、スマホの閲覧ができない等、県外では使用できないような状況です。もう1点、参加薬局でデータの更新が毎日とは言いがたいような状況で、このデータ自体が信頼性として乏しいんではないかと考えております。私が見ても、このカードのデータの信頼性、まだお薬手帳のほうがデータとして、お薬手帳自体も100％は信頼しておりませんが、このHMカードはもっと信頼できないような状況かなとは考えております。病院等の医療機関の参加施設において、私の知り得る限りでは、カードを持ってきても常時確認ができない状態の施設が多いと感じております。例えば薬局が更新等頑張ってみて、カードに更新したとしても、それを見れるような状況には、情報が伝わらないような状況になっていると感じております。

第2点で、薬局内での通常の業務の流れの使用が非常に困難、不便性を感じております。あくまでも私の薬局での感想ですが、これが専用パソコンを用意してないとなかなか使用が困難である。現状、うちの薬局でも、月に1件か2件のカードの提示を、これ専用の機械をこのために据えるのかということもありますし、あと、ほかの電子手帳のようにレセコンとリンクしてない、データがレセコンのほうに入っていかないっていうふうなこともあり、さまざまな不便性を感じて、スムーズな利用が困難です。

現在、今この検討をいろいろ行っているのは存じておりますが、以上の問題点も含めて、薬剤師会としての要望、これは医師会が運営してるのでなかなか難しい部分もあるとは思うんですが、薬剤師会の要望として、何をいつごろまでに改善できるか。これが改善できないと、具体的なこういうことを今改善を申しておるとか、具体的な返答をお願いできたらと思います。それと、広島県といたしましても、患者さんへのヘルスケアポイントとか、カープカードとかのインセンティブをつけて普及に努めていますが、このカードがお薬手帳にかわり得る、また、それ以上の価値のあるもの、現場での利便性の向上、使えるものになるようであれば、価値のあるものであれば、今まで我々薬剤師が行ってきた一つの成果でもあるお薬手帳の普及、これは薬剤師の成果の一つだと思うんですけど、その普及と同じように、患者さんに、これはいいもんだからっていって進めていくことができれば、本気でこの普及活動を薬局で進めれば、インセンティブをつけなくても、恐らく利用頻度は格段に上がると思います。それには価値のあるカードにしていかなくてはならないと思います。会員薬局に利用料、正確に言えば、これはVPN証明書利用料っていうんですが、これは年間3万6，000円の投資、あえて投資と言わさせていただきますが、この投資を続けさせ、将来、先ほどホームページのように記載があったようなシステムの更新の見込みがあるのかどうなのか。広島県としてはどうにかしてこれを運用していきたいと考えてるのは理解できるんですが、現在、導入施設、病院も含めて、自分の薬局も若干その気分になってるんですが、余り本気度が見られない。今後、ICTを利用した薬局の機能向上は避けられないと思いますが、今の薬局のこの経済状況を考えると、現状、患者さんへ直接対応できるほかの施設、いろんなシステムがあります、利用したいシステムはたくさんあります。そういう施設も優先して、どうしてもこのHMカードのシステムの維持は優先順位として後回しにせざるを得ない、悲観的な考えをせざるを得ません。このあたり、県の薬剤師会として将来このシステムをどうしたいと考えてるのか、将来の展望も含めて、先ほどの改善点とあわせて、担当の、これは豊見常務理事ですかね、丁寧な御説明、返答、お願いいたします。

○池田和彦副議長：豊見常務理事。

○豊見敦常務理事（広島佐伯）：御質問ありがとうございます。担当の豊見から返答させていただきます。

まず、1つお願いなんですけれども、質問の事項が非常に多くいただいておりますので、事前に通告をいただいてない内容もかなり含まれておりました。しっかりとした答弁をしたいと思いますので、そういった内容については事前に質問を上げていただきますように、御協力お願いいたします。

まず、1つずついきたいと思いますけれども、まず、e薬Linkの対応というのが最初に出てまいりました。これに

ついては、今進めておりまして、時期の確定はまだしておりませんけれども、今後接続するという方向でいっております。

それと、まず、細かいHMネットへの要望については、先生も御承知のとおりHMネットの運営委員会というのをやっておりまして、県の各地域薬剤師会からも委員を出していただきまして、細かい要望をまとめていると。それを広島県、広島県医師会のほうに上げさせていただきまして、改善をしていただいてるところでございます。昨年の8月にも行いまして、幾つかの点については既に改善をしていただいてるというところですので、これにつきましては、来年度も引き続いて改善の要望を出していき、我々が使いやすいものにしていきたいなというふうに思っております。データの更新が日々難しいという点と、薬局での専門の機械が必要であり、運用の方法が難しいという御指摘がございました。これについてはこちらでも承知をしておりまして、レセコンとの連動については、レセコンの種類によるんですよね。あるベンダーのレセコンであれば簡単に接続ができる、あるレセコンのベンダーでは日々USBでの運用が必要ということになってて、ちょっと最初の想定とは違う形になっておりますので、その辺も改善の要望は引き続き出していきまして、いかに我々の薬剤師の業務の中にそれを取り入れていくか、これが重要な課題だと思いますので、その点については、今後も引き続き要望を続けていきたいというふうに思っております。

あと、専門の機械が必要というお話がございました。これについては、閲覧については専門の機械がなくても現状ではもう見れるようになっておりますので、普通のウエブブラウザーがあれば専門のセキュリティーの回線がない端末でも見ることができます。レセコンが普通のインターネットにつながる状況であれば、HMカードをお持ちいただいた方のIDを入れることで参照できるようになっておりますので、そちらを御利用いただければいいのかなというふうに思います。

そして、あと、ヘルスケアポイントの活用ができれば有効に進められるのではないかという御意見をいただきました。これについても、我々もそのように思っておりまして、昨年度の患者のための薬局ビジョン推進事業におきましては、各地域薬剤師会の皆さんに御協力いただきまして、多くのカードを発行していただき、ヘルスケアポイントも進めていただいたところでございます。来年度もこれにつきましては、広島県の患者のための薬局ビジョン推進事業の一環として、HMネットの推進というのは恐らく進めていくことを提案をしていただけると思いますので、その折には、また各地域薬剤師会の皆様にも御協力いただきまして、推進を図っていただきたいなというふうに思います。

そして、済みません、後半の質問について、もう一度質問を言っていただいてもよろしいでしょうか。

○13番・中野真豪代議員（広島）：将来的な展望として、これを、お薬手帳をなしにしてこちらのほうで運用していくのか、今は日薬でもいろいろありますけど、広島県としてはこのHMカードをもうお薬手帳がわりに使うように進めていく、それと、この中に医療機関、これ、病院のほうのあれもあるんですけど、病院のほうの施設も必ずこれを出したらすぐに閲覧できるようなそういうシステムないと、こちらが頑張っても向こうが見れないんだったら、お薬手帳持ってないのって言われるようであれば、この事業は成り立たないと思いますので、その辺が医院、病院と薬局全体に参加してる施設の本気度、展望、将来的にどこまで考えてるのか。単なるパイロット事業みたいな形でちょっとやってるじゃあ、会員に年間3万6，000円負担してパイロット事業に参加させるの、これは余りにも横暴だと思いますけど、本気でこれを常時手帳がわりに考えてるのかどうか、その本気度のほうを聞きたいと。

○豊見敦常務理事（広島佐伯）：まさに先生のおっしゃるとおりでございまして、お薬手帳とHMネットのすみ分けというか、その点の観点は非常に重要な点だろうと思います。まず、HMネットのあり方ですけれども、これについてはお薬手帳にかわり得るものではございません。HMネットというのは、我々プロの薬剤師がプロの医療従事者と情報を交換するシステムであります。ですから、患者さんが自分で持っておく医療情報のお薬手帳とは質が異なるものであります。これは、まず一旦、それを御理解いただきたいと思います。その上で、我々がプロフェッショナル同士でやりとりをするシステムとして、今後はICTの活用という面からHMネットのようなものが必要になってくるだろう、そういう世の中になっていってるのは皆さんも感じてらっしゃるところだろうと思います。その上で、お薬手帳との連携というのは非常に重要な課題でございますので、先ほども申し上げたとおり進めていくということになります。

我々が現場でどういうふうに患者に進めていくかということに関しましては、お薬手帳を活用いただいている方にHMネットにしてくださいというものではございません。紙のお薬手帳を使っていただいている方は引き続き紙のお薬手帳を活用いただく、これが基本的なものになるだろうと思います。紙のお薬手帳をどうしても忘れてしまう、持ってくるのが面倒くさい、1年に1回しか医療機関に行かないから紙のお薬手帳使わないよ、こういう方にぜひ電子お薬手帳を勧めていただきたいんですね。その方にはHMネットと電子お薬手帳を勧めていただくとさらに完璧なものが、医療情報を患者さんに活用いただくことができるんではないかと、そういうふうに思っております。

お金の、各薬局に御負担いただく利用料の件でございますけれども、e薬Linkの接続に関しましては、当初の話では非会員では月間2，160円、会員の場合は1，620円かかるということで、HMネットとe薬Linkが接続する折には、会員の皆様にさらにその御負担をいただかなければならないというような状況であったわけですけれども、会長ですとか青野拓郎副会長が検討、交渉いただきまして、その部分に関しては広島県が全額負担していただくということになりましたので、HMネットとe薬Linkを接続して利用していくというところでも、経済的な負担はかなり少ない状況で御利用いただけるようにはなるんではないかなと思います。しかしながら、やはり月額で3，000何がしかの負担、もちろん設備面での投資も必要になりますので、その分に関しては薬局の皆様に御負担いただく部分がございます。それに関して申し上げますと、やはり患者さんへメリットを提供できる、調剤情報をバックアップすることができるわけですから、それへの価値を提供できる薬局として患者さんにメリットを提供するものとして御理解いただきたいなというふうに思います。

今後の展望としましては、やはりそれをいかに有効に活用していくかということが非常に重要なことだろうと思うんですね。今は我々が種をまいてるような状況でございますけれども、それを実らせていくためには、今後、医療機関との連携をして、HMネットを使っていることでこういうことができましたよとか、もちろん今、調剤報酬の中でも、

服薬情報提供でそういったネットワークを通じての情報提供というのが認められてはおりますけれども、いまだにそれをなかなか算定するのは難しい状況にございます。恐らく今後は調剤報酬の中での評価も進んでいくとは思いますけれども、そういったところの実績を積み上げていくというのが非常に重要になっていこうかと思いますので、また、薬局ビジョンの事業の中でも、また別のところでも各地域薬剤師会の皆さんの協力をいただくことがあるかもしれませんので、その折にはまた御協力をいただきたいなというふうに思います。よろしいでしょうか。

○池田和彦副議長：中野代議員。

○13番・中野真豪代議員（広島）：このシステムの成功は、薬局は頑張ればできると思うんですけど、一つのポイントは病院なんですよね。医療機関、特に開業医レベルの医療機関等がきっちりと見れるような、さっき言った、診察の中でこのカードによって内容が把握できるか、あと、医療機関のデータ等を、薬だけだとお薬手帳でいいじゃないかになっちゃうわけなんですよね。そのデータとかを活用しながら、これをうまく使いますよって患者さんに説明するには、データが入ってないといけない、きちっと入ってないといけないっていうことになってくるので、いかに医師会のほうにそういうことを進めていけるか、薬局は本気になればできるんですけど、そこを進めていって、本当に実のなるものになるのか。どこまで薬局が、さっき言った投資じゃないですけど、利用料の投資を我慢我慢我慢してやっていきながら、今、種をまいてるって言いましたけど、いつまで種をまくか、ずっとまいてるばっかりで花が咲かないようじゃ投資になって、無駄な投資になっちゃうわけですから、本当に花を咲かせるような、種をまいて花を咲かせるような事業にしていただければと思います。これで終わります。

○池田和彦副議長：ありがとうございました。はい、豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯）：今のｅ薬 Link の話なんですが、あれは、ですから、今の HM ネットのお薬手帳部分といいますか、それがｅ薬 Link に接続することで、他社の電子お薬手帳と同様に、一応保険的にお薬手帳として認められるという話ですね。それと、最初に言ったお薬手帳の機能的な部分があれでカバーできるかというと、実をいうと、今の他社のお薬手帳も、じゃあ、ドクターはどうやって見るんだいということがありまして、お薬手帳というのは薬局が使うだけではなくて、当然の話ですが、診療者が処方を切るときに、この人がほかの薬は何を使ってるかとか、当然、歯医者さんが見るとかいうのも重要な部分でありまして、その部分が機能的にできないといいますか、お医者さんは月々幾らも払ってｅ薬 Link に接続するわけないですから、要するに、今の状態でも本当いうと電子お薬手帳は紙のお薬手帳の機能を全て満たしているわけではないという話が最初にあったので、ちょっと話が混乱をしそうだったんですが、今の電子お薬手帳の機能的な部分は HM ネットも満足させるようになるというふうに考えていただいたらと。

○池田和彦副議長：ありがとうございました。ほかに質疑ございませんか。

○32番・皮間壽美子代議員（安芸）：32番、安芸支部、皮間といいます。質疑には出してなかったんですけども、借入金の最高限度額っていうのを、過去の定款に、一番最初の、昔の話なんですけど、500万とかそういった件がありましたよね。そのときに、それを１億円か何かに変えたことがあったと思うんですけども、ちょっと金額的には覚えてないんですけども、それで一応借入金の件は現在に合わせて金額上げてるんですけども、今回この会務運営に係るお金を借り入れするために１億円限度として借り入れすることを総会に求めるっていうことなんですけども、県薬の業務運営を透明にするためにこういった借り入れする場合は代議員会に諮るっていうことですね。そういうことが聞きたかったんですけども。毎回、何か借り入れするときには借り入れしたいっていうことを、こういうふうにするっていう話ですかね。今の会館の場合も、やっぱり限度額決めて借り入れを諮りましたよね。だから、そういう形かなと思ったんですけども。

○池田和彦副議長：谷川副会長。

○谷川正之副会長（広島）：公益社団法人になる前の一般社団のときには、定款に定款細則があって、そこで借り入れの限度額っていうのが決めてあったんですね。昔は500万とかそういう金額だったんですけど。公益社団になってからは定款だけで、定款細則というものはないんですね。だから、年間で借り入れをするということになると、じゃあ、幾ら借り入れを想定してできるかっていうのを、当初の総会ですね、予算の総会のときに一緒に予算案と提案をしないといけなかったんですね。それが去年はできてなかったので、６月の決算のときの総会に、会務の運営をするための借入金の最高限度額っていうものを想定して１億円ということで提案させていただいたんですね。去年６月の総会のときにも言ったと思うんですけど、以降はこの３月の臨時総会、予算とあわせて借り入れできるかどうかっていうのを承認を求めるということで、今回提案をさせていただいたということです。流れ的にはそういうことになります。

○32番・皮間壽美子代議員（安芸）：毎年ってことですか。

○池田和彦副議長：谷川副会長。

○谷川正之副会長（広島）：予算とあわせて毎年提案させていただきます。

○32番・皮間壽美子代議員（安芸）：わかりました、ありがとうございます。

○池田和彦副議長：では、皮間代議員、よろしいですか。

○50番・中嶋都義代議員（呉）：50番、呉支部の中嶋です。今の質問、ちょっと意味合いが違うんじゃないかと思ってるんですけども、この最高限度額を決めれば総会に諮らずとも執行部の判断で借り入れができる金額を承認してほしいということでよろしいんでしょうか。

○池田和彦副議長：谷川副会長。

○谷川正之副会長（広島）：提案理由としてはそういうことです。

○池田和彦副議長　中嶋代議員。

○50番・中嶋都義代議員（呉）　ありがとうございます。この金額が大きくなったのは、以前小さい金額だったのが、この会館の土地を買うときに8,000万の金額が必要だということで、定款細則そのものを8,000万上限にするということで変えて、土地を購入のために変えた経緯があったと思うんです。それ以降余りつつかれてなくて、今回１億という金額が出てるんですけども、この最高限度額を総会に諮らずに執行部の判断で借り入れるという危険性を非常に危惧するわけですね。単年度の広島県薬剤師会、通常予算が２億9,000万という中で、会務運営のための借入金の限度額を１億円にするという、こういう多額にするようなどのような理由、何か想定する目的があるんでしょうか。

○池田和彦副議長：柚木常務理事。

○柚木りさ常務理事（廿日市）：前年度の会費収入、約１億

円を想定して、そのままの考え方として１億円としております。会費総収入を想定しております。
○池田和彦副議長：中嶋代議員。
○50番・中嶋都義代議員（呉）：ということは、１億円丸々入らないことを想定して、この金額を想定してるということですか。
○池田和彦副議長：よろしいですか。谷川副会長。
○谷川正之副会長（広島）：あり得ないとは思うんですけど、一応その年度の当初に会費が入らないというようなことも想定し、あと、事業に、特に公益事業比率50％を確保するための事業も行っていかないといけないので、それで一応借入金としては１億というものを総会で承認していただきたいということでございます。
○池田和彦副議長：中嶋代議員。
○50番・中嶋都義代議員（呉）：そういう意味はちょっとよくわからないんですけども、会費が全然入らないということはあり得ないわけですし、通常の会務運営のための借り入れということですから、それなりの金額、例えば二、三千万あれば、会務運営に支障が生じるんですかね。特別な事業を行うということで１億もの借り入れを考えるんであれば、やはり総会に諮って承認を得るべきであって、会務運営のための借り入れということであれば、年間３億ぐらいしかない予算の中で１億もということは想定されないんじゃないかと思います。
○池田和彦副議長：谷川副会長。
○谷川正之副会長（広島）：この１億っていうのが、今回は全く、去年の６月に１億円ということで、借入金の最高限度額を１億円ということで提案させていただきました。こういう方法をとったのも、日薬がとってるということもありますし、日薬が１億８，000万だったというのもあるんですけど、それで１億円ということで、去年出したので、とりあえずことしも同じような金額に想定をさせていただいておりますが、中嶋代議員の御指摘もわからないわけじゃないんで、一応この１億円については来年までにとりあえず、借りた実績もないんで何とも言えないんですけど、幾らあればできるのかという試算は一度やってみたいと思います。
○池田和彦副議長：中嶋代議員。
○50番・中嶋都義代議員（呉）：しっかり検討していただくということで、ありがとうございます。例えば日本薬剤師会の年間予算が39億円の中で、先ほど谷川副会長言われましたように、最高限度額が１億８,000万という金額で承認をされてるようです。これ、対予算で考えれば4.6％のものなんですね。広島県の薬剤師会は年間予算３億弱の中で１億もの、33％近くの執行部判断での借入金額というには、これは余りにも無謀な金額であろうと思いますので、今年度は検討されてないということでやむを得ないのかもしれませんけども、来年以降はしっかり検討していただいて、適切な金額での承認を得ていただくようにお願いいたします。ありがとうございました。
○池田和彦副議長：ありがとうございました。
○50番・中嶋都義代議員（呉）：63ページの議案８号に関してなんですけども、これ、ちょっと計算というか、予算とかそういった計算に疎いものですから幼稚な質問なのかもしれないんですけども、借入金額は会館建設としての借入金額が５億円ということで、その下の投資見込みのほうが４億円で、自己資金と借入金となってるんですけども、５億円借りて４億円を払うということの意味合いでよろしかった、30年度中に５億円借りて、30年度中に４億円の支払いをするという解釈でよろしいんですか。
○池田和彦副議長：谷川副会長。
○谷川正之副会長（広島）：この議案第８号の資金調達及び施設投資の見込みを記した書類というのは、広島県のほうに30年度の予算案とあわせて提出しないといけない書類なんですね。
まず、資金調達の見込みの額の５億っていうのは、会館建設について借入限度額が最高７億円。今年度、今、２億円の借り入れをしてますので、残りの５億円ということで計上してます。
施設投資の見込みについてなんですが、昨年は29年度から30年度にかけて６億円ということで出してます。これは、もともとある会館施設設備整備の積立金とか、医薬分業施設整備の積立金、それを取り崩して資金に充てるということで、重要な設備投資の資金を提出するんですけど、それにかかるお金として、要は取り崩しを認めていただいてます先ほどの２つの自己資金と、残りは借り入れたものでするということで去年提出しておりますので、自己資金と借入金というふうに記載をしております。
○池田和彦副議長：中嶋代議員。
○50番・中嶋都義代議員（呉）：いや、単純に５億円借りて４億円払うんだったら、自己資金なくても借入金だけで支払いができるんじゃないかなと思って質問してるわけです。
○池田和彦副議長：谷川副会長。
○谷川正之副会長（広島）：だから、５億っていうのはあくまでも最高限度額で、７億借りるというのを一応認めていただいてまして、ことし２億借り入れをしてるから残りが５億。だから、５億借りるわけではありません、そういう意味で。
○池田和彦副議長：中嶋代議員。
○50番・中嶋都義代議員（呉）：見込みということで解釈すればいいということですね。わかりました、ありがとうございました。
○53番・林充代代議員（呉）：53番、呉の林と申します。
56ページにあります薬剤師認知症、委託料、収益のコーナーですが、薬剤師認知症対応力向上研修事業委託料っていうのが77万円計上されてますけど、これって県のほうでそういう事業をされる予定でしょうか。
○池田和彦副議長：村上専務理事。
○村上信行専務理事（福山）：これは国の予算がついて県が実行する認知能力の対応向上研修会っていうことで、それを薬剤師会が受けてやってます。ですから、昨年度は東部と西部、２カ所において研修、実施をしまして、県のほうから77万円の補助金をいただいての事業になってございます。今年度も引き続きやっていく予定でございます。県からは北部、三次地区でも開催していただけないかという内々の要望は受けてございます。
○53番・林充代代議員（呉）：呉のほうは割と事業が進んでいまして、呉市で早速もうこういう向上研修会をしようっていう意見があるんです。こういうのは県の主催であれば我々はそれを待つしかないんで、わかりました。
○村上信行専務理事（福山）：これ、一応一定のプログラムによっての研修事業になってございますので、独自に地域薬剤師会で認知症に対する研修会とは少し違ったスタンスで、決まったプロトコルによっての研修で、それを踏まえての認定事業となってございますので、それに合わせて支部等で開催していただけるんであれば、そのあたりの打ち合わせ、すり合わせをさせていただきたいとは思いますけれども、逆に、ある意味決められた予算でありますので、

全部の地域で開催できるとは限らないと思います。また、そのあたりはプログラムと、それから内容等を御相談していただけたらと思います。

【会長挨拶】

○豊見雅文会長（広島佐伯）：皆さん、どうもありがとうございます。ほかに立候補者がないということは、多分会員からもう２年やれと言われたことであろうというふうに思っております。実は、まだ６月まで、６月の代議員会で正式に決定をしていただくわけですが、我々この今の執行部の任期が６月まで残っております。そして、皆様方の任期も、今回はといいますか、これからは６月まで残っておりますので、６月に再度、理事、候補全てを出しまして、新しい執行部を決定をしていただきたいというふうに考えております。残された任期、あと２年頑張って、薬剤師の職能を高めるために、我々が安心して仕事できるような広島県にするために頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

【質疑応答３】

○19番・森川悦子代議員（広島）：広島の19番、森川です。最後にですけど、ここの会館の土地が売れたんですよね。幾らで売れたのかとか、経緯とかありましたら教えてください。

○野村伸昭議長：豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯）：ここの土地は、３億500万円で売れました、建物込みで。といいますのは、建物込みということは、取り壊し費用もあちらが持つということで、３億500万円で売れましたので、このままいきますと思ったよりも高く売れたという、建物壊すのに４,000万、５,000万かかるという話ですので、近隣のほかの土地に比べても遜色ない値段で売れたというふうに思っております。以上です。

○野村伸昭議長：ほかにございますか。

○73番・横田いつ子代議員（尾道）：73番、尾道の横田と申します。

学校薬剤師会がなくなって、吸収という形で部会ができるいうことだったんですが、今、学校薬剤師で会員じゃない方もいらっしゃいますが、そういった人たちの処遇についてはどういうふうに考えているのか、お聞かせください。

○豊見雅文会長（広島佐伯）：今、学校薬剤師、広島県の学校薬剤師部会としましては、学校薬剤師があるべき姿を県として求めるということで、現場で働いてらっしゃる学校薬剤師の方々は従来どおりここの地域薬剤師会での管理といいますか、活動を行っていただくようになろうかと思います。したがいまして、県学薬が県の学校薬剤師部会とした際にも、地域における県薬剤師会員非会員に対して強制的に入会を求めるものではありません。これは、今の日本薬剤師会がとった手法と同じ形をとっていこうとかと思います。ただ、近い将来には、全会員、全学校薬剤師が全県薬の会員になっていただきたいっていう努力は地域支部にお願いしていこうかと思いますけれども、たちまちはその形態をとらせていただきます。したがいまして、部会のほうは会員会費ということでなくして、負担金というところで、もし集めることがあれば、地域の学校薬剤師の組織にそれなりの負担をお願いするようになろうかと思いますけれども、その辺の調整も含めまして次年度は負担金を徴収しないという形で進めてまいりたいと思います。以上です。

県薬日誌

日付		行事内容
8月20日	月	選挙管理委員会
21日	火	・平成30年度ひろしまヘルスケア推進ネットワーク総会来会 ・禁煙推進委員会"
22日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・「薬草に親しむ会」現地下見（三次市） ・広報委員会
23日	木	・中小企業等の復興に係る説明会（安佐北区スポーツセンター） ・司法書士との打合せ ・正・副会長会 ・広島県医療介護保険課・薬務課来会（後発医薬品使用促進を目指した薬局へのアンケート調査について） ・常務理事会
24日	金	・平成30年度第５回HMネット運営会議（広島県医師会館） ・第３回次世代指導薬剤師特別委員会
25日	土	・第44回広島県国保診療施設地域医療学会（広島市文化交流会館） ・広島県薬剤師会館完成披露式
26日	日	平成30年度ひろしま肝疾患コーディネーター継続研修（県庁・本館）
27日	月	平成30年度広島県エイズ対策推進会議（広島県感染症・疾病管理センター）
28日	火	第119回中国地方社会保険医療協議会広島部会（中国四国厚生局）
29日	水	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
30日	木	・県庁インターンシップにおける施設実習 ・平成30年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会（ANAクラウンプラザホテル広島） ・平成30年度広島県四師会役員連絡協議会（ANAクラウンプラザホテル広島）
31日	金	・協会けんぽ広島支部来会 ・広島県健康福祉局がん対策課来会
31日	金	・平成30年度あいサポートリーダー（講師）養成研修（県庁自治会館会議棟） ・在宅支援薬剤師専門研修検討委員会
9月1日	土	平成30年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座（広島県民文化センターふくやま）
3日	月	・千代田興産（株）来会 ・「薬草に親しむ会」開催運営委員会
4日	火	（株）データホライゾン来会
5日	水	次世代指導薬剤師特別委員会　広島地域担当者事前説明会
6日	木	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導（広島合同庁舎） ・医療機関等を対象とした「中小企業等グループ補助金」等に係る説明会（県庁・自治会館） ・第35回広島県薬事衛生大会実行委員会
7日	金	・第839回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会及び懇親会（支払基金広島支部） ・広島県環境保健協会来会 ・退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会
8日	土	・HbpMSセミナー「薬局経営の原理を考える」 ・平成30年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座（広島県民文化センターふくやま）
9日	日	・未成年者の飲酒・喫煙防止啓発キャンペーン（広島総合グラウンド） ・広島大学霞管弦楽団2018　Autumn Concert ・広島県女性薬剤師会　総会（おりづるタワー） ・日本動脈硬化学会FH疾患啓発研修会　（広島YMCA国際文化センター）
10日	月	・復職支援研修会 ・薬事情報センター委員会
11日	火	・日本薬剤師会第７回理事会（日本薬剤師会） ・健康サポート薬局届出促進に向けた検討会（県庁・本館） ・HIV研修会打合せ

日付		行事内容
12日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・会計チェック　部会外 ・次世代指導薬剤師特別委員会　東地域担当者事前説明会　（尾道総合病院）
13日	木	・広島県薬剤師会薬事情報センター業務紹介・薬剤師の災害活動及びモバイルファーマシーの見学 ・「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」第２回役員会（広島県医師会館） ・広報委員会
14日	金	広島県薬剤師研修協議会
15日	土	第１回広島PhDLS研修会（インストラクターコース）
16日	日	・第２回広島PhDLS研修会（プロバイダーコース） ・第３回薬と健康の「やく薬フェスタ」（広島駅南口地下広場）
16日･17日		・リレー・フォー・ライフ・ジャパン2018尾道　（尾道市立栗原小学校） ・認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ第51回薬学教育者ワークショップ中国･四国in岡山（就実大学）
18日	火	・復職支援研修会（まなびの館ローズコム） ・財務担当者会議
19日	水	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎）
20日	木	・政令指定都市薬剤師会来会（義援金） ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導（広島合同庁舎） ・第38回広島県薬剤師会学術大会出展打合会 ・協会けんぽ広島支部来会 ・常務理事会
21日	金	・第56回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（支部総会）（サンポート高松シンボルタワー） ・ピンクリボンdeカープ（マツダスタジアム） ・健康サポート薬局委員会 ・平成30年度広島県認知症疾患医療センター合同セミナー（ホテルグランヴィア広島）
22日	土	・日本薬剤師会第３回都道府県会長協議会（会長会）　（金沢市） ・第51回日本薬剤師会学術大会ウェルカムレセプション　（ホテル金沢）
23日	日	第51回日本薬剤師会学術大会モバイルファーマシーサミット（金沢市）
23日･24日		第51回日本薬剤師会学術大会　（金沢市）
24日	月	・第７回リカバリー･パレード「回復の祭典」inヒロシマ　（ハノーバー庭園） ・平成30年度オレンジリング・イベント「世界アルツハイマーデー記念講演会in廿日市市」（ボートレース宮島イベントホール） ・平成30年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座　（県庁・本館）
25日	火	・第120回中国地方社会保険医療協議会広島部会　（中国四国厚生局） ・退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会
26日	水	・広島県社会保険診療報酬請求書審査委員会内科系審査委員懇談会（広島アンデルセン） ・次世代指導薬剤師特別委員会　呉地域担当者事前説明会　（呉市薬剤師会） ・次世代指導薬剤師特別委員会　北地域担当者事前説明会（三次中央病院薬剤科）
26日･27日		広島県薬剤師会薬事情報センター業務紹介・薬剤師の災害活動及びモバイルファーマシーの見学
27日	木	・平成30年度第１回新任薬事監視員研修 ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導（広島県福山庁舎） ・平成30年度第２回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会（メルパルク広島） ・第２回リハビリテーション専門職派遣等調整会議　（県庁本館）
28日	金	「（仮称）広島県テロ対策パートナーシップ推進会議」設立総会（広島県警察本部）
29日	土	・健康寿命延伸研修会～薬局でできるメタボリックシンドローム予防について ・平成30年度中国・四国薬剤師会会長会議
30日	日	平成30年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座　（県庁・本館）

日　付		行事内容
10月1日	月	・データホライゾン来会 ・平成30年度第6回HMネット運営会議報告会
2日	火	(株) ドラッグマガジン取材 (東京・日薬)
3日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・県民が安心して暮らせるための四師会協議会健康寿命延伸検討WG　第2回会議開催　(広島県歯科医師会館)
4日	木	・第1回災害薬事コーディネーター導入検討会　(県庁本館) ・第4回次世代指導薬剤師特別委員会
5日	金	・平成30年度薬物依存症支援者スキルアップ研修　(広島県農林庁舎) ・平成30年度クルーズ船事故対応訓練見学　(広島港外貿ふ頭) ・広島県地域保健対策協議会　医薬品の適正使用検討特別委員会 (広島県医師会館)
6日	土	・平成30年度薬剤師認知症対応力向上研修(会場：広島市) ・平成30年度広島県臨床研究・CRC研修会　(広島国際大学広島キャンパス)
10日	水	・第840回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会　(支払基金広島支部) ・地対協WG打合会 ・第38回広島県薬剤師会学術大会実行委員会
11日	木	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)
12日	金	「人を対象とする医学系研究」の倫理審査に係る研修会(研究者向け)
13日	土	・広島県禁煙支援ネットワーク　運営委員会 ・平成30年度広島県禁煙支援ネットワーク研修会
14日	日	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の集団的個別指導 (広島合同庁舎) ・健康サポート薬局研修会 (宮地茂記念館) ・平成30年度薬学実務実習指導薬剤師のためのアドバンストワークショップ広島　(広島大学) ・平成30年度緩和ケア薬剤師研修(1日目)
15日	月	復職支援研修会
17日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・平成30年度第2回『自立支援』多職種ネットワーク推進会議(広島県医師会)
18日	木	・㈱じほう取材(患者のための薬局ビジョン推進事業) ・広島県健康福祉局国民健康保険課来会 ・常務理事会
19日	金	・スポーツファーマシスト研修会(Live On Seminar)広島会場 ・スポーツファーマシスト研修会(Live On Seminar)福山会場 (県民文化センターふくやま)

行事予定（平成30年11月）

11月１日(木)	平成30年度「広島県『みんなで減災』一斉地震防災訓練」
〃	学術大会シンポジスト打合会
11月３日(土)	平成30年度ひろしま肝疾患コーディネーター継続研修(県庁・本館)
11月３日(土) 11月４日(日)	第79回九州山口薬学大会(別府国際コンベンションセンター)
11月５日(月)	あい設計新卒採用予定者研修(会館視察)
〃	薬局運営WG
11月６日(火)	日本薬剤師会第８回理事会(日本薬剤師会)
11月７日(水)	常務理事会
〃	平成30年度第２回介護支援専門員アセスメントマニュアル作成検討会議(広島県医師会)
11月８日(木)	広島大学薬学部実務実習事前学習指導(広島大学)
11月９日(金)	社会保険診療報酬支払基金光岡俊成専門役来会
〃	特定共同指導(海老山薬局、広島市中小企業会館)
〃	第841回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
〃	「ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)」開示病院の意見交換会(広島県医師会館)
〃	平成30年度新型インフルエンザ等対策訓練(第１回)
11月10日(土)	薬局実務実習受入に関する中国・四国地区ブロック会議(米子コンベンションセンター)
〃	日本薬学会中国四国支部平成30年度第２回役員会／日本薬学会中国四国支部・日本薬剤師会中国四国ブロック・日本病院薬剤師会中国四国ブロック合同会議(米子コンベンションセンター)
〃	県民公開講座
〃 11月11日(日)	第57回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会(鳥取県米子市)
〃	第71回広島医学会総会総会議事(広島県医師会館)
〃	第71回広島医学会総会会頭招宴(ホテルグランヴィア広島)
11月13日(火)	平成30年度新型インフルエンザ等対策訓練(第２回)
11月14日(水)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
11月15日(木) 11月16日(金)	平成30年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会(滋賀・栗東芸術文化会館さきら)
〃	広島テレビ新社屋お披露目会(広島テレビ)
〃	第59回広島県公衆衛生大会～健やかな暮らしをつくる人々の集い～(東広島市黒瀬生涯学習センター)
11月18日(日)	第38回広島県薬剤師会学術大会
11月19日(月)	第２回広島県アレルギー疾患医療連絡協議会(広島県庁)
11月21日(水)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
11月22日(木)	平成30年度広島県学校保健及び学校安全表彰選考専門委員会(県庁・東館)
〃	常務理事会
11月24日(土)	第518回薬事情報センター定例研修会
11月25日(日)	平成29年度高度管理医療機器等に係る継続研修会
11月25日(日)	安田女子大学薬学共用試験(OSCE)直前講習会(安田女子大学)

行事予定（平成30年11～12月）

11月27日(火)	第122回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)
11月28日(水)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
11月29日(木)	第35回広島県薬事衛生大会(広島県医師会館)
〃	平成30年度薬祖神大祭
11月30日(金)	平成30年度 都道府県薬剤師会アンチ・ドーピング活動担当者研修会(日本薬剤師会)
12月 1日(土)	県民が安心して暮らせるための四師会協議会「県民フォーラム」(広島県医師会館)
〃	疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用推進講習会～症例から適正使用を学ぶ～ (広島国際会議場)
12月 1日(土)	平成30年度薬事衛生指導員及び学校薬剤師講習会(東部・県民文化センターふくやま)
12月 2日(日)	平成30年度薬事衛生指導員及び学校薬剤師講習会(西部・広島県薬剤師会館)
〃	安田女子大学薬学共用試験(OSCE)本試験(安田女子大学)
〃	福山大学薬学共用試験OSCE本試験(福山大学)
〃	第23回広島県理学療法士学会(東広島芸術文化ホールくらら)
12月 3日(月)	平成30年度第 1 回広島県国民健康保険運営協議会(国保会館)
12月 4日(火)	日本薬剤師会第 9 回理事会(日本薬剤師会)
〃	平成30年度第 2 回広島県医療費適正化計画検討委員会(県庁本館)
12月 5日(水)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
〃	常務理事会
12月 6日(木)	日本赤十字社中四国ブロック血液センター見学(広島市中区千田町 2 丁目5-5)
12月 7日(金)	アンチ・ドーピング活動推進委員会
12月 9日(日)	平成30年度薬剤師認知症対応力向上研修(福山市ものづくり交流館)
〃	健康サポート薬局研修会
〃	平成30年度広島大学OSCE (広島大学薬学部)
〃	安田女子大学薬学部卒後教育研修会(安田女子大学)
12月10日(月)	薬事情報センター委員会
12月12日(水)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
12月14日(金)	広島県病院協会薬剤師研修会(広島県医師会館)
〃	平成30年度日本薬剤師会製薬薬剤師部会研修会(都市センターホテル)
12月16日(日)	広島国際大学薬学共用試験(OSCE) (広島国際大学呉キャンパス)
12月19日(水)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
〃	広島県感染症・疾患管理センター研修会(高齢者感染症研修コース) (広島県健康福祉センター)
12月20日(木)	常務理事会
12月25日(火)	広島県感染症・疾患管理センター研修会(感染症病原体研修コース) (広島県健康福祉センター)
〃	第123回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)
1月10日(木)	平成31年薬事関係者新年互礼会
1月12日(土)	第519回薬事情報センター定例研修会
1月13日(日)	第 7 回(公財)広島がんセミナー先端的がん薬物療法研究会(グランドプリンスホテル広島)

行政だより

平成30年９月26日

公益社団法人広島県薬剤師会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬務課

麻薬取扱者年間届及び麻薬取扱者免許（継続）申請に係る広報について（依頼）

薬務行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、これらの事務の手続については、各対象者に対して別途連絡をしていますが、貴会からも、別紙を広報誌に掲載するなど会員に周知してくださるようお願いします。

担　当　麻薬グループ
電　話　082-513-3221（ダイヤルイン）
（担当者　行廣）

別　紙

麻薬取扱者年間届出書及び麻薬取扱者免許申請について

1　麻薬取扱者年間届出書について

麻薬小売業者及び麻薬管理者は、麻薬及び向精神薬取締法第47条及び第48条の規定により、前年の10月１日から当年の９月30日まで１年間の麻薬取扱状況を県知事に届け出なければなりません。平成30年度の届出については、次のとおり行ってください。

ただし、広島市内の麻薬小売業者については、平成29年４月１日から権限移譲しているため、免許権者である広島市に御確認ください。

○**提出期限**　**平成30年11月30日（金）**

○提 出 先

麻薬業務所の所在地	提　出　先
広　島　市	広島市保健所医療政策課・各区分室
呉　　市	呉市保健所保健総務課
福　山　市	福山市保健所総務課
上記以外	県立保健所生活衛生課（保健所支所の場合は衛生環境課）

※広島市については、麻薬小売業者を除く。

○提出部数　２部

○そ の 他　期間内に麻薬の取扱いがない場合も届出が必要です。
不明な点等については、広島県健康福祉局薬務課又は管轄する県立保健所（支所）にお問い合わせください。
（広島市に麻薬業務所がある場合〔麻薬小売業者を除く〕は広島県健康福祉局薬務課、呉市にある場合は広島県西部保健所呉支所、福山市にある場合は広島県東部保健所福山支所）

2　麻薬取扱者免許申請（継続）について

平成28年４月１日から麻薬取扱者免許の有効期間が最長２年から最長３年に延長されました。平成28年４月１日から平成28年12月31日までに免許になった麻薬取扱者の免許は、平成30年12月31日で有効期間が満了します。平成

31年１月１日以降も引き続き免許を必要とされる方は、次のとおり免許申請を行ってください。

○**申請期限**　**平成30年11月15日（木）**
（提出先により申請期限が異なる場合もありますので、御確認ください。）

○提 出 先

麻薬業務所の所在地	提　　出　　先
広　島　市	広島市保健所医療政策課・各区分室
呉　　市	呉市保健所保健総務課
福　山　市	福山市保健所総務課
上 記 以 外	県立保健所生活衛生課（保健所支所の場合は衛生環境課）

※広島市については、麻薬小売業者を除く。

○提出書類
（麻薬小売業者）
・免許申請書
・組織規程図又は業務分掌表（法人の場合のみ。業務を行う役員は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で届け出た役員と同じ者とすること。）
＊法人の代表印を押印すること。
・診断書（法人の場合は業務を行う役員全員）
・登記事項証明書（法人の場合のみ）
注：法人の場合で、全役員の診断書を提出する場合は、組織規程図又は業務分掌表の提出は不要です。
（麻薬管理者）
・免許申請書
・診断書
注：勤務証明書については、平成29年４月１日から廃止したため、提出は不要です。

○そ の 他　免許証の有効期間を確認の上、手続を行ってください。
不明な点等については、広島県健康福祉局薬務課又は管轄する県立保健所（支所）にお問い合わせください。
（広島市に麻薬業務所がある場合〔麻薬小売業者を除く〕は広島県健康福祉局薬務課、呉市にある場合は広島県西部保健所呉支所、福山市にある場合は広島県東部保健所福山支所）

3　その他

麻薬取扱者年間届出書あるいは麻薬取扱者免許申請（継続）に必要な書類は、広島県のホームページからも出力できます。

広島県健康福祉局薬務課ホームページ
「麻薬小売業者・麻薬管理者・麻薬研究者の年間届を提出するとき」
（https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/1224555819934.html）
「麻薬取扱者の免許申請をするとき」
（https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/1239006076784.html）

【問合せ先】

広島県健康福祉局薬務課	TEL　082-513-3221
広島県西部保健所生活衛生課	TEL　0829-32-1181
広島県西部保健所広島支所衛生環境課	TEL　082-228-2111
広島県西部保健所呉支所衛生環境課	TEL　0823-22-5400
広島県西部東保健所生活衛生課	TEL　082-422-6911
広島県東部保健所生活衛生課	TEL　0848-25-2011
広島県東部保健所福山支所衛生環境課	TEL　084-921-1311
広島県北部保健所生活衛生課	TEL　0824-63-5181

平成30年10月12日

公益社団法人広島県薬剤師会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬務課

麻薬小売業者間譲渡許可（継続）申請に係る広報について（依頼）

薬務行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。
このことについて、別紙により広報誌への掲載を行うなど、会員に周知くださるようお願いします。
なお、各対象者については、別途連絡をしています。

担　当　麻薬グループ
電　話　082-513-3221（ダイヤルイン）
（担当者　行廣）

別　紙

麻薬小売業者間譲渡許可申請について

平成30年12月31日で有効期間が満了する麻薬小売業者間譲渡許可について、平成31年１月１日以降も引き続き許可を必要とされる方は、次のことに留意のうえ、共同して許可申請の手続を行ってください。
また、全ての許可業者に案内を送付していますので、グループで担当の方が取りまとめて申請してください。

○申請期限　平成30年11月30日（金）

○提 出 先　広島県健康福祉局薬務課　（〒730-8511 広島市中区基町10-52）

○提出書類

提出書類	部　数	注意事項
麻薬小売業者間 譲渡許可申請書	１部	・４以上の麻薬小売業者が共同して申請を行う場合は、別紙様式第19号を利用してください。
申請書の副本	申請する麻薬小売業者と同じ部数	・申請書原本の写し
全麻薬小売業者の 麻薬小売業者免許証の写し	各１部	・麻薬小売業者免許が平成30年12月31日で満了し継続申請する場合
各麻薬小売業者の 相互位置関係がわかる地図	１部	
各麻薬小売業者の おおよその距離及び 移動時間がわかる書面	１部	
返信用封筒	１通	・郵送での許可書交付を希望される場合 ・特定記録または簡易書留で返送可能な料金分の切手が貼付されたもの。レターパックでも可。

○申請手数料
申請手数料は、不要です。

○その他
（１）平成28年４月１日から麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間が「１年」から「３年」になりました。
（２）麻薬小売業者間譲渡許可（継続）申請等に必要な書類は広島県のホームページからも出力できます。

広島県ホームページ　「麻薬小売業者間譲渡許可の申請をするとき」
（https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sub-mayaku/kouriaidakyoka.html）

【問合せ先】
広島県健康福祉局薬務課麻薬グループ　　TEL　082-513-3221

平成30年10月９日

公益社団法人広島県薬剤師会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
社会援護課

生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進について（依頼）

生活保護法による医療扶助の実施については、日ごろから御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

生活保護制度における後発医薬品の使用促進については、医療扶助における後発医薬品の使用割合の目標として、2017年央までに75%、2018年度までに80%を掲げ、着実にその使用割合は増加しているところです。

この度、さらに取組を進めるため、生活保護法（昭和25年法律第144号）が一部改正され、平成30年10月１日から、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が医学的知見に基づき使用を認めている場合に限り、後発医薬品の使用を原則化することになりました。

具体的には、一般名処方又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としない場合には、次の取扱いとなります。

・原則として後発医薬品が使用されること
・指定医療機関に在庫がない場合や後発医薬品が先発医薬品より高価な場合は、先発医薬品を使用することもあり得ること
・医師等が後発医薬品の使用を可能としているにもかかわらず、先発医薬品を希望する患者に対しては、指定医療機関において説明を行い、理解を求めること
・指定医療機関による説明を受けてもなお先発医薬品の給付を希望する患者に対しては、福祉事務所においても、制度について改めて説明を行い、理解を求めること

ついては、各市町福祉事務所（広島市、呉市及び福山市を除く。）から各生活保護指定医療機関に対し、別紙チラシを送付しますので、貴会におかれましては、引き続き、後発医薬品の使用促進に御協力いただき、関係者への周知等をお願いします。

なお、先発医薬品を調剤した事情等の記録を各市町福祉事務所に送付する必要がないとした取扱いについては、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて（依頼）」（平成27年６月９日付け広島県健康福祉局長、広島市健康福祉局長及び福山市福祉事務所長連名）によるところであり、この取扱いの変更はありません。

生活保護法の指定を受けている薬局の方へ　（様式例）

生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用原則化についてご協力のお願い

○ 後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。更に取組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月１日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していただくことになりました。

【生活保護を受けている方への調剤について】

1. 生活保護を受けている方が、一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の処方箋を持って、調剤を受けに来ましたら、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として後発医薬品を調剤するようお願いします。
2. 一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の場合、例外として、先発医薬品を調剤できるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。
3. また、後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬ができない等の事情が認められる場合は、処方医に疑義照会を行い、医師の判断を確認した上で、先発医薬品を調剤するようお願いします。ただし、処方医との連絡が取れず、やむを得ない場合は、福祉事務所へ確認いただき、先発医薬品を調剤することも可能です。

※初回調剤時に、休日や夜間等、福祉事務所にも連絡が取れない場合には、事後的に福祉事務所に報告することとして、先発医薬品を調剤することも可能です。

※こうした対応を行った場合は、速やかに（遅くとも次回受診時までに）、処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認してください。

○ これまでは、先発医薬品を希望する者については、一旦は先発医薬品を調剤し、指定薬局はその事情について聴取することとしておりましたが、今後は、単に患者の希望だけでは先発医薬品を調剤することはできなくなりますので、この仕組みは廃止となります。

【調剤報酬明細書への記載について】

◆ 一般名処方が行われた医薬品について後発医薬品を調剤しなかった場合は、その理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載してください。

【福祉事務所への情報提供について】

◆ 生活保護を受けている患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明することをお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、福祉事務所に情報提供いただき、福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。

② 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。

厚生労働省

○○福祉事務所

連絡先：○○―○○―○○

平成30年10月９日

一般社団法人広島県医師会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
社会援護課

生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進について（依頼）

生活保護法による医療扶助の実施については、日ごろから御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

生活保護制度における後発医薬品の使用促進については、医療扶助における後発医薬品の使用割合の目標として、2017年央までに75%、2018年度までに80%を掲げ、着実にその使用割合は増加しているところです。

この度、さらに取組を進めるため、生活保護法（昭和25年法律第144号）が一部改正され、平成30年10月１日から、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が医学的知見に基づき使用を認めている場合に限り、後発医薬品の使用を原則化することになりました。

具体的には、一般名処方又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としない場合には、次の取扱いとなります。

・原則として後発医薬品が使用されること
・指定医療機関に在庫がない場合や後発医薬品が先発医薬品より高価な場合は、先発医薬品を使用することもあり得ること
・医師等が後発医薬品の使用を可能としているにもかかわらず、先発医薬品を希望する患者に対しては、指定医療機関において説明を行い、理解を求めること
・指定医療機関による説明を受けてもなお先発医薬品の給付を希望する患者に対しては、福祉事務所においても、制度について改めて説明を行い、理解を求めること

ついては、この趣旨を御理解いただき、後発医薬品の使用促進の取組みに御協力をお願いします。

また、各市町福祉事務所（広島市、呉市及び福山市を除く。）から各生活保護指定医療機関に対し、別紙チラシを送付しますので、会員に対し周知をお願いします。

生活保護法の指定を受けている病院・診療所の方へ　　（様式例）

生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用原則化についてご協力のお願い

○ 後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。更に取組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月１日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していただくことになりました。

【生活保護を受けている方への処方について】

1．生活保護を受けている患者について、医師の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断される場合には、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として（※）後発医薬品を使用（又は処方）するようお願いします。

※ 例外として先発医薬品が使用されるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。

2． ただし、この取扱いは、医師の処方に関する判断をしばるものではありません。医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来通り、先発医薬品を使用（又は処方）することが可能です。

3． なお、一般名処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、薬局において、原則として後発医薬品しか調剤できなくなります。薬局において先発医薬品を調剤する必要性があると考えられた場合は、やむを得ない場合を除き、処方医に疑義照会を行い、その判断を確認した上でなければ調剤できませんので、ご留意ください。

【福祉事務所への情報提供等について】

○ 生活保護を受けている患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明することをお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、福祉事務所に情報提供いただき、福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。

② 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。

厚生労働省

○○福祉事務所
連絡先：○○―○○―○○

平成30年10月12日

一般社団法人広島県医師会会長　様
一般社団法人広島県病院協会会長　様
一般社団法人広島県歯科医師会会長　様
公益社団法人広島県薬剤師会会長　様
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長　様
広島県医薬品卸協同組合理事長　様
広島県製薬協会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬務課

医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインについて（通知）

このことについて、平成30年９月25日付け薬生発0925第１号により厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

ついては、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担　当　薬事グループ、製薬振興グループ
電　話　082-513-3222（ダイヤルイン）
（担当者　安井、水谷）

別　紙

薬生発0925第１号
平成30年９月25日

各（都道府県知事／保健所設置市長／特別区長）殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
（公印省略）

医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインについて

医薬品等の広告については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）等の関連法令及び「医薬品等適正広告基準」（平成29年９月29日付け薬生発0929第４号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）等に基づき、都道府県等を中心として監視指導を行っていただいている。

こうした中、近年、医療用医薬品に関する販売情報提供活動において、証拠が残りにくい行為（口頭説明等）、明確な虚偽誇大とまではいえないものの不適正使用を助長すると考えられる行為、企業側の関与が直ちに判別しにくく広告該当性の判断が難しいもの（研究論文等）の提供といった行為が行われ、医療用医薬品の適正使用に影響を及ぼすおそれが懸念されている。

このような状況を踏まえ、今般、販売情報提供活動において行われる広告又は広告に類する行為を適正化することにより、保健衛生の向上を図ることを目的として、別添のとおり「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」を策定したところである。

ついては、貴管下関係業者、関係団体等に対し周知を行うなど適切にお取り計らいの上、医療用医薬品の販売情報提供活動に係る監視指導について格段の御配慮をよろしくお願いしたい。

平成30年10月12日

医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン

平成３０年９月２５日

厚 生 労 働 省

第１　基本的考え方

１　目的

医療用医薬品の適正な情報提供に向け、安全対策の観点からの対応（添付文書等）に加えて、広告及び広告に類する行為への対応（適正広告基準等）も実施されることにより、医療用医薬品の適正使用の確保が図られている。しかしながら、販売情報提供活動においては、証拠が残りにくい行為（口頭説明等）、明確な虚偽誇大とまではいえないものの不適正使用を助長すると考えられる行為、企業側の関与が直ちに判別しにくく広告該当性の判断が難しいもの（研究論文等）を提供する行為等が行われ、医療用医薬品の適正使用に影響を及ぼす場合がある。本ガイドラインは、医薬品製造販売業者等が医療用医薬品の販売情報提供活動において行う広告又は広告に類する行為を適正化することにより、医療用医薬品の適正使用を確保し、もって保健衛生の向上を図ることを目的とする。

２　適用範囲等

（１）本ガイドラインは、医薬品製造販売業者、その販売情報提供活動の委託先・提携先企業（いわゆるコ・プロモーションの相手先企業を含む。）及び医薬品卸売販売業者（以下「医薬品製造販売業者等」という。）が医療用医薬品について行う販売情報提供活動を対象とすること。

（２）本ガイドラインにおいて「販売情報提供活動」とは、能動的・受動的を問わず、医薬品製造販売業者等が、特定の医療用医薬品の名称又は有効性・安全性の認知の向上等による販売促進を期待して、当該医療用医薬品に関する情報を提供することをいい、医療用医薬品の効能・効果に係る疾患を啓発（一般人を対象とするものを含む。）することも含まれること。

（３）本ガイドラインにおいて「販売情報提供活動の資材等」とは、販売情報提供活動に使用される資料及び情報をいい、口頭による説明、パソコン上の映像、電磁的に提供されるもの等、その提供方法、媒体を問わないこと。

（４）本ガイドラインは、医薬情報担当者（「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令」（平成 16 年厚生労働省令第 135 号）第２条第５項に規定する者をいう。）、メディカル・サイエンス・リエゾンその他の名称やその所属部門にかかわらず、医薬品製造販売業者等が雇用する全ての者等に対して適用されること。

（５）各医薬品製造販売業者等及びその関連団体は、本ガイドラインをベースに、自社又は関連団体において自らに適した規約を別途作成し、これを自社や会員企業の役員・従業員に遵守させること。その規約は、本ガイドラインの

定める事項にとどまらず、更なる自主的な取組に関する事項を含み、かつ、遵守すべき事項を具体化したものであること。

3　販売情報提供活動の原則

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第68条の２に基づき、医療用医薬品の適正使用のために必要となる情報提供（添付文書に記載された禁忌に関する情報提供、医薬品リスク管理計画（ＲＭＰ）に関する情報提供等）を適切に実施すべきであることに留意すること。その上で、販売情報提供活動を行うに当たっては、次の（１）から（３）までの規定を遵守すること。

（１）販売情報提供活動は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

①　提供する医療用医薬品の効能・効果、用法・用量等の情報は、承認された範囲内のものであること。

②　医療用医薬品の有効性のみではなく、副作用を含む安全性等の必要な情報についても提供し、提供する情報を恣意的に選択しないこと。

③　提供する情報は、科学的及び客観的な根拠に基づくものであり、その根拠を示すことができる正確な内容のものであること。その科学的根拠は、元データを含め、第三者による客観的評価及び検証が可能なもの、又は第三者による適正性の審査（論文の査読等）を経たもの（承認審査に用いられた評価資料や審査報告書を含む。）であること。

④　販売情報提供活動の資材等に引用される情報は、その引用元が明記されたものであること。また、社外の調査研究について、その調査研究の実施や論文等の作成に関して医薬品製造販売業者等による物品、金銭、労務等の提供があった場合には、その具体的内容も明記されたものであること。なお、社外の調査研究については、「臨床研究法」（平成29年法律第16号）、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第３号）その他これらに準ずる指針等を遵守したもののみを使用すること。

（２）不適正使用又は誤使用を誘発しないよう、販売情報提供活動において次に掲げる行為をしないこと。

①　虚偽若しくは誇大な表現又は誤認を誘発させるような表現の使用その他広告規制において禁じられている行為をすること。

②　承認された効能・効果、用法・用量等以外の使用方法を推奨すること。なお、外国において承認等を得ている場合であっても同様であること。

③　科学的又は客観的な根拠なく恣意的に、特定の医療用医薬品の処方、使用等に誘引すること。

④　他社製品を誹謗、中傷すること等により、自社製品を優れたものと訴えること。

⑤　疾患の罹患や疾病の症状を過度に強調し、不安を煽ること。

⑥　一般人向けの疾患啓発において、医療用医薬品による治療（診断及び予防を含む。以下同じ。）のみを推奨するなど、医療用医薬品による治療以外に治療の手段がないかのように誤認させること。

⑦　その他医療用医薬品の不適正使用又は誤使用を誘発させるおそれのある表現を行うこと。

（３）販売情報提供活動においては、積極的に次に掲げる行為をすること。

①　試験研究の結果に加えてその試験方法も示すなど、正確な理解を促すために必要な情報を提供すること。

②　比較試験では、優越性試験、非劣性試験等の試験の設計及びそれに基づく結果を正確に明示すること。また、優位性を示せなかったことなど、医療用医薬品の品質・有効性・安全性に関し、ネガティブな情報についても提供すること。

③　厚生労働省や独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）から要求された事項（副作用の発生率の調査等）に関する情報を提供すること。

第２　医薬品製造販売業者等の責務

１　経営陣の責務

医薬品製造販売業者等の経営陣は、自社のあらゆる従業員の販売情報提供活動に関する業務上の行動に対して責任を負うものであり、適切な販売情報提供活動を実施するため、必要な社内体制の整備、販売情報提供活動の担当者等に対する評価、教育の実施、手順書・業務記録の作成・管理及び不適切な販売情報提供活動への対応について、リーダーシップを発揮すること。また、厚生労働省、関連自治体やPMDAから報告の求めがあった場合には適切に対応するとともに、行政指導等を受けた場合には適切な措置を速やかに講ずること。

なお、販売情報提供活動の委託先・提携先企業がある場合には、適切な販売情報提供活動の実施のために必要な協力を当該企業から得られるよう契約を締結するとともに、医療関係者からも必要な協力を得られるように努めること。

２　社内体制の整備

医薬品製造販売業者等の経営陣は、自社が販売情報提供活動を適切に行っ

ていることを確認するため、販売情報提供活動の資材等や販売情報提供活動自体の適切性等をモニタリングする部門（販売情報提供活動監督部門）を販売情報提供活動の担当部門から独立した形で社内に設け、その責任者を明確化するとともに、販売情報提供活動の担当部門・担当者に対して必要なモニタリング等の監督指導を行うことができる権限を付与すること。なお、経営陣は、販売情報提供活動監督部門に権限を付与することをもって、販売情報提供活動に関して経営陣が負うべき責任を免れるものではなく、販売情報提供活動の担当部門・担当者及び販売情報提供活動監督部門に対し、適切な販売情報提供活動のために必要な管理指導を行うこと。

また、自社からの独立性を有する者が含まれる審査・監督委員会を設け、販売情報提供活動監督部門における活動について、その責任者に対して必要な助言を行わせること。

3　販売情報提供活動の資材等の適切性の確保

販売情報提供活動の資材等は、関係法令や本ガイドラインを遵守して作成されなければならず、最新の知見等を得たときは、適宜、更新・修正されること。なお、国際機関や関係業界団体が作成するガイドライン等も遵守して作成されるよう努めること。

また、販売情報提供活動の資材等は、使用される前に、予め、販売情報提供活動監督部門による審査を受けること。その際、販売情報提供活動監督部門は、審査・監督委員会の助言を踏まえて承認を行うこと。なお、審査については、適切にその作業を行うことができる機関に外部委託することは差し支えないが、承認に関する責任は、販売情報提供活動監督部門ひいては経営陣が負うものであること。

4　販売情報提供活動に関する評価や教育等

医薬品製造販売業者等の経営陣は、役員・従業員が適切な販売情報提供活動を行ったかどうか及び行わせたかどうかを確認し、役員・従業員に対する評価に適切に反映すること。

また、適切な販売情報提供活動を実施できるよう、役員・従業員に定期的に教育を実施すること。

5　モニタリング等の監督指導の実施

販売情報提供活動監督部門は、販売情報提供活動の担当部門・担当者が適切な販売情報提供活動を行っているか、定期的にモニタリングを行うとともに、担当部門・担当者に対して必要な監督指導を行うこと。

審査・監督委員会は、販売情報提供活動の実施状況の報告を販売情報提供活動監督部門から定期的に受けるとともに、販売情報提供活動監督部門に対して、必要な助言を行うこと。

また、販売情報提供活動監督部門は、経営陣に対し、販売情報提供活動の実施状況を報告するとともに、適切な販売情報提供活動のために必要がある場合には審査・監督委員会の助言を踏まえて意見具申を行い、経営陣は、当該報告又は意見を踏まえて適切な措置を講ずること。

6　手順書・業務記録の作成・管理

医薬品製造販売業者等の経営陣は、販売情報提供活動の担当部門・担当者に、販売情報提供活動に係る業務を適切に行うために必要な手順書を作成させるとともに、業務記録（販売情報提供活動において口頭で説明等を行った内容の記録を含む。）を作成させ、当該業務記録を適切に保管させること。また、厚生労働省、関係自治体やPMDAから販売情報提供活動に関係する資料の提出を求められた場合には、販売情報提供活動の資材等に加えて手順書や業務記録を提出すること等により、活動状況を速やかに報告させること。

7　不適切な販売情報提供活動への対応

医薬品製造販売業者等の経営陣は、自社において適切でない販売情報提供活動が行われていることを把握した場合には、事実関係の調査、是正・再発防止等の所要の対応を速やかに講じること。また、その進捗状況を自ら確認し、必要に応じ、追加の対応を講じるよう指示するとともに、不適切な活動を行った者に対しては、厳正な措置を行うこと。

8　苦情処理

医薬品製造販売業者等の経営陣は、販売情報提供活動について苦情を受け付ける外部から認識可能な窓口を設けるとともに、苦情があったときは、販売情報提供活動監督部門において迅速に事実関係を調査し、必要な措置を講じさせること。

9　販売情報提供活動の委託先・提携先企業及び医薬品卸売販売業者

医薬品製造販売業者の経営陣は、販売情報提供活動の委託先・提携先企業、医薬品卸売販売業者等に対しても、適切な販売情報提供活動を行うよう働きかけを行うこと。

第３　販売情報提供活動の担当者の責務

１　本ガイドラインの遵守

販売情報提供活動の担当者は、本ガイドラインを遵守して販売情報提供活動を行うこと。特に、第１の３に反する活動を行わないこと。

２　販売情報提供活動の際の留意点

販売情報提供活動の担当者は、第２の３の販売情報提供活動監督部門による審査において適切と認められた資材等に沿って、科学的・客観的な根拠に基づく正確な情報により販売情報提供活動を行わなければならず、意図的であるか否かにかかわらず、誤解を招くおそれのある販売情報提供活動を行わないこと。また、例外的なデータを一般的な事実であるかのように表現したり、品位を欠くようなイラスト等を用いたりする等、医療用医薬品の不適正使用又は誤使用を誘発するおそれのあるあらゆる表現を行わないよう、細心の注意を払って販売情報提供活動を行うこと。

３　自己研鑽の努力

販売情報提供活動の担当者は、自らの活動について、その社会的地位を自覚し、必要な知識の習得や倫理観の涵養をはじめとした自己研鑽に努めること。

４　不適切な販売情報提供活動の資材等の使用禁止

販売情報提供活動の担当者は、第２の３の販売情報提供活動監督部門による審査で適切と認められた資材等以外は用いないこと。

第４　その他

１　本ガイドラインに明示されていない事項

医薬品製造販売業者等は、本ガイドラインで定められていないこと（禁じられていないこと）であれば自由に行ってもよいとの誤った認識を持つことなく、医薬品製造販売業者等に求められる本来の責務とは何かという原点を判断の基軸として、自らを厳しく律した上で、販売情報提供活動を行うこと。

２　関連団体における対応

医薬品製造販売業者等の関連団体は、行政の対応を待つことなく、会員企業における遵守状況を把握する仕組みの構築等により、会員企業が行う販売情報提供活動の状況を把握（委託先・提携先企業が行う販売情報提供活動の状況

については、委託元・提携元である会員企業を通じて把握）するとともに、会員企業に対して必要な指導や助言等を行うことにより、問題事例の発生を未然に防ぐこと。また、厚生労働省、関連自治体やPMDAから報告の求めがあった場合には適切に対応するとともに、指示を受けた場合には適切な措置を速やかに講ずること。

関連団体は、会員企業から独立性を有する者が含まれる担当委員会を設置した上で、当該委員会において、会員企業における遵守状況の結果等を踏まえて本ガイドラインを遵守する上で必要な事項について検討し、その結果を公表すること。

３　未承認薬・適応外薬等に関する情報提供

未承認薬・適応外薬及び国内では認められていない用法・用量に関する情報提供について医療関係者から求めがあった場合には、第１の３（１）①又は（２）②の規定にかかわらず、当該情報を当該医療関係者に提供することは差し支えないこと。また、上記の情報提供について医療関係者以外の国民、患者やその団体から求めがあった場合にも、同様であること。

ただし、情報提供に当たっては、次に掲げる条件を全て満たすこと。

（１）通常の販売情報提供活動とは切り分けること。

（２）情報提供する内容は、要求内容に沿ったものに限定するとともに、情報提供先は要求者に限定すること。

（３）医療関係者・患者等から情報提供を求められていないにもかかわらず、求められたかのように装わないこと。

（４）提供する情報は、虚偽・誇大な内容であってはならず、科学的・客観的根拠に基づき正確なものでなければならないこと。また、情報提供にあたっては、要約、省略、強調等を行わないこと。

（５）医薬品製造販売業者等による関与があった試験研究の結果やそれに基づく論文等を提供する場合にあっては、当該試験研究が「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成９年厚生省令第 28 号）若しくは「臨床研究法」（平成 29 年法律第 16 号）又はこれらに相当するものにより適切に管理されたものであること。

（６）副作用の危険性が高まることや、臨床試験において有意差を証明できなかったこと等、ネガティブな情報についても適切に提供すること。

（７）情報提供する医療用医薬品の効能・効果、用法・用量等が承認を受けていないことを明確に伝えること。

（８）経緯、提供先、提供内容等、情報提供に関する記録を作成し、保管すること。

4　他の法令等の遵守

医薬品製造販売業者等は、本ガイドラインの他、公正競争規約、その他の関連法規、業界団体の自主規範も遵守すること。

5　販売情報提供活動の委託先・提携先企業に関する特例

医薬品製造販売業者（委託元・提携元）による販売情報提供活動の委託先・提携先企業にあっては、

・　委託元・提携元の販売情報提供活動監督部門による審査及び承認を経た販売情報提供活動の資材等（作成企業名が明示されたものに限る。）のみを使用し、

・　委託元・提携元の定めるところに従って、

販売情報提供活動を行う場合に限り、第２の２の規定にかかわらず、審査・監督委員会を設ける必要はないこと。ただし、この場合、委託先・提携先企業の販売情報提供活動の担当部門・担当者及び販売情報提供活動監督部門は、委託元・提携元の情報提供活動監督部門に販売情報提供活動の実施状況の報告を行うこと。また、委託先・提携先企業の販売情報提供活動の担当部門・担当者及び販売情報提供活動監督部門は、委託元・提携元が行う調査に協力するとともに、委託元・提携元が所属する関連団体から委託元・提携元を通じて指導や助言等を受けた場合には適切な措置を速やかに講ずること。

6　医薬品卸売販売業者に関する特例

医薬品卸売販売業者にあっても、審査・監督委員会を設けることが望ましいが、実施する販売情報提供活動が、医薬品製造販売業者が行う販売情報提供活動に則して行われ、独自の情報を提供することは一般的に想定されないことを踏まえ、第２の２の規定にかかわらず、審査・監督委員会を設けなくても差し支えないこと。

また、医薬品製造販売業者が作成した販売情報提供活動の資材等をそのまま使用して行う販売情報提供活動（上記５に該当する場合を除く。）については、医薬品卸売販売業者において当該資材等の審査を行わなくても差し支えないこと。

さらに、医薬品卸売販売業者が作成する販売情報提供活動の資材等は、販売情報提供活動監督部門の審査を受ける必要があるが、複数の医療用医薬品を公平かつ客観的に比較することを目的としたものについては、第２の３の規定にかかわらず、使用された後速やかに審査を受けるのであれば、事後の審査でも差し支えないこと。その際には、次に掲げる全ての事項を満たす必要があること。

・　複数の医療用医薬品について特定の項目を比較するよう医薬関係者から求めがあり、当該求めに応じて作成されたものであること。

・　あらかじめ販売情報提供活動の監督部門の了承を得た基準であって、社内で十分周知されたものに則って作成されたものであること。

・　医薬関係者から求めのあった項目に関する添付文書又は厚生労働省の告示若しくは通知の内容が、変更されることなく正確に記述されたものであること。

7　医薬関係者の責務

法第１条の５に規定する医薬関係者にあっても、医薬品製造販売業者等が行うべき適切な販売情報提供活動のあり方を理解し、その活動が本ガイドラインに則って適切であるかどうか客観的に評価する姿勢をとるよう努めること。

8　適用日

本ガイドラインは平成 31 年４月１日から適用するものとすること。

ただし、第２及び販売情報提供活動の監督部門に関連する事項については、同年 10 月１日から適用するものとすること。

公益社団法人広島県薬剤師会会長　様
一般社団法人広島県病院協会会長　様
一般社団法人広島県歯科医師会会長　様
公益社団法人広島県薬剤師会会長　様
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長　様
一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長　様
広島県医薬品卸協同組合理事長　様
広島県製薬協会会長　様
広島県医薬品配置協議会会長　様
一般社団法人広島県配置医薬品連合会理事長　様
広島県富山配置薬業協議会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬務課

要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について及び医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について（通知）

このことについて、平成30年９月18日付け薬生安発0918第１号により厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長から別紙１のとおり、同日付け薬生監麻発0918第１号により同局監視指導・麻薬対策課長から別紙２のとおり通知がありました。

ついては、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担　当　製薬振興グループ、薬事グループ
電　話　082-513-3223（ダイヤルイン）
（担当者　水谷、安井）

別紙１

薬生安発0918第１号
平成30年９月18日

各（都道府県／保健所設置市／特別区）衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（公印省略）

要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第４条第５項第３号の規定に基づく要指導医薬品である下記１．の医薬品について、平成30年９月17日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第１号）第７条の２第１項第２号に定める期間を満了したため、同年９月18日より要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第327号。以下「改正告示」という。）が平成30年９月18日に告示され、同日から適用されます。

医薬品の分類が要指導医薬品から第一類医薬品に変更になった医薬品については、区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願いします。

記

１．要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
フッ化ナトリウム（洗口液に限る。）	平成30年９月18日

2．改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成26年厚生労働省告示第255号）第1号中からフッ化ナトリウム（洗口液に限る。）を削除する。

別紙2

薬生監麻発0918第1号
平成30年9月18日

各 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
（公印省略）

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」（平成30年厚生労働省告示第328号。以下「経過措置告示」という。）が平成30年9月18日に告示され、同日より適用されます。これにより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。）第209条の2、第209条の3及び第210条第6号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要が生じた下記1に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととします。

具体的には、下記1に示す適用日から1年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記2のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

1　区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
フッ化ナトリウム（洗口液に限る。）	平成30年9月18日

詳細は、別添を参考とすること。

2　医薬品の区分等表示に係る留意事項

ア　区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

イ　旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。

ウ　旧表示医薬品については、省令第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

エ　区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等を行うこと。

＜別添＞

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
フッ化ナトリウム（洗口液に限る。）	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について（平成30年9月18日薬生安発0918第1号）

地域薬剤師会だより

安佐薬剤師会／東広島薬剤師会／広島佐伯薬剤師会

＜安佐薬剤師会＞

報告書・情報提供書等の文書の書き方、マナーに関する研修会

副会長　**加藤　頼孝**

2018年９月から行われる広島市のポリファーマシー対策への取組に先駆け、９月15日に安田女子大学で有限会社ネオフィスト研究所　吉岡ゆうこ先生の研修会が行われました。

この度の広島市ポリファーマシー事業の対象患者は広島市内在住の65歳以上・国保加入者、後期高齢者。過去４カ月間、複数の医療機関（２医療機関以上）から月14日以上の内服薬が10種類以上処方されている患者を対象に行われます。

方法としては服用情報のお知らせが、患者のもとに郵送され、患者がこの服薬通知書を薬局に持参します。そして薬局がポリファーマシーの問題が疑われる場合に服薬状況レポートを作成しそのレポートを医師に情報提供を行い処方の再設計の参考にしていただきます。

減薬になれば、保険者にとっては重複投与などの医療費の削減、患者にとっては薬物有害事象などのリスク軽減になります。

ただ、この事業は患者の意向がメインとなるので、患者に意識がなく薬局に服薬情報通知書を持参していただかなければ、事業自体が成り立たないため、患者にポリファーマシー事業のことを事前に広告しておかなければなりません。

事前準備として、薬剤師もこの研修会のように勉強会を開催したり、ポスター掲示を行ったり、多くの人に知ってもらう必要があります。ヘルスリテラシーを高めてもらう取り組みが肝心です（ヘルスリテラシー：健康情報を入手し、理解し、評価し、活用するための知識、意欲、能力のことであり、それによって日常生活におけるヘルスケア、疾病予防、ヘルスプロモーションについて判断したり意思を決定したりして、生涯を通じて生活の質を維持・向上させることができること）。

薬局側はレポートを作成することによって、患者もしくは、その家族から求めがあった場合又は薬剤師が必要性を認めた場合に、服薬情報提供料２の20点の加算が可能となります。

レポート作成は患者からの症状や状態を訊きとり７項目を意識して訊きます。

１部位２症状３重症度４時間的経過５状況６修飾要因７随伴症状、と事実のみ述べ患者が副作用と思っていないことをチェックすることも重要です。

そして、薬剤師から見た本情報提供の必要性の有無が薬剤師にとってのアセスメント部分です。

訊きとった情報から副作用症状と思われる事項を自覚症状欄に記載し、可能性のある薬剤の添付文書状況を挿入するとより効果的です。患者が困っている場合には「～でお困りのようです。処方検討をお願いいたします。」と気配りをいれるのもよいでしょう。

残薬があれば残薬の理由、残薬の状況の記載。剤数の減量も提案材料に。用法の単純化統一化や調剤の工夫(一包化)。本人管理が難しい場合は、家族などの管理しやすい時間に服用を合わせて提案するのもポイントとなります。

重複の場合は一方を削減していただく提案、相互作用によりどのようなことが起こりうるのか症状や状況を入れて処方検討していただく。ただ併用禁忌は提案しやすいが併用注意は医師側も変更しづらいようです。

以上のようなポイントを押さえながらポリファーマシー事業に薬剤師も貢献していきますが、なにより、薬剤師から処方提案が行えるという薬剤師の本質に関わるこの事業に貢献していきたいと感じました。

＜東広島薬剤師会＞

ぐるマルフェスタ2018東広島

監事　**原田　裕子**

平成30年９月29日（土）に、東広島芸術文化ホールくららで行われた『ぐるマルフェスタ2018東広島夢コレクション』に参加させていただきました。ぐるマルフェスタ2018は、地域の皆様に地域包括ケアシステムについて知っていただこうという趣旨で東広島市主催、医師会、歯科医師会、介護の関係者の皆様の協力で開催されました。

もちろん、薬剤師会も協力いたしました。

東広島夢コレクションでは、65歳以上のシニアが化

粧・ヘアメイクをして自分のお気に入りの衣装で、レッドカーペットの上を歩きました。女性の参加者には、男

性のエスコートがつきました。東広島市のイケメントリオ（ケアマネ、理学療法士、薬剤師）がエスコート役を引き受けてくださいました。東広島薬剤師会からはイケメン、長身、歌うまの中島先生が出てくださいました。スペシャルゲストは東広島市出身のさいねい龍二さんでした。盛り上がりましたよ。いろいろな事情を抱えておられる方がレッドカーペットの上を歩かれました。皆さん明るく、輝いていました。トリは最年長91歳の女性の方がつとめられました。いつもお世話になっておられる施設の方のエスコートで登場されました。彼女はとても小柄ですがゲートボールが得意で、中国で行われたゲートボール大会で優勝されたこともあるそうです。また、最近、公開された映画「恋のしずく」にエキストラで参加され、出演者の小野塚勇人さんと一緒に写真を撮られ、大事そうに嬉しそうにみなさんに見せておられました。

エスコート役のイケメン男性が、優しく親切だったのも嬉しかったのですが、衣装選びを手伝ってくださった方、化粧やヘアメイクをしてくださった方の気配りで、緊張もほぐれ、感謝いたしております。潤いの少なくなった肌に一生懸命ファンデーションを塗りこんでくださり、扱いにくくなった髪を丁寧にブローしてくださった美容師さん、細い体を半分に折り曲げて小柄なおばあちゃまに目線を合わせて話をするさいねい君。こんな優しい暖かい人に囲まれていたら、私の老後も安泰だ。と思わせてくれたひとときでした。

また、悩みや難しいことはあるのだろうけれど、生き生きと明るく話される人生の先輩を見ていると、年齢を重ねることへの不安が減ったひとときでした。私は、東広島薬剤師会より中島先生と参加させていただきました。

介護福祉士の方が「自分を最もいい状態にもっていって、レッドカーペットの上を歩くのはとてもいいリハビリになる。」と話してくださいました。

認知症には今、四種類のお薬があります。服用する前に、言葉かけ、対応に気をつけてみるべきではないかと常々思っておりました。服薬を開始する前でも服薬中でもこういった高齢者の気持ちを明るくするリハビリのやり方に感動しました。

当日、多職種の方とお話できて、嬉しかったです。こういった取り組みがもっと広がり長続きすればいいなと思っています。

＜広島佐伯薬剤師会＞

池田　和彦

平成30年６月27日（水）19時30分から、広島市西区の「酔心アルパーク天満屋店」に於いて広島佐伯薬剤師会総会が開催されました。来賓の豊見雅文広島県薬剤師会長から祝辞を賜り、新薬剤師会館の落成についてご報告いただきました。辻理事の司会のもと呑田副会長による開会の辞、脇田眞由美先生が議長に選任、その後議事に入り出席会員数の確認が行われ会議が成立している旨宣言されました。次に昨年度の事業報告、決算報告、監査報告および今年度の事業計画案、収支予算案についても説明がなされ、これらの提案についても承認されました。今年度は役員改選でしたが、宗文彦先生の会長留任が承認されました。そして長谷川副会長が閉会の辞を述べられ、総会は無事に終了しました。

広島佐伯薬剤師会総会後の懇親会

７月４日（水）の第200回広島佐伯薬剤師会集合研修会は元プロバスケットボールプレーヤーで薬剤師の岡崎修司先生、８月22日（水）の第201回研修会はこごみ薬局の栗原鑑三先生、９月14日（金）の第202回研修会はマツダ病院副院長で整形外科主任部長の月坂和宏先生、10月24日（水）第203回は草津病院薬剤課主任の山田雅彦先生によるご講演と多岐にわたるテーマでしたが、いずれも薬剤師の基本的な業務が重要であることを再認識しました。

第200回記念講演会懇親会

また、９月23日（日）、24日（祝）に金沢市で行われた第51回日本薬剤師会学術大会にも参加しました。ランチョンセミナー ６（９月23日12：20 ～ 13：20 ホテル日航金３Ｆ孔雀の間Ａ）「バイオ医薬品の適正使用に必要な基礎知識」 座長：吉山友二先生（北里大学薬学部保険薬局学教授） 演者：橋口正行先生（慶應義塾大学薬学部医薬品情報学准教授）では、バイオシミラーへの切り替えについて慎重に行うことが望ましいという提言が印象的でした。近年は地域包括ケアシステムやポリファーマシー対策など職種・職域を超えた取り組みにスポットが当たる傾向ですが、やはり薬剤師の根幹は「医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどること」です。そのための礎として原点に経ち返る必要性を感じました。

そして、10月28日（日）は広島市佐伯区民文化センターで市民公開講座が開催されました。今回はシリーズ“健康生活設計”「心の健康」と題し、第１部に佐々木メンタルクリニック院長の佐々木高伸先生から「働く人と家族のメンタルヘルス」、第２部は草津病院精神科医長の中津啓吾先生より「仕事に戻るためのリワーク」の演題でご講演いただきました。

11月11日（日）には、恒例の佐伯区民まつりが佐伯区民文化センター周辺で開催される予定です。薬剤師会は今年度も様々な催しを行います。

北鉄金沢駅付近

OTC 医薬品、災害時用食品などの展示

JR 金沢駅

山代温泉

近江町市場

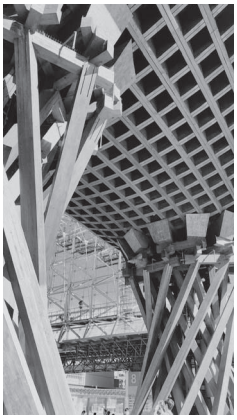

金沢駅前のシンボル「鼓門（つづみもん）」

諸団体だより

広島県青年薬剤師会

会長　**秋本　伸**

９月１日（土)、袋町にあるパンプキンズテラスで青薬納涼会を開催しました。今回は新しい取り組みとして「ただ飲むだけじゃなく、飲みながらみんなでちょっと勉強しよう」をテーマに、薬局で遭遇しそうな事例について理事の二人が薬剤師役と患者役で実演し、その事例について各テーブルでディスカッションしました。お酒を飲みながらディスカッションすることで新しい知識を学ぶとともに、懇親も広める機会になりました。初めての取り組みで段取りなどに多少の不手際もありましたが、今後に繋がる取り組みができたのではないかと思います。

９月12日（水）は、新会館で初となる知っピン月イチ勉強会を開催しました。「実践！オピオイドの処方提案」との演題で、約２年ぶりに私がお話しさせて頂きました。日本人のがん罹患率、がんによる死亡率は増加し続けています。また、がん性疼痛は診断時には約30％、終末期になると約75％と言われています。在宅医療が推進されている昨今、病院や薬局においてオピオイドを扱う機会はますます増えることが予測され、薬剤師の担う役割は大きくなると考えられます。今回は、薬剤師が遭遇しやすいオピオイドに関する疑問や問い合わせの多い内容について、これまで自分が実際に経験した事例を交えながらお話しさせて頂きました。

広島県青年薬剤師会では、今後も多くの方に興味を持っていただけるような勉強会やイベントを企画しています。勉強会やイベントは、どなたでも参加して頂けます。おトクに勉強会も参加でき、会報なども手に入る会員や準会員、学生会員も随時募集しています。詳しくは、勉強会やイベントの際にスタッフにおたずね頂くか、ホームページや Facebook 分室等へご連絡ください。

広島県青年薬剤師会　勉強会のお知らせ

○知っピン月イチ勉強会
日　時：11月21日（水）19：30～21：00
会　場：広島県薬剤師会
テーマ：こうすればうまくいく簡易懸濁法
～投与ルート別にみる処方提案方法～
講　師：医療法人社団光仁会梶川病院　薬剤科
久保田　恵理　先生
参加費：青薬会員（準会員・学生会員を含む）：無料
非会員：1,000円
学生（社会人入学は除く）：無料

広島県女性薬剤師会

会長　**松村　智子**

第64回総会を９月９日（日）13時からおりづるタワー10階研修室で開催しました。前日から大雨警報が出たり、避難指示が出たり、そのたびに開催の危機を感じていました。どなたかの幸運のおかげで、開催できたと感謝しています。おりづるタワー10階にたどり着いた方は、必ずテラスに出てその眺望に感嘆の声をあげます。そのような場所で開催できたことを、誇りに思います。広島県健康福祉局薬務課課長の應和卓治様、広島県薬剤師会会長　豊見雅文様を来賓にお迎えできました。應和様より、現在「患者のための」という文言をあえて言葉にしているという現状で、薬剤師が本来の立場を考えてほしい。県民の福祉・医療の向上に薬剤師が期待されていることを再認識しました。豊見会長からは、かかりつけ薬剤師を薬剤師サイドだけでの解釈でなく真のかかりつけを目指して、精度を究めていくこと、調剤報酬に右往左往しない、薬剤師の声を大きく発するために政治力が重要であるとお話いただきました。総会は滞りなく淡々と進行できました。

特別講演会は「ライフサイクルと女性ホルモンの変化に寄り添うヘルスケア」の演題で、新甲さなえ先生にお願いしました。女性は生理的年齢に応じて体の変化があります。健やかにさわやかに活躍できる環境づくりのための月経関連疾患を教えていただきました。年齢とともに変化する女性ホルモンとうまく付き合っていくために、医学的に、生理的にきちんと理解することが重要です。女性はホルモンに振り回されたとしても、こういう知識を若いころから知っていると、女性の生活も随分向上するように思いました。しかし、婦人科受診は特に若い年代ではとても抵抗があることも事実です。先生からのメッセージをしっかり受け止めて、薬剤師として何ができるかを考えたいと思います。

懇親会は講師の新甲先生もご出席いただきました。おいしいビールの飲み方のちょこっと講義や、先生のいきいきした人生をお示しいただきました。懇親会では大？先輩のお話から、その生きざまを見せていただけるよい機会と感じています。ほっとする居心地の良い雰囲気や、背中を押されて勇気をもらったりと、ぜひ皆さんも感じてほしいと思っています。

９月29日（土）新しい薬剤師会館で役員会をしました。女性薬剤師会はこれまで活動の場を先輩たちが築いてこられたエソール広島の活動交流室に置いてきました。これからは薬剤師会館でさせていただくことになりました。

今後の予定です。

11月10日（土）は手話講習会をします。
11月25日（日）日帰り旅行を企画しています。
今回はチョコレートの歴史に触れる旅になっており、とても興味深いものです。「へぇーボタン」が鳴り響くこと間違いなしです。興味があるかたはご連絡下さい。

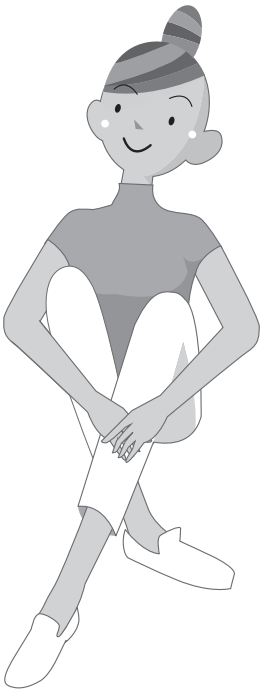

広島漢方研究会

第23回 吉益東洞顕彰会の結果報告

理事長　**鉄村　努**

広島出身で江戸時代の有名な漢方医である吉益東洞を顕彰する第23回吉益東洞顕彰会が、９月９日（日）に東洞碑（石碑）の

ある広島大学医学部　広仁会館において広島漢方研究会が主催（共催　日本生薬学会、後援　東亜医学協会　日本東洋医学会　日本医史学会）して開催されました。

午前中は全国から公募した一般発表（３演題）が行われ、広島漢方研究会からは山崎正寿先生が「浅田宗伯と古方医学」という演題で発表さ

れました。午後からは例年、医学部内にある東洞碑前にて顕花式を行いますが、あいにくの大雨のため屋外での献花式がおこなえず、会場内のスクリーンに顕彰碑の写真を投影して行いました。引き続き、特別講演『漢方医学の改革者　細野史郎』という演題で、聖光園細野診療

所理事長　中田敬吾先生（京都）にご講演頂きました。細野史郎先生は、浅田流漢方の流れを汲む京都で有名な細野診療所の創設者です。明治政府に抹殺された漢方の存続運動の火がまさに燃え尽きんとする頃、西洋医学

で改善しなかったご子息の喘息が「藁をも掴む思い」で用いた漢方で改善したことをきっかけに、昭和８年から本格的な漢方研究に取り組まれました。その後は、漢方の近代薬理学研究の道を拓き、漢方エキス製剤の先駆者として昭和25年から開発を開始して日本で初めて実用化されました。漢方に対する社会的評価が低かった時代に、多大なる努力をされて現代の日本漢方を築き上げられたエピソードを拝聴して深い感銘を受けました。

広島漢方研究会では、毎月薬剤師会館において月例勉強会を行っています。11月月例会４時限目は薬局製剤実習として「麻黄湯（煎剤）」の製剤を予定しています。オープン参加も可能（１日参加費3,000円・薬剤師研修シール３点・漢方薬、生薬認定薬剤師更新用としても使用可・予約不要）です。ぜひ参加されてみてはいかがでしょうか。詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または研究会事務局：薬王堂漢方薬局までお問い合わせください。

TEL：082－285－3395

【初級講座の講義予定】１時間目９：30～11：00

11月11日（第二日曜）
『桂枝湯、葛根湯、麻黄湯、大青龍湯、柴胡桂枝乾姜湯で考える漢方病理Ⅰ』

12月９日（第二日曜）
『桂枝湯、葛根湯、麻黄湯、大青龍湯、柴胡桂枝乾姜湯で考える漢方病理Ⅱ』

広島県医薬品卸協同組合
＜日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部＞

株式会社サンキ
三次支店　**伊関　勝己**

私が株式会社サンキに入社し、卸勤務薬剤師として勤務するようになってから、早くも２年半が過ぎました。サンキに入社する以前は主に病院内で勤務し、医薬品を購入する側でした。今では医薬品を販売する側へ立場が変わりましたが、その際に新しく経験した事について書いてみようと思います。

卸勤務薬剤師の仕事内容についての知識や経験がない場合には、調剤されている方からはなかなか想像がつかないと思います。私自身もサンキに入社したばかりの頃は仕事の進め方が全く分からず（そもそも事務机に座ってのデスクワークさえ初めてでした）同僚・先輩・保健所の薬事担当の方にも電話でさんざん聞きまくって、ようやく何とか仕事に慣れるまでには、約１年程度かかりました。

私が病院内で勤務していた頃は、医薬品卸の配送担当の方に急配をお願いする事もしばしばありました。当時は医薬品卸の業務内容について良く知らなかったので、受注があり次第医薬品卸の営業担当の方が倉庫内から商品を勝手に持ち出して配達されるものと思っていました。実際には全く違い、倉庫内で庫内担当者が出庫した後、出庫検品と仕分けが行われた上で出荷されます。また、私が勤務していた病院では麻薬や覚せい剤原料を発注する事も時々ありました。医薬品卸の担当者の手で医薬品が配達されるまでに時間がかかるのを少々不満に思いながらも、こんなものかと漠然と考えていたというのが正直なところです。その裏で、卸勤務薬剤師が譲渡譲受証を作成する作業に追われているとは、当時は想像もしていませんでした。卸勤務薬剤師として在籍する今から振り返ると、当時は医薬品卸の担当の方に結構無理を言ったものだと、今更ながら少々反省しています。

もっとも、調剤業務ではまず最初に患者さんをお待たせしない事、そしてカルテが閲覧できない環境では処方内容から患者さんの病名を推測して服薬指導をする事が重要とされ、それらが業務の中心になっていました。法律に基づく規制については、医薬品保管場所の区分と温度管理くらいしか重視されていなかったように思います。

卸勤務薬剤師として働いていて日常業務で一番大変なのは、「流通管理品目」（販売に際して一定の制約がある医薬品）を注文された時です。納品が可能かどうかを製薬メーカーへ問い合わせますが、製薬メーカーの担当者から回答がすぐに頂けない場合もあり、返事を待っている間に納品を催促される、という事も時々起こります。病院や薬局で調剤されている方の中には、このあたりの事情を詳しくご存じない場合もあるかと思います。病院内で調剤していた頃の私自身がそうでした。納品まで時間がかかりそうな場合には事情を説明するようにしていますが、製薬メーカーの営業の方も製品紹介される時に、医薬品の効能効果の説明だけではなく、「納品に時間がかかる場合がございます。」と一言添えて頂けたらなぁ、と思う事はあります。

以上、あれこれと思ったことを書いてきましたが、私自身も卸勤務薬剤師としてはまだまだ駆け出しなので、今後も皆さんのお世話になる事があるかと思います。その時はよろしくお願い致します。

研 修 だ よ り

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。詳しくは研修会カレンダー（http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi）をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況
平成30年９月末日現在 2,675名（内更新896名）

開催日時　開催場所 研修内容・講　師	主催者 問い合わせ先	認定	その他 （参加費等）
11月６日（火）19:30～21:00　学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ：「知っておきたいメンタルヘルスの現状と基本的な対応」 演題：「わたしたちの行動を考えます」 講師：福山大学人間文化学部心理学科　准教授　谷口敏淳先生	（一社） 福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費：一般1,000円
11月８日（木）19:00～20:35 安佐南区総合福祉センター６階　大会議室 第270-８回　安佐薬剤師会研修会 演題１：「症状から見る病態生理：動悸」 講師：広島大学大学院医歯薬保健学研究院臨床薬物治療学研究室 教授　森川則文先生	安佐薬剤師会 090-6432-6665 （貞永）	1	参加費：一般1,000円 申込：事前にメール又はFAXをお願いします。
11月９日（金）19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館９階　プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会 －明日の治療に役立つ分かり易い漢方 － 演題：風邪に対する漢方薬をひとまとめ 講師：小林宏先生 テキスト：病態からみた漢方薬物ガイドライン（京都廣川書店）	福山大学薬学部 084-936-2112 (5165)	1	受講料：500円 ※事前予約は不要 アクセス：福山駅北口徒歩１分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。
11月10日（土）19:00～21:00　東区民文化センター 漢方日和（２）新古法薬嚢抜粋 講師に、（有）マエダ方術薬局本店 前田泰則先生をお招きし漢方の基礎から実践までを余すことなく学ぶ ３回シリーズの２回目です。	日本薬局協励会 広島支部 問い合わせ先 仙境堂薬局 平田智加子 082-516-1191		参加費：2,000円 申込：11月２日（金）までに仙境堂薬局戸坂店（FAX：082-516-1190）へ。
11月11日（日）９:30～16:00　広島県薬剤師会館２階 広島漢方研究会月例会　第638回 ９:30～11:00 漢方初級講座29『桂枝湯、葛根湯、麻黄湯、大青竜湯、柴胡桂枝乾姜湯で考える漢方病理１』 木原敦司 11:00～12:30『漢方薬局での店頭経験』講義 鉄村努 13:30～15:00『症例報告』講義 中島正光 15:00～16:00『麻黄湯（煎剤）の処方解説と製剤実習』 木原敦司 ※“漢方初級講座”を好評開催中です！ 奮ってご参加ください！	主催 広島漢方研究会 問い合わせ先 テツムラ漢方薬局 082-232-7756	3	参加費：広島漢方研究会会員無料、会員外（オープン参加）3.000円（学生1.500円） ※事前の申し込みは不要です。お気軽にご参加ください。

開催日時　開催場所 研修内容・講　師	主催者 問い合わせ先	認定	その他 （参加費等）
11月11日（日）13:00～16:00 広島県薬剤師会館 2 階　ふたばホール 第165回生涯教育研修会 テーマ：「感染症」 1）一般講演　「抗インフルエンザウイルス剤　ゾフルーザ錠の適正使用について」 塩野義製薬株式会社　松山 正典 2）特別講演Ⅰ「当院でのインフルエンザ対策　～アウトブレイクの経験から再発防止策を考える～」 広島赤十字・原爆病院感染管理室 看護師長・感染管理認定看護師　山水有紀子先生 3）特別講演Ⅱ「インフルエンザ診療の新時代」 広島大学病院 呼吸器内科　教授　服部登先生	（一社） 広島市薬剤師会 塩野義製薬株式会社 問い合わせ先 082-506-1255	2	受講料：県薬会員1,000円、会員外2,000円 申込：11月 2 日㈮までに電話か FAX（082-506-1256）にて「氏名・勤務先・会員登録の有無」をご連絡ください。
11月16日（金）19:20～21:00　佐伯区民文化センター 第204回　広島佐伯支部集合研修会 第204回の研修会は、「適正な薬物療法を考える～薬剤師外来の症例から～」と題し、医療法人創生会 渡辺胃腸科外科病院薬剤部 大西 順子 先生にご講演いただきます。 1）19:20～19:30　薬剤師会から報告事項　会長　宗文彦 2）19:30～21:00 演題：「適正な薬物療法を考える～薬剤師外来の症例から～」 講師：医療法人創生会　渡辺胃腸科外科病院　薬剤部 社会医療法人石川記念会 HITO 病院薬剤科 顧問　大西順子先生	広島佐伯薬剤師会 TEL・FAX 082-924-5957	1	資料準備・会場確保の都合がありますので、“必ず事前申し込み”をお願いいたします。
11月20日（火）19:30～21:00　学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ：「知っておきたいメンタルヘルスの現状と基本的な対応」 演題：「不安を抱えた人に何ができるのか？」 講師：福山大学人間文化学部心理学科　准教授　谷口敏淳先生	（一社） 福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費：一般1,000円
11月21日（水）広島市立広島市民病院　中央棟10階　講堂 第33回中区勉強会 講演：「リクシアナ錠の適正使用」 講師：第一三共株式会社　永田浩士 特別講演：「静脈疾患治療の最新の話題」 講師：広島逓信病院　院長　杉山悟先生	（一社） 広島市薬剤師会 第一三共株式会社 問い合わせ先 082-506-1255	1	受講料：無料 申込：11月13日（火）までに電話 か FAX（082-506-1256）にて「氏名・勤務先」をご連絡下さい。
11月24日（土）15:00～17:00 広島県薬剤師会館 2 階　ふたばホール 第518回薬事情報センター定例研修会 1）薬事情報センターだより 2）情報提供（タイトル未定） 塩野義製薬株式会社 3）特別講演「医療用麻薬等の適切な取扱いについて」 広島県健康福祉局薬務課　主任　行廣享平　先生	（公社） 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-567-6055	1	参加費：1,000円 ※資料準備のため11月20日（火）までに当センターにお申し込みください。
11月25日（日）13:00～16:00　広瀬北町公園内 広瀬集会所 第30回免疫についてポイントを整理しよう テーマ：「免疫で働く細胞を分類して整理する（自然免疫で守り続けるにはどうすればいいかを考えてみよう）」 講師：中川茂男先生 ※ 9 月30日の延期分です。	薬塾広島 問い合わせ先 いとう薬局 082-503-5520		参加費：3,000円

開催日時　開催場所 研修内容・講　師	主催者 問い合わせ先	認定	その他 （参加費等）
12月２日（日）13:30～16:40（受付13:00～） 広島県薬剤師会館２階　ふたばホール 平成30年度　第３回ひろしま桔梗研修会（通算82回） 講演内容：「風邪の時に使われる漢方薬の選択のポイント」～桂枝・麻黄を含む方剤、柴胡を含む方剤、石膏を含む方剤の３つのグループの使い分け～ 講師：薬局　誠宏堂　小林宏先生	神戸薬科大学 生涯研修支援事業 広島生涯研修 企画委員会 080-4260-1957 （橋本）又は 森川薬局青葉台店 0829-30-6778	2	参加費：1,000円 申込：下記メールアドレスへ、氏名（ふりがな）、出身大学、勤務先、連絡先を記載して下さい。 d-hiro@kobepharma-u.ac.jp （締切 11月23日） ※当日若干名は受付可能です。
12月９日（日）13:00～17:00 福山市ものづくり交流館７階　セミナールームＡ 薬剤師認知症対応力向上研修 新戦略「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」に基づく「薬剤師認知症対応力向上研修事業」認知症の人への支援体制構築の担い手の一員としての薬剤師が必要な知識や医療と介護の連携の重要性等を習得することを目的として開催 Ⅰ　基本知識：広島県認知症サポート医　医療法人ふじえ 松山内科　院長　松山善次郎先生 Ⅱ　対応力：公益社団法人　広島県薬剤師会 薬事情報センター　永野利香先生 Ⅲ　制度等：広島県健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課 主査　片山尚伸先生	広島県、広島市、 広島県薬剤師会 問い合わせ （公社） 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-567-6055	2	申込受付期間：11月５日（月）～11月16日（金） 申込方法：氏名（ふりがな）、生年月日（和暦）、所属する地域薬剤師会、勤務先名・勤務先の郵便番号・住所、勤務先電話番号を明記し、件名を「薬剤師認知症対応力向上研修参加申込（福山市）」として、kenshu-di@hiroyaku.or.jp まで。 ※定員90名、先着順
12月14日（金）19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館９階　プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会 －明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演題：アトピー性皮膚炎に対する漢方薬の応用（１） 講師：小林宏先生 テキスト：病態からみた漢方薬物ガイドライン（京都廣川書店）	福山大学薬学部 084-936-2112 (5165)	1	受講料：500円 ※事前予約は不要 アクセス：福山駅北口徒歩１分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。
１月11日（金）19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館９階　プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会 －明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演題：アトピー性皮膚炎に対する漢方薬の応用（２） 講師：小林宏先生 テキスト：病態からみた漢方薬物ガイドライン（京都廣川書店）	福山大学薬学部 084-936-2112 (5165)	1	受講料：500円 ※事前予約は不要 アクセス：福山駅北口徒歩１分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。
１月12日（土）15:00～17:00 広島県薬剤師会館２階　ふたばホール 第519回薬事情報センター定例研修会 １）薬事情報センターだより ２）情報提供 ３）特別講演	（公社） 広島県薬剤師会 薬事情報センター （082）567-6055	1	参加費：1,000円 ※資料準備のため2019年１月８日㈬までに当センターにお申し込みください。

平成30年10月10日
公益財団法人日本薬剤師研修センター

研修認定薬剤師制度に関する重要なお知らせ（認定申請）

平成31年４月１日（都道府県薬剤師研修協議会受付）から、次のように変更になります。

認定申請（新規、更新とも）に当たっては、従来の提出書類等（認定申請書、研修手帳等）に加えて、「生涯学習自己診断表（薬剤師生涯学習の指標項目）」の提出が必須になります。

「生涯学習自己診断表（薬剤師生涯学習の指標項目）」と「記載方法等」はこのファイルの下に掲載しています。

注意：申請の際に提出しなければ、認定の手続きを保留して連絡し、提出されてから手続きを行いますので、認定が遅くなります。最終的に提出されなければ、認定は行いません。

平成31年３月31日までは提出は任意ですが、できるだけ提出してください。

様式第11－2

生涯学習自己診断表（薬剤師生涯研修の指標項目）　　用紙の大きさはA4判です。

氏名:　　提出日:　　年　　月　　日

この書類は返却しませんので、提出に当たっては控えを残してください。

勤務先分類（次の数字を記入。1：病院、2：薬局、3：製薬企業、4：その他）

自宅住所の都道府県名

◇本指標項目は、全職域にわたる薬剤師を対象とし、受講者が自ら研修するべき内容を選択したり、あるいは研修した内容を整理・確認するときの目安として用い、今後の学習計画の立案の参考とする。

◇学習方法は、受講（座学、e-ラーニング）、実習などである。

◇（A）及び（B）には、各項目に 1～10 点を記入する。

（A－B）の値により相対的に重点を置くべき研修内容を自己判断する。

【大項目】	【項 目】	【研修内容の例】	業務上必要度（A）	現状達成度（B）	自己学習必要度（A－B）
Ⅰ 倫理、法令、制度	倫理	一般倫理、医療倫理、研究倫理、患者の権利、利益相反			
	医療保険・介護保険制度	診療報酬、調剤報酬、薬価基準、国民医療費、療養担当規則（薬担、療担）、介護保険			
	業務関連の法規	法規全般（守秘義務等）、医薬品医療機器等法、薬剤師法、医療法、麻薬及び向精神薬取締法、PL法、毒物劇物取締法、個人情報保護法、臨床研究法			
Ⅱ 基本的職能	調剤	服薬指導、調剤監査、疑義照会、処方監査、服薬モニタリングと評価、調剤過誤（薬剤関連事故）、後発医薬品の使用促進、調剤室管理（衛生、安全性、効率）			
	製剤	薬局製剤、院内製剤、注射薬等調製・交付業務、滅菌法、無菌操作法、中心静脈栄養法、経腸栄養、体液・電解質管理、製剤台帳、製剤記録（管理）			
	医療安全	医療過誤防止、業務手順書、ヒヤリ・ハット報告、医療安全情報、医薬品安全管理責任者、感染制御、ハイリスク薬			
	医薬品情報・医療情報	医薬品情報全般、情報源（添付文書等）、診療情報（診療録、調剤録、レセプト情報等）収集と活用、医療用語・表現、医薬品リスク管理計画（RMP：Risk Management Plan）、治療ガイドライン、薬剤疫学、生物統計学、薬害、IT 技術、薬剤経済			
	薬学的管理・指導	薬歴管理、医師等医療従事者への情報提供、チーム医療、副作用モニタリング、POS、EBM、クリニカル・パス、薬薬連携、医薬品適正使用、処方解析、症例検討、QOL、ポリファーマシー対策			
	コミュニケーション技術	接遇、カウンセリング、コミュニケーション（患者・医療従事者）、臨床心理学			
	医薬品管理	品質管理全般、注射薬管理、製剤管理、治験薬管理、麻薬・向精神薬管理、血液製剤管理、毒劇薬管理、毒劇物管理、放射性医薬品管理			
	医薬品試験	医薬品試験全般、規格試験、製剤試験、日本薬局方、バリデーション（分析）、体内薬物濃度測定法			
Ⅲ 疾病・薬物療法	病態と疾患	病態と疾患、疫学、症状、検査			
	薬物療法	代表的疾患と薬物療法、妊婦（授乳婦）・高齢者・小児（新生児）の薬物療法、TDM、臨床検査、臨床薬理・臨床薬物動態（PK/PD）、個別化医療、ゲノム医療			
	副作用	発症機序、症状、対処法、過量投与・薬物中毒、副作用報告、副作用とその初期症状、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度			
	相互作用	相互作用、薬物-薬物、薬物-食物、薬物-嗜好品			
Ⅳ 教育・研究	教育	学校保健教育（薬物乱用防止教育を含む。）、実務実習教育、患者教育、薬剤師教育、薬育			
	研究	研究計画立案、学会発表、論文投稿、臨床研究			
Ⅴ 地域住民の健康増進	健康管理	健康管理全般、疾病予防、食生活指導、疾患の治療食、地域保健サービス、禁煙対策、健康サポート機能、検体測定室			
	セルフメディケーション等	幼児・乳児ケア、特定保健用食品・栄養機能食品・機能性表示食品、要指導・一般用医薬品、医薬部外品・化粧品、日用品、ドーピング防止			
	在宅医療	地域包括ケアシステム、在宅患者訪問薬剤管理指導業務、介護用品・福祉機器、多職種連携、認知症対策			
	漢方薬・生薬	全般、漢方製剤の適用、薬効評価、副作用、東洋医学（漢方方剤）、伝統医学、生薬、民間薬、品質管理（生薬）			
	公衆衛生	環境衛生（水、空気、光、音、放射線等）、院内感染対策、食品衛生、病原微生物、産業衛生、化学物質対策、廃棄物対策、薬物乱用防止、学校薬剤師、母子保健			
	災害対策	医療救護所での医薬品管理・交付、避難所の衛生管理、災害薬事コーディネーター、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）、災害医療救護			
Ⅵ 医薬品開発・薬事行政	基礎薬学	生化学、分子生物学、薬理学、薬物動態学、機能形態学、病理学、微生物学、薬剤学、製剤学、有機化学、無機化学、分析化学、物理化学			
	薬事行政・医療行政	医薬分業、承認審査・適正使用、医療・薬事監視、後発医薬品の使用、医薬品副作用被害救済制度、再審査、再評価			
	医薬品開発・流通	工場業務見学、品質規格、非臨床試験、臨床試験、製造販売後調査、市販直後調査、総括製造販売責任者、GLP、GMP、GCP、GQP、GPSP、GVP			

注：この指標項目は生涯研修全般に亘る自己診断に用いるものですので、【研修内容の例】欄の記載には研修認定薬剤師制度で単位の付与対象となる研修内容以外のものも含まれています。

生涯学習自己診断表（薬剤師生涯研修の指標項目）の記載方法等

１．初めに

この生涯学習自己診断表は、全職域にわたる薬剤師を対象とし、受講者が自ら研修するべき内容を選択したり、あるいは研修した内容を整理・確認するときの目安として用い、今後の学習計画の立案の参考とするものです。

したがって、認定申請（新規又は更新）をする場合、それまでの学習状況を整理して、現状達成度及び今後の自己学習必要度を確認してください。

記入は、すべての項目（全部で26あります）について行ってください。なお、研修内容の例欄は、項目ごとに主な例を示したものです。

２．記載方法

①業務上必要度（A）欄

この欄には、自分の現在の業務の業務上の必要度を１点～10点で記入します。

業務上最も必要な項目であれば、10点となります。中程度の必要性であれば５又は６点です。ほぼ必要がない場合は１点になります。

この業務上の必要度は、自分自身で判断して点数を付ければよく、他の人との整合性をとる必要はありません。

②現状達成度（B）欄

この欄には、現時点での達成度を１点～10点で記入します。

十分に学習していると考える項目であれば、10点となります。なお、これは現時点での達成度ですし、学習すべき内容は時間の経過とともに変化しますので、現時点では10点でも、将来は５点になることもあり得ます。ほとんど学習していなければ１点になります。

この現状達成度も、自分自身で判断して点数を付けてください。

③自己学習必要度（A－B）欄

(A－B)を計算します（マイナスの値になったときは０とします)。その数値が大きいほど、学習が不足していることになります。

この数値によって不足している学習項目とその度合いがわかりますので、それを参考として次の更新認定申請までに重点を置くべき研修内容を決めてください。

３．提出

①上部の該当欄に、氏名、提出日、勤務先分類（次の数字を記入。１：病院、２：薬局、３：製薬企業、４：その他）及び自宅住所のうちの都道府県名を記載してください。

②記載した用紙は、認定申請書や研修手帳とともに提出してください。提出しなかった場合は、認定審査を保留します。この場合、当初から提出した場合に比べて認定までの日数が多くかかります。忘れずに提出してください。最終的に提出されなければ、認定は行いません。

③研修手帳は認定証とともに返却しますが、この用紙は返却しません。提出に当たっては控えを残してください。返却の申し出や写しの交付には応じられません。

日本医師会生涯教育講座（２単位　0, 4.10.15）
（公財）日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度認定
（一社）日本緩和医療薬学会緩和薬物療法認定薬剤師制度認定

疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用推進講習会
～症例から適正使用を学ぶ～
開催のご案内

厚生労働省
広島県
（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター

厚生労働省、広島県及び公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターは、医療用麻薬の適正使用によるWHO方式がん疼痛治療法の全国への均てん化とがん疼痛治療の更なる向上を目指して、医療関係者にWHO方式がん疼痛治療法に関する実践的な知識を習得していただくための講習会を下記により開催いたします。

多数の皆様のご参加をいただきますよう、ご案内申し上げます。

記

1 日　時　平成30年12月１日（土）　午後３時～午後６時15分

2 場　所　広島国際会議場「ダリア」　広島市中区中島町１－５

3 内　容

コーディネーター　川崎医科大学総合医療センター　内科副部長　小原　弘之　先生

講演　「患者さんにとっての医療用麻薬適正使用を考える」
佐世保市総合医療センター　緩和ケア科部長　冨安　志郎　先生

講演　「疼痛管理における医療用麻薬の使用の実際」
県立広島病院薬剤科　笠原　庸子　先生

講演　「家族と共に行う、在宅での症状緩和」
秋本クリニック　院長　秋本　悦志　先生

講演　「医療用麻薬の適正管理について」
広島県健康福祉部薬務課麻薬グループ　主任　平本　春絵　先生

質疑応答パネルディスカッション「疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用」

まとめ　川崎医科大学総合医療センター　内科副部長　小原　弘之　先生

4 対象者　医療関係者（300人）

5 参加費　無料

6 主　催　厚生労働省　広島県　（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター

7 後　援　（一社）広島県医師会　（公社）広島県薬剤師会

8 協　賛　麻薬生産者協会
（救急薬品工業、協和発酵キリン、塩野義製薬、第一三共、大日本住友製薬、武田薬品工業、田辺三菱製薬、帝國製薬、テルモ、東和薬品、日本臓器製薬、久光製薬、藤本製薬、丸石製薬、ヤンセンファーマ、祐徳薬品工業）

9 事務局　（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター〈冨澤・白井〉　電話 03-3581-7436

10 参加申し込み

麻薬・覚せい剤乱用防止センターホームページ（http://www.dapc.or.jp）よりお申し込みください。FAXによるお申し込みも受け付けております。（03-3581-7438）
11月29日（木）まで受け付けますが、定員に達し次第締め切ります。

【医療関係者対象の講習会】

「疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用推進講習会」参加申込書（FAX）

申込先 FAX 番号：03−3581−7438

平成　　年　　月　　日

会　　場	広島国際会議場「ダリア」
日　　時	平成30年12月１日（土）　午後３時～午後６時15分
ふりがな	
氏　　名	
職　　種	医師　　歯科医師　　薬剤師　　看護師 その他の医療関係職種（　　）
所　　属	病院　　診療所　　保険薬局　　その他（　　）
住　　所	都道府県　　市区町村
連 絡 先	FAX：（　　）　　− TEL：（　　）　　− Eメール：　　@
受講証明	□ 医師生涯教育講座　□ 薬剤師研修センターシール　□ 緩和医療薬学会シール
質　　問 （講習会の最後にパネル形式で質疑応答を行います。）	

（注）１ この申込書の個人情報は、本講習会関係事務以外には使用いたしません。また、お送りいただいた申込書は講習会終了後速やかに破棄いたします。
２ ご希望の方には、財団発行の受講証明書をお渡しいたします。
３ お申し込みが多い場合は、臨床の医療従事者の方の受講を優先いたします。このため、製薬会社にご所属の方については、受講をご遠慮いただくことがありますのでご承知おきください。その場合は、11月26日までに FAX でご連絡します。
４ **受付票は発行しません。**定員超過の場合はご連絡します。

平成30年度広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師研修会

今年度、標記研修会を次のとおり開催することとなりました。

つきましては、薬事衛生指導員及び学校薬剤師以外の方も是非、この研修会にご参加くださいますようご案内させて頂きます。

なお、薬事衛生指導員の方には別途郵送にてご案内いたしますので、返信はがきにて出欠のご回答をお願いいたします。

【西部会場】

開催日時：平成３０年１２月１日（土）　１５：００～16：３０

開催場所：広島県民文化センターふくやま 文化交流室（福山市東桜町１-２１）

【東部会場】

開催日時：平成３０年１２月２日（日）　１０：００～11：３０

開催場所：広島県薬剤師会　２Fふたばホール（広島市東区二葉の里3丁目2番1号）

【演題】

乱用薬物の動向と確定法について(60分)

内容：この数年の法規制とそれに伴う流通薬物の動向について及びそれらを確定する検査法について

広島大学大学院医歯薬保健学研究科 医学講座　准教授
奈女良　昭　先生

薬物乱用防止教室と医療用麻薬(30分)

１２月１日（土）　名古屋市立大学　大学院薬学研究科　准教授　大澤匡弘　先生
１２月２日（日）　県立広島病院　薬剤科　笠原庸子　先生

※日本薬剤師研修センター認定シール１単位

１１月２２日（木）までに返信FAXをお願いいたします。

【返信FAX：(082)567-6066】

参 加 申 込 用 紙

平成３０年度広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び学校薬剤師研修会

地域薬剤師会名：＿＿＿＿＿＿＿＿　希望会場　西部　・　東部

※いずれかに丸をつけて下さい。

勤務先＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名		氏名	
氏名		氏名	

広島県薬剤師研修協議会からのお知らせ

～医薬品関連施設の見学者募集について～

広島県薬剤師研修協議会では、薬剤師生涯教育の一環として医薬品関連施設等の見学を事業としております。今年度は、平成24年に完成した日本赤十字社中四国ブロック血液センター（広島市中区千田町）を見学し、献血された血液がどのような過程を経て血液製剤として供給されているのかを教えていただく予定です。

つきましては、下記要領にて施設見学を行いますので、ご希望の方は事務局までお申し込みください。

1．日　　時：平成30年12月6日（木）午後５時30分～午後7時予定

2．場　　所：日本赤十字社　中四国ブロック血液センター

〒730-0052　広島市中区千田町２－５－５

TEL（082）241－1311（代表）

3．集合場所：現地（正面玄関）

4．定　　員：20名（先着順）

5．解　　散：午後7時30分頃（現地解散）

6．申 込 先：広島県薬剤師会事務局

TEL（082）262－8931（担当：木下）

広島県赤十字血液センターマスコット　ちーぴっと

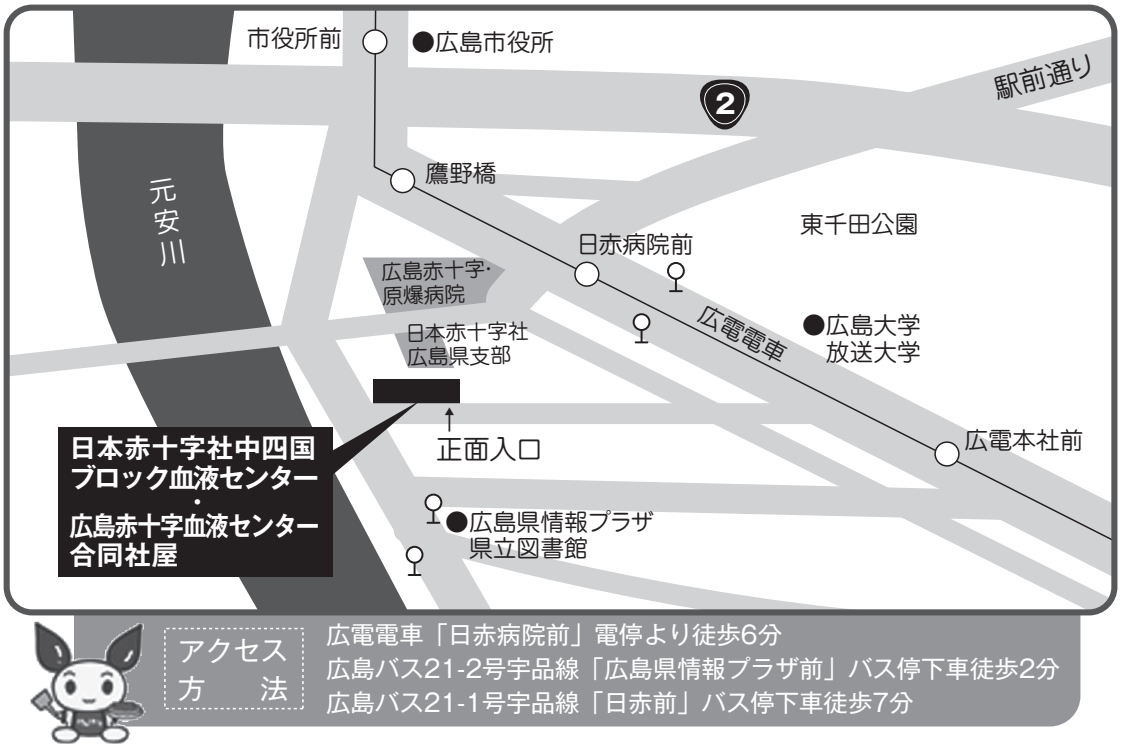

アクセス方法

広電電車「日赤病院前」電停より徒歩6分
広島バス21-2号宇品線「広島県情報プラザ前」バス停下車徒歩2分
広島バス21-1号宇品線「日赤前」バス停下車徒歩7分

第６回 安田女子大学薬学部・卒後教育研修会

－地域医療と薬剤師－

主　催：　安田女子大学薬学部
共　催：　広島県薬剤師会・広島県薬剤師研修協議会、広島県病院薬剤師会、
　　日本薬剤師研修センター
後　援：　日本薬学会
日　時：　平成 30 年 12 月 9 日（日）
場　所：　講演会　　安田女子大学　5 号館 2 階　（5201 教室）
　　情報交換会　　安田女子大学　5 号館 1 階　カフェテリアこもれび
　　〒731-0153　広島市安佐南区安東 6 丁目 13 番 1 号

プログラム

12:30～　　受付開始

13:00～13:05　　開会の辞

13:05～14:05　　講演１「骨粗鬆症診療における薬剤師の役割」
　　安田女子大学　薬学部　　教授　　藤原 佐枝子　先生

14:15～15:15　　講演２「地域医療と個人情報管理」
　　安田女子大学　薬学部　　教授　　田中 丈夫　先生

15:25～15:55　　講演３「身近な在宅」
　　こうぜん薬局　　薬剤師　　尾首 奈保　先生
　　（第 1 回卒業生）

16:00～16:30　　講演４「周術期における薬剤師の役割～手術室専従薬剤師の立場から～」
　　広島大学病院　薬剤部　　薬剤師　　土井 舞子　先生
　　（第 3 回卒業生）

16:30～16:40　　閉会の辞

16:45～　　情報交換会

本研修会は、以下の単位を申請中です。
① 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度　2 単位
② 日本病院薬剤師病院薬学認定薬剤師制度　2 単位
③ 日病薬・広島県病院薬剤師会の生涯認定研修会　1.5 単位
　尚、①と②は、どちらか一方となります。

広島県健康福祉局薬務課からのお願い

薬局機能情報報告について

ご確認ください。

＜登録内容の確認について＞

現在報告している内容（広島県ＨＰ「救急医療 Net」に掲載されている内容）が，正しいことを確認してください。

誤り等があれば随時，機能情報の変更を行ってください。

基本情報の変更等の方法は広島県ＨＰに掲載しています（広島県ＨＰトップ画面の検索ボタンから「薬局機能情報の基本情報等に変更があったとき」で検索）。

※特に，次の部分に注意してください

○開設者名，代表者名

法人の場合，会社名と代表者名が正しく入力されているか確認してください。

○薬剤師不在時間の有無

薬剤師不在時間の有無の届出を保健所に行っていない場合，「有」とはなり得ません。

○健康サポート薬局届出の有無

健康サポート薬局であることの表示をする旨の届出が保健所に受理されていない場合，「有」とはなり得ません。

＜新たな報告事項への準備について＞

平成 30 年分の薬局機能情報定期報告（平成 31 年２月通知予定）から，新たな報告事項が追加されます。

新たな報告事項の中には過去１年間（H30 の１年間）の実績に関するものも含まれます。報告に向けて数値の把握等をお願いします。

＜新規報告事項の一例＞

○健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

○プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無

○プロトコルに基づいた薬物治療管理（PBPM）の取組の有無　等

＜新規報告事項で実績に関するもの＞

○副作用等に係る報告の実施件数

○医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数

○健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数

○患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数

システム改修の都合上，これら新規報告事項については，平成 31 年２月から報告可能となります（それまでは報告できません）。

ご準備ください。

お問い合せ先
広島県健康福祉局薬務課薬事グループ
電話：082-513-3222　　担当：上田

広島県警察本部 生活安全総務課発行　　平成30年9月20日

犯罪情報官 速報

災害の寄付金をめぐる詐欺が発生！

手口

女性宅に災害対策本部を名乗る男から電話があり，

「あなたの番号が登録されている」

「被災地に寄付する予定がなければ，他の人に番号を譲ってもいいか」

などと言われ，女性はこれを承諾しました。

その後，別の男から電話で番号を聞かれ，女性がこれを教えたところ，最初の男から再度電話があり，

「番号を教えたことは犯罪だ」

「警察に行かないためにも，現金を貸して」

などと言われ，女性宅を訪れた男に現金500万円を手渡したものです。

被害にあわないために

不審な電話は，一人で即断せず，家族や警察に相談！

在宅中も留守番電話に設定し，知らない相手の電話に出ないようにしましょう。

平成28年～平成32年
「めざそう！安全・安心・日本一」
ひろしまアクション・プラン

運動目標：県民だれもが穏やかで幸せな暮らしを実感できる 日本一安全・安心な広島県の実現

重点項目：
- 身近な犯罪被害の抑止
- 子供・女性・高齢者等の安全確保
- 新たな犯罪脅威への対応

なくそう特殊詐欺被害 アンダー5作戦

※ この情報を，掲示・回覧・チラシ配布・朝礼・口コミ等で広報していただきますようお願いいたします。

平成 30 年度 薬剤師認知症対応力向上研修（会場：福山市）のご案内

本研修は、国を挙げて認知症対策を推進するための新戦略「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」に基づく「薬剤師認知症対応力向上研修事業」として、次のとおり開催されます。認知症の人への支援体制構築の担い手の一員としての薬剤師が必要な知識や医療と介護の連携の重要性等を習得することを目的としております。（※28 年度、29 年度、30 年度広島会場[10/6]と同じ研修内容です。）

日時 ： **平成３０年１２月９日（日） １３：００～１７：００**（参加費：無料）

場所 ： **福山市ものづくり交流館 ７階 セミナールームＡ**

福山市西町 1-1-1 エフピコ RiM 7F（福山駅から徒歩 5 分）

実施主体 ： 広島県および広島市 ［研修実施受託団体（主催）：公益社団法人 広島県薬剤師会］

対象 ： 広島県内で勤務（開設を含む）する薬剤師 （※28、29、30 年度[広島会場]受講済みの方を除く。）

課目 ：Ⅰ 基本知識 ｜広島県認知症サポート医 医療法人ふじえ 松山内科 院長｜ 松山 善次郎
Ⅱ 対 応 力 ｜公益社団法人 広島県薬剤師会 薬事情報センター｜ 永野 利香
Ⅲ 制 度 等 ｜広島県健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課 主査｜ 片山 尚伸
（敬称略）

申込方法 ： 下記事項 6 点を明記の上、件名を「**薬剤師認知症対応力向上研修参加申込（福山市）**」として、**kenshu-di@hiroyaku.or.jp** までメールにてお申込みください。

① 氏名（ふりがな）
② 生年月日：（和暦） 年 月 日
③ 所属する地域薬剤師会
④ 勤務先名
⑤ 勤務先の郵便番号・住所
⑥ 勤務先電話番号

注）氏名および生年月日は修了証書に記載されますので、お間違えのないようメール送信前に再度ご確認ください。

※ 申込み確認後、一週間以内に折り返し確認のメールをお送りいたします。連絡がない場合は、お手数ですが情報センターまでお電話にて確認をお願いいたします。

※ 受講可能な方へは受講票はがきを勤務先に送付いたします。当日必ずご持参ください。

※ 定員超過で受講いただけない方へは、その旨ご連絡いたします。

申込受付期間 ： **平成３０年１１月５日（月）～平成３０年１１月１６日（金）**

※ 定員 90 名、先着順とし、会場の都合上、定員に達し次第、受付終了とさせていただきますので、ご了承ください。

【修了証書の交付等について】

○ 研修の全課程を修了した方には、研修修了後、記入済みアンケートと引き換えに、以下が交付されます。
① 広島県より「修了証書」 ② 日本薬剤師研修センター集合研修 ： 2 単位（申請中）
※ 早退、遅刻をされますと、交付ができません。また、再発行は致しかねますので、大切に保管してください。

○ 地域の認知症医療体制の推進及び認知症の人及びその家族等の利便性に資することを目的として、研修修了者の名簿を広島県および広島市に情報提供します。名簿は広島県および広島市のホームページや、認知症に係る医療・介護情報としてパンフレット等に掲載されますので、ご了承ください。（掲載内容：氏名、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号）

【問い合わせ先】
（公社）広島県薬剤師会 薬事情報センター
E-mail ： kenshu-di@hiroyaku.or.jp TEL ： 082-567-6055（平日 9:00～17:00）

薬事情報センターのページ

永野　利香

ご存知ですか？スポーツファーマシストのこと

ここ薬事情報センターは、アンチ･ドーピングホットラインの仕事もしています。

「薬剤師会アンチ・ドーピングホットライン」とは、競技者やコーチなど一般の方々等がドーピングに関する薬の問合せが出来るように、日本アンチ・ドーピング機構が各都道府県の薬剤師会に設置している相談窓口のことです。

広島県薬剤師会においては、薬事情報センター職員がスポーツファーマシストの認定をとり、対応にあたっています。

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会が予定されていることもあり、今後ますます注目されると思われるスポーツファーマシストについて、今回とりあげました。

日本におけるアンチ･ドーピング機関

◆公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構（JAPAN Anti-Doping Agency：JADA）

- 2001年、日本国内におけるアンチ・ドーピング活動のマネジメントを行う機関として設立。
- 日本において世界標準のアンチ・ドーピング活動を推進している。
- 1999年、国際レベルのあらゆるスポーツにおけるアンチ・ドーピング活動を促進し、調整することを目的とする国際統一機関として、世界アンチ･ドーピング機構（World Anti-Doping Agency：WADA）が設立されている。

アンチ･ドーピング活動における資格と対応の実際

アンチ・ドーピングに関しては、スポーツ界を統一するアンチ・ドーピング規則を定めた世界アンチ・ドーピング規程（World Anti-Doping Code：以下、Code）というルールがある。スポーツファーマシストの活動の例として、WADAが策定する「禁止表国際基準（以下、禁止表）」をもとにした薬の問合せへの対応がある。

◆公認スポーツファーマシストとは

- 日本国内の薬剤師の資格を有し、アンチ・ドーピングに関する所定の課程を修めた方に認定される資格認定制度。
- 最新のアンチ・ドーピング規則に関する正確な情報・知識を持ち、競技者を含めたスポーツ愛好家などに対し、薬の正しい使い方の指導、薬に関する健康教育などの普及・啓発を行い、スポーツにおけるドーピングを防止することが主な活動。

◆禁止表国際基準（禁止表）とは

- Codeの基盤となるもので、全世界・全スポーツで同じルールの下、調和されて実施されているもの。
- 競技会（時）、競技会外および特定競技において禁止される物質と禁止方法を定めた一覧表。
- 「常に禁止される物質と方法（競技会（時）および競技会外）」と「競技会（時）に禁止される物質と方法」に分類される。
- WADAにより実施される諮問過程を経て、毎年更新。
- 毎年最低１回は更新されるため、常に最新のものをチェックしておく必要がある。
- 毎年10月１日に翌年の禁止表が公示され、翌年１月１日から12月31日までの期間適用される。例えば、2018年禁止表は2018年１月１日から2018年12月31日まで有効となる。

◆監視プログラムについて

- Codeにおいて、「禁止表に掲載されてはいないが、スポーツにおける濫用のパターンを把握するために監視することを望む物質について監視プログラムを策定しなければならない」とされている。

• 監視物質は、監視プログラムに掲載され、WADAが監視することを必要と位置付けた物質であり、当該年における禁止物質ではないが、監視の結果、乱用が認められれば禁止物質へと移行する場合がある。

◆治療使用特例（Therapeutic Use Exemptions：TUE）とは
• 禁止物質・禁止方法を治療目的で使用したい競技者本人が申請し、認められれば、その禁止物質・禁止方法が使用できる手続きのこと。
• 治療のために禁止物質の使用が必要な場合には、TUEを申請する必要がある。
• これは、競技者が正当な治療を受ける権利として世界規程で定められている。

◆TUE申請について
• 原則として、事前に申請して許可を得なければならない。
• ドーピング検査で禁止物質が検出された後で治療目的のための使用であることを主張しても制裁を免れることはできない。
• 申請すれば自動的にTUEが付与されるわけではない。
• 申請書に必ず客観的な診断根拠となる医療情報を添えて申請し、審査で承認された場合に、TUEが付与され、使用可能となる。
• TUEが付与される基準は、使用する禁止物質・方法について、
  1. 治療上使わざるを得ない（使用しないと健康上の重大な障害を及ぼすことが予想される）
  2. 他に代えられる治療方法がない
  3. 治療として使用した結果、健康に戻る以上には競技力を向上させない
  と認められる場合に限定される。
• TUE申請には、医療情報の提出や医師による記載が必要なため、競技者自身が主治医に相談して、申請の手続きを進める。
• TUEに関しての書式、資料は、JADAウェブサイト →『規程／書式／資料』→『TUE申請書式』
  https://www.realchampion.jp/download/6

◆回答の際の参考サイト
• JADAウェブサイトに掲載の禁止表　http://www.playtruejapan.org/code/
• Global DRO JAPAN　http://www.globaldrojpn.com

◆禁止表からみた漢方薬について
• 漢方薬に使用する生薬は、動植物や天然物から由来しており、すべての含有物質が明らかになっているわけではないため、禁止物質を含まないという保証はできない。
• ドーピングのルール上は、禁止物質を含まない西洋薬の使用が優先されることとなる。
• 禁止表において、禁止物質は物質名で決められており、TUE申請は「物質」名を申請し、「物質」について審査承認するため、含有成分がすべて明らかになっていない生薬が含まれる漢方薬についてはTUE申請は適さない。

◆禁止表からみたサプリメントについて
• 成分表示について、医薬品は法的な規制により有効成分をすべて記載しなければならないが、一方サプリメントや健康食品などいわゆる食品については、規制が厳しくないため、詳細な成分表示は無い。
• 含有成分を確認する手掛かりは包装の表示等になるが､表示にすべての含有成分が記載されているとは限らない。
• したがって、禁止物質を含まないという保証はできない。
• また、医療上必須のものではないので、摂取にあたっては、あくまでも競技者の自己責任となる。
• サプリメントの使用については、ラベルやパッケージに表示されていない物質が製品の中に入っているかもしれず、健康被害の面からもドーピングの面からもリスクがあることを十分に伝える。

さいごに

スポーツにおけるアンチ・ドーピングのルールでは、薬を使用するかどうかの判断は競技者自身が下すべきものであり、競技者には自身の薬の使用に関し自己責任が課せられます。その点を理解したうえで競技者が自分自身で

判断することができるように、情報提供、助言、アンチ・ドーピング教育を行うことがスポーツファーマシストとして求められています。

ドーピングに関するご相談を受けた際に不明な点があった場合には、自己判断を避け、薬剤師会アンチ･ドーピングホットラインである薬事情報センターにご相談ください。

【参考資料】

- JADA 公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構 ウェブサイト http://www.playtruejapan.org/
- 公認スポーツファーマシスト認定プログラム第11刷（改版）

公益社団法人 広島県薬剤師会 薬事情報センター ウェブサイト もぜひご利用ください。

◆医療用医薬品の新発売、効能追加等の情報
◆薬事情報センター定例研修会 情報
◆モバイル（動く）DI室（PDF）
◆資料箱（当センター作成の各種資料のPDF）
◆過去定例研修会資料（PDF）
◆薬価基準収載医薬品情報（PDF） など、随時更新しております。

くわしくはこちらまで http://www.hiroyaku.or.jp/di/index.htm

QRコードが便利です

薬事情報センター定例研修会再開のお知らせ

■薬剤師会の移転等で6月から休止していた標記研修会は、新会館にて10月27日（土）から再開しました。

■11月は11月24日（土）に予定しております。12月は実施しません。

■平成31年1月以降は、原則として以下の要項で実施予定です。

・日時：月1回、毎月第2土曜日、15時～17時
・場所：広島県薬剤師会館 2階 ふたばホール
・対象：県内の薬剤師（会員、非会員、薬局、病院、未就業など OK ！）
・特別講演の前に、薬事情報センターだよりとして情報提供あり（厚労省発出の安全性情報、薬価収載 情報など）

■資料準備のため、あらかじめ当センターまでお申込いただけると助かります。
申込先 電話：082-567-6055、FAX：082-567-6050、メール：di@hiroyaku.or.jp

■11月24日（土） 第518回
・情報提供 塩野義製薬株式会社
・特別講演 「医療用麻薬の適切な取扱いについて」
広島県健康福祉局薬務課 主任 行廣 享平 先生

■平成31年1月12日（土） 第519回
・情報提供 キッセイ薬品工業株式会社／杏林製薬株式会社
・特別講演 未定（泌尿器科領域）

みなさまのご出席をお待ちしております！

お薬相談電話　事例集 No.114

薬事情報センター　胡明　史子

小児の発熱

Q. もうすぐ１歳になる子どもの熱が38.9℃あるのですが、かかりつけの小児科で以前もらったアンヒバを使ってもよいでしょうか？発熱によって、脳に障害が起きたりしないかと心配です。かかりつけの小児科も、薬をもらった薬局も今日は閉まっていて聞けません。熱のわりには機嫌よく、元気そうにはしています。

A. 41～42℃程度にならないと、基本的には脳症は起こりにくいと言われています。発熱は、身体の防御反応の一つであり、熱を下げることにより、病気が長引く原因となってしまうこともあるため、基礎疾患がなければ、39℃未満の発熱に対して積極的な解熱薬の投与は必要ないとされています。
ただし、体温が高くなるにつれて子どもは不機嫌になり、食欲が低下したり、落ち着きがなくなることも多くなるので、そのようなときは解熱薬を使う場合もあります。
なお、公益社団法人　日本小児科学会のウェブサイト「こどもの救急（対象年齢生後１か月～６歳）」の発熱のページには、発熱時にお薬をあたえる場合の注意点として、「熱があっても元気な場合や38.0～38.5℃以下なら、解熱剤の使用は控えましょう」とあります。機嫌もよく元気そうにしていらっしゃるのであれば、着替えや水分補給をこまめにして、様子を見ていても良いと思われます[*1]。

＊１：生後３か月未満の場合は、38℃以上で元気そうにしていても、受診が勧められます。

【補足】
熱性けいれん[*2]の既往のある患児に対する解熱薬の使用について、熱性けいれん診療ガイドライン2015には、「発熱時の解熱薬使用が熱性けいれんを予防できるとするエビデンスはなく、再発予防のための使用は推奨されない」「解熱薬使用後の熱の再上昇による熱性けいれん再発のエビデンスはない」とあり、解熱薬は、熱性けいれんの既往があっても特別な使い方をする必要はないことが示されています。

＊２：熱性けいれんは、「主に生後６～60か月までの乳幼児期に起こる、通常は38℃以上の発熱に伴う発作性疾患（けいれん性、非けいれん性を含む）で、髄膜炎などの中枢神経感染症、代謝異常、そのほかの明らかな発作の原因がみられないもので、てんかんの既往のあるものは除外される」と定義されています。

【参考資料】診断と治療 Vol.95 No.7（2007）
日経 DI No.223（2016.05）
こどもの救急－ 発熱（38℃以上）｜公益社団法人 日本小児科学会 ,http://kodomo-qq.jp/index.php?pname=hatsunetsu（参照 2018-10-10）
日経 DI No.214（2015.08）
熱性けいれん診療ガイドライン2015｜一般社団法人 日本小児神経学会、https://www.childneuro.jp/modules/about/index.php?content_id=33（参照 2018-10-10）

医薬品・医療機器等安全性情報 No.356・357

Pharmaceuticals and Medical Devices Safety Information

厚生労働省医薬・生活衛生局

No.356　目次

1．医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き等について…… 3

2．重要な副作用等に関する情報…… 9

1 セフトリアキソンナトリウム水和物 …… 9

3．使用上の注意の改訂について（その296）

アプレミラスト　他（1件）……11

4．市販直後調査の対象品目一覧……12

No.357　目次

1．重篤副作用疾患別対応マニュアル改定事業について（その2）…… 3

2．医薬品副作用被害救済制度の概要と制度へ協力のお願いについて …… 7

3．使用上の注意の改訂について（その297）

アマンタジン塩酸　他（13件）……21

4．市販直後調査の対象品目一覧……27

この医薬品・医療機器等安全性情報は，厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に，医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために，医療関係者に対して情報提供されるものです。医薬品・医療機器等安全性情報は，独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ（http://www.pmda.go.jp/）又は厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/）からも入手可能 です。

配信一覧はコチラ

PMDAメディナビでどこよりも早く安全性情報を入手できます。

厚生労働省、PMDAからの安全性に関する必須情報をメールで配信しています。登録いただくと、本情報も発表当日に入手可能です。

pmda

登録はコチラ

平成30年（2018年）9月・10月　厚生労働省医薬・生活衛生局

◎連絡先

〒100−8916　東京都千代田区霞が関１－２－２

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

☎ 03-3595-2435（直通）

03-5253-1111（内線）2755、2754、2756

（Fax）03-3508-4364

ひろしま桔梗研修会のご案内　(通算82回)

小林宏先生は、困っている人を助けたい、という思いから三原市に薬局を開局、今年で30年を迎えられます。平成７年より行われている福山大学漢方研究会の研修会は、先生曰く、基礎の基礎　勉強のとっかかりということで、どこから聞いても誰にでもわかりやすく、薬学生、薬剤師だけでなく、医師や一般の方の参加もあります。実地に経験されたことも含めお話し下さるため、毎回新たな発見もあります。

是非、皆さんでご参加ください。

日　時: 平成30年12月2日（日）13:30～16:40
受付　13:00～　　（G07認定2単位）

場　所: 広島県薬剤師会館　2階ふたばホール
広島県広島市東区二葉の里3丁目2番1号
TEL:082-262-8931

テーマ: 「風邪の時に使われる漢方薬の選択のポイント」
～桂枝・麻黄を含む方剤、柴胡を含む方剤、石膏を含む方剤の
3つのグループの使い分け～

講師:薬局 誠宏堂
小林　宏　先生

参加費:　1,000円

申込み:　下記メールアドレスへ、氏名（ヨミガナ）、出身大学、勤務先、連絡先を記載して下さい。
d-hiro@kobepharma-u.ac.jp　　（締切 11月23日）
※当日若干名は受付可能です。

主　催:　神戸薬科大学生涯研修支援事業　広島生涯研修企画委員会

問合せ:　橋本　康子　080－4260－1957（不在時折り返します。ショートメール可）
森川薬局青葉台店　0829－30－6778

次回2月研修会のおしらせ！

『退院前カンファレンスの症例検討』

講師: 県立広島病院　薬剤部
笠原庸子　先生　他
日時: 平成31年2月17日(日)　13:00～
場所: 未定

（公益社団法人）広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

手続きカンタン。
あなたの暮らしを補償します。

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。
生活費の実費を補償するものではありません。

1口当りの月払保険料

保険期間：2018年8月1日午後4時から2019年8月1日午後4時まで
中途加入の場合：申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級
（型：本人型．保険期間1年．てん補期間1年）

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
タイプ		Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
月払保険料	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1，160円	920円
	25歳～29歳	1，280円	1，030円
	30歳～34歳	1，480円	1，270円
	35歳～39歳	1，790円	1，570円
	40歳～44歳	2，160円	1，940円
	45歳～49歳	2，560円	2，290円
	50歳～54歳	2，990円	2，640円
	55歳～59歳	3，210円	2，820円
	60歳～64歳	3，380円	2，940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。
※年齢は被保険者（保険の対象となる方）の保険期間開始時（平成30年8月1日）の満年齢をいいます。

おすすめ！

入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い（Aタイプのみ）

免責期間（保険金をお支払いしない期間）を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」（特約免責期間0日）をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。（ただし、新規ご加入時の保険期間（保険のご契約期間）開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。）

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

（公益社団法人）広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。
ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

制度の特徴

1 24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間＊1を超えた場合に補償します。＊2

＊1 保険金をお支払いしない期間をいいます。
＊2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

2 天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。

3 ご加入の際、医師の診査は不要です！

加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。

4 充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」
サービスの詳細はパンフレットに記載の「サービスのご案内」をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

ご加入手続きについて

代理店　広医㈱までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

（TEL:082－568－6330　FAX:082－262－1688）

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。（医師による診査は不要）

●1か月の補償額とタイプ（※1）をお決めください。

（原則50万円（5口）補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」（Aタイプ）もお選びいただけます。）

※1　所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いいたしますのでご注意ください。（他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。）

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族（※2）も加入することができます。ただし、年齢（保険期間開始時の満年齢）が満15歳以上の方に限ります。

（個別に加入依頼書をご記入願います）

※2　ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落としで便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。

16-T14226　平成30年6月作成

Pharmacist's Holiday ～薬剤師の休日～

嬉野温泉

湯布院賑（ゆふいんにぎやか）

肥前。長崎街道の宿場町として栄えた嬉野。歴史は古く、肥前国風土記に「東の辺に湯の泉ありて能く人の病を癒す」と記されている。
江戸時代には長崎街道の宿場町として栄え、現在も九州有数の大温泉街として知られる。
源泉（85℃の重曹泉）は特徴的で、つるつる（ヌルヌル？）感があり日本三大美肌の湯として有名。
飲用にも適しており、名物の「温泉湯豆腐」は絶品。
盆地特有の気候を利用した「茶」の栽培でも知られる。

路地を散策

レトロな建物

あし湯

嬉野橋

昔ながらの温泉街

レトロなテーマパーク

公衆浴場

川沿いに建ち並ぶ旅館

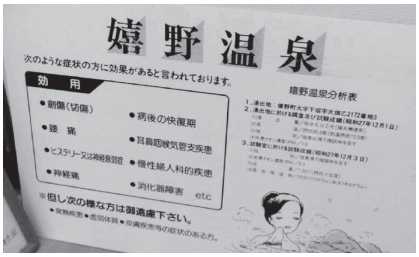

温泉分析表

御代官様に御挨拶

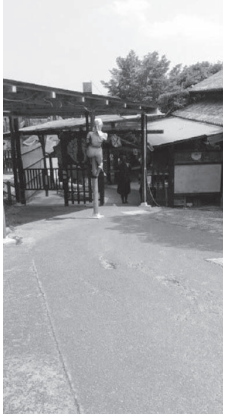
忍者発見！

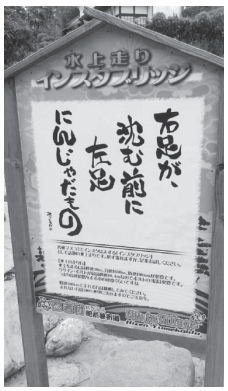

SNS映えを意識？？

嬉野温泉／佐賀県嬉野市
アクセス
■鉄道：JR武雄温泉駅からバスで約30分
■自動車：長崎自動車道嬉野インターチェンジより車で約５分。

Pharmacist's Holiday ～薬剤師の休日～

今回は、ド直球で立派かも？

羅　焚　屋

今までは、かなりの頻度で、一般的でないものも紹介してきましたが、今回は、あからさまなくらい立派（自分にしては）な品です。

2012年発売の600本限定「長原宣義勇退記念竹塗り万年筆」（セーラー）です。

「万年筆の神様」と言われた、長原宣義先生の名作「すす竹　長刀研ぎ」を樹脂に竹塗り仕上げを施して再現されています。竹塗りとは変わり塗りという漆芸の一種です。

ペン先は21金で、「長刀研ぎ」です。これは、太く着けられたイリジュウムを長く研ぎ出したペンポイントのことです。長原先生の有名な技術の一つです。

これで、自分が所有する「長刀研ぎ」は本品で３本目です。

ちなみに、数年前にお会いした関西でのコレクターの集いに来られていた方が、600番目!! を持っておられました。（自分所有のは、67番目）

最初の１本は、確か20年位前で、場所はアンデルセンの斜め前にあった丸善百貨店（広島店）で行われたセーラー主催のペンクリニックにて買い求め、長原先生ご本人が最終調整されたうえで、受け取りました。大興奮でした。

あのころから今に至るまで、「長刀研ぎ」に加え「クロスポイント」、「コンコルド加工」等のセーラーの特殊ペン先はマニア必涎のアイテムです。

長原宣義勇退記念　竹塗り万年筆

これぞ「長刀研ぎ」

豪華なケースから「ひょっこりはん」

Pharmacist's Holiday ～薬剤師の休日～

安佐薬剤師会　**山﨑　和幸**

1）はじめに

私は、１週間のうち４日間をドラッグストアに勤務している69歳半ばのありふれた高齢薬剤師です。仲の良い薬剤師の同級生８人（写真１参照）は、今年古希を迎えた同級生を祝う為、１泊２日の車での道後温泉、松山城、耕三寺博物館、平山郁夫美術館等のしまなみ海道を利用した小旅行に出かけました。

一方、家内とはマツダスタジアムでの野球観戦を楽しみました。これら小旅行と野球観戦は、私にとって息抜きとなり、薬剤師業務を継続させる為の活力になっています。

写真１　８名の同級生薬剤師と鳥羽水族館見学

2）松山城見学

私は、過去に松山城を見学したことはありませんでしたが、実際、見学すると、城の石垣や天守内部の木造建築等興味深い点が多くありました（写真２参照）。江戸時代以前の約400年前に築城され、現在天守や城門が重要文化財に指定されていました。松山城の高さは海抜132メートルで、天守からの眺望は誠に素晴らしく見応えのある内容でした。そして、日本で12カ所しか残っていない「現存12天守」のうちの一つとして価値ある名城でした。

写真２　松山城の石垣と天守閣

写真３　耕三寺博物館

3）耕三寺博物館見学

耕三寺は「西の日光」とも言われ、一見、過去に見学した経験がある日光東照宮に似ている部分が多くありました（写真３参照）。

私は、幼少の頃に家族と一緒に来た記憶と、家内と結婚する前に来た記憶があり、大変懐かしく当時を思い出しました。耕三寺博物館は、耕三寺家の美術コレクションを公開する為、昭和28年に国の登録有形文化財に指定されたとの事です。

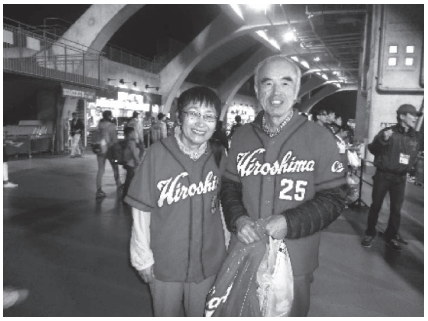

写真４　ファイナルステージ観戦

4）マツダスタジアムでの野球観戦

ご存知の通り、広島東洋カープは３連覇を達成しました。2018年も、カープは強く、毎日、朝刊で試合結果の記事を読む事を楽しみにしていました。そして10月19日、家内とクライマックスシリーズ・ファイナルステージ第３戦のチケットを幸運にも確保することができ、夫婦で盛り上がり、楽しく、又、最高の場面を観戦することができました（写真４参照）。

5）おわりに

早いもので、今年家内と結婚して40年になりました。２人の子どもも独立し、それぞれの家庭を築いています。私は古希まで約半年となり、現在も薬剤師として勤務できている事と広島県薬剤師会誌における「薬剤師の休日」欄に投稿できる事に感謝しています。

シリーズ 薬局紹介63

西城薬局

庄原市西城町中野1747-2

遅くなりましたが、この度の平成30年７月豪雨により被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。亡くなられた方々に衷心よりお悔やみ申し上げるとともに一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

西城薬局は庄原市（旧比婆郡）西城町（高齢化率は49.8%！）にある薬局です。

最近は「夏は涼しく、冬は寒い」ではなく、「夏は暑いし、冬は寒い」と紹介しなくてはいけない気候で、ヒバゴン（知らない若い人はググって下さい）も住みにくくなったかと思います。

県北には「地域医療連携推進法人　備北メディカルネットワーク」という法人があり、応需先の病院がその一角を担っています。掲げる目標の一つが

「地域包括ケアの推進」

（医療、介護、介護予防、住まい，生活支援等のサービスを包括的に提供できる 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取組を支援する。）

ということもあり、多職種連携において、西城薬局では居宅療養管理指導という形でかかわらせて頂いております。

一度に２、３軒くらいの訪問が月に何回かあります。地域性もあり、一回の走行距離が60kmを超えることも珍しくないのですが、西城町は標高差が1,000mある山間部なので、訪問先に着いた時には車からエンジンの焼けた焦げくさい臭いがしてきます。

そしてなにより、雪が積もった日の訪問は本当に恐くて、訪問看護さんやヘルパーさんはこれが日常かと思うと、頭が下がる思いです。

そんな皆さんの頑張りもあり、患者さん宅に伺うと、「ほんと皆さんに良くしてもらって、助かる」「色々な人に支えられているから、妻を介護してやれる。自分だけなら、とてもじゃないがここまではようやらん」という声を多々耳にします。

薬局としては現状『微力ながら』ですが、少しでも地域包括ケアシステムを推進する力になれればと思い、ハンドルを握っています。

ちなみに、今から15、６年前に、薬剤師会誌に「新

人薬剤師から一言」みたいなコーナーがあった時にJA 吉田総合病院の玄関横で拾った猫のことを書いたことがあります。『名前は薬剤師らしく mol から、いや、実は某ビール M●LT'S から取って「モル」と名付けた』と。その猫も今年で16歳、人間でいえば80歳。走らなくなったし、ベッドに登るのも一苦労、体重も半分になりましたが、地域のお年寄りの方々共々、元気で長生きして欲しいです。

次回は、呉市薬剤師会　フタバ薬局さんです。

書籍等の紹介

「居宅療養管理指導マニュアル　第３版」
編　　著：神奈川県薬剤師会医療・介護保険委員会
発　　行：株式会社　じほう
判　　型：Ａ４判、105頁
価　　格：定　　価　2,808円
　　会員価格　2,460円
送　　料：１部　500円

「改訂５版　漢方業務指針」
編　　著：日本薬剤師会
発　　行：株式会社　じほう
判　　型：Ｂ５判、412頁
価　　格：定　　価　7,560円
　　会員価格　6,600円
送　　料：１部　500円

「超簡単 !! 研究倫理審査と申請～適正な臨床・疫学研究の推進に向けて～」
著　　者：飯嶋久志、氏原　淳、内田直樹、神里彩子、
　　佐藤愛美
発　　行：株式会社　薬事日報社
判　　型：Ａ５判、177頁
価　　格：定　　価　2,376円
　　会員価格　2,100円
送　　料：１部　550円

「よくわかる一般用医薬品　第２版」
編　　著：株式会社　ドーモ
発　　行：株式会社　薬事日報社
判　　型：Ｂ５判、183頁
価　　格：定　　価　2,808円
　　会員価格　2,500円
送　　料：１部　550円

※価格はすべて税込みです。

斡旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、**書籍は受注後の発注となります**ので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいますようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局　TEL（082）262-8931　FAX（082）567-6066
担　当：吉田　E-mail：yoshida@hiroyaku.or.jp

告　　知　　板

県薬事務局の年末・年始の休業のお知らせ

12月28日（金）…… 仕事納め
12月29日（土）～１月３日（木）…… 休　　業
１月４日（金）…… 仕事始め

薬剤師国家試験　正答・解説

8頁　**問41**　**解　説**

一般には、胃内容排出速度が低下すると薬物吸収速度は低下するが、吸収障害がなければ吸収量は変わらない。

ただし、リボフラビンのように**担体介在輸送で吸収される薬物**では吸収量は増大する。

選択肢１～４の薬物は、受動拡散で吸収されるため、吸収量は変わらない。

Ans.　5

10頁　**問60**　**解　説**

観念奔逸（考えが次から次へとほとばしること）、多動多弁、誇大妄想、感情の高揚、自我感情の亢進などは双極性障害における躁状態の精神症状であり、身体症状として、睡眠時間短縮、食欲・性欲亢進などが挙げられる。一方、うつ状態の精神症状としては、希死（自殺）念慮、自殺企図の他、抑うつ気分、意欲減退、微小妄想、思考障害、不安・焦燥、悲哀感などがあり、身体症状としては睡眠障害（早期覚醒、不眠）、食欲・性欲低下、疲労感などが挙げられる。

Ans.　3

13頁　**問66**　**解　説**

1　×　医薬品医療機器等法で定められた公文書は、添付文書である。
3　×　記載事項は、医療用医薬品添付文書よりも情報量が多い。
4　×　医薬品インタビューフォームは製薬会社が作成し、提供している。
5　×　日本病院薬剤師会が記載要領を策定している。

Ans.　2

14頁　**問70**　**解　説**

メトトレキサートは、排泄遅延により副作用が強くあらわれる可能性があるため、腎障害のある患者には禁忌である。アレンドロン酸は低カルシウム血症や、内服では食道狭窄・食道通過遅延障害のある患者、服用時に立位または坐位を30分以上保てない患者、チクロピジンは出血・重篤な肝障害・白血球減少症の患者、チクロピジンによる白血球減少症の既往歴のある患者、クエチアピンは昏睡状態・中枢神経抑制薬の強い影響下にある患者、内服では糖尿病・糖尿病の既往歴のある患者、シルニジピンは妊婦に、それぞれ禁忌である。

Ans.　3

103回薬剤師国家試験問題
解答・解説　評言社薬学教育センターより引用

最近筋トレにはまり週３日のジム通い！久々トレーナーからのチェックを受けたら、いつの間にか自己流になっていました。チェックの翌日からトレーナーの指示通り筋トレをする･･･筋肉痛ハンパない！

＜AKN52＞

来週は平和マラソンです。練習の為ランニングスーツ着用「やばい！」、体重計に乗る「やばい！」DOCTOR AIRの効果まだ見られず。
何はともあれ夜間練習に励みます。

＜太郎Ｂ＞

９月、古都金沢で学会がありました。今年もたくさんの勉強熱心な薬剤師さんが全国から集まっていました。
初秋の金沢は食べ物もおいしく、まさに食欲の秋、学びの秋となりました。

＜２８３＞

LINE デビューした。友人から写真やちょっとしたおしゃべりが、送られてくるのに気後れしている自分。私ってこんなに引っ込み思案（小心者）だったんだ…そんな自分がかわゆい！

＜のりか＞

今年の夏は暑かった。
そのため今ごろ夏バテのため、ぐったりしています。
頭がちっとも働きません。
調剤過誤しないよう気をつけることで手一杯になっています。
トホホ…。

＜T^2＞

食欲の秋。
成長期はとっくに過ぎ、食べても成長するのは腹回り･･･。
そんなことを考えながら久しぶりに身長を測定したら、0.4cm伸びていた（笑）

＜ニソトミカ＞

秋の木漏れ日の中、縮景園の薬草園を散策。美味しそうな生薬、いい匂いのもの、対岸のマンションから手を振ってくれる人もいて、のどかな時を過ごしました。

＜セレンディピティ＞

本庶佑氏のノーベル生理学・医学賞受賞で脚光を浴びているニボルマブの報道に違和感。「夢の新薬」と形容される情報を実情に添って正しく伝えることも薬剤師の責務であろう。

＜K―Z＞

平成30年９月１日発行の No.277　2018 Vol.43 No.5において誤植がございました。深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

P.6「受賞者・喜びの声」広島市薬剤師会　福井　勝七先生
上から６行目：【誤】学校薬剤師として25年
　　【正】学校薬剤師として50年

編　集　委　員

青野　拓郎　吉田亜賀子　竹本　貴明　柚木　りさ
松村　智子　秋本　伸　中野　真豪　宮地　理
村上　孝枝　池田　和彦　水島美代子

保険薬局ニュース

平 成 30 年 11 月 1 日
広島県薬剤師会保険薬局部会
Vol.26　No. 5（No.147）

平成30年８月29日
広島県薬剤師会保険薬局部会

支払基金の審査基準について

支払基金では９月調剤分（10月審査分）より、以下の事例について全国で同一の基準により審査することになりましたので、お知らせいたします。

１．検査に関する投薬については、検査時の造影剤を使用の有無に関係なく、調剤料がすべて査定となります。

例）大腸検査、CT検査、造影剤を使った検査等含め、医科点数表の検査に該当するもの

２．以下の事例の処方３の計量混合加算は査定となります。

処方１	A剤、B剤	１日１回朝食後	14日分
処方２	C剤	１日２回朝・夕食後	14日分
処方３	D散剤、E散剤、F散剤	１日３回毎食後	14日分

処方１、処方２で一包化加算、処方３で計量混合加算を算定

３．軟膏基剤のプラスチベースの請求については、レセプトに保湿目的の記載がない場合は査定となります。
（昨年６月通知済み）

例）顔に塗る　保湿等の記載が必要

※レセプトの記載について（配合禁忌等の理由により内服薬を別剤とした場合）

「調剤技術上の必要性」、「内服用固形剤と内服用液剤」、「服用方法が異なる」又は「その他」から最も当てはまる理由をひとつ記載すること。

「その他」を選択した場合は、具体的な理由を記載することとなっておりますが、レセプトでは「調剤技術上の必要性」、「服用方法が異なる」について判断が難しい事例があります。このような事例については、レセプトを返戻して詳細な理由をご回答いただくケースが増えておりますので、レセプト請求時に具体的な内容を記載してください。

国会レポート
平成31年度予算概算要求

自由民主党組織運動本部本部長代理
参議院議員・薬剤師
藤井　もとゆき

各省庁の平成31年度予算概算要求は、８月末に財務省に提出されました。一般会計の要求総額は約102兆円を超え、５年連続の100兆円超えとなりました。厚生労働省の要求総額は、前年度当初予算に比べて7,694億円増の31兆8,956億円、このうち医療・介護等に係わる経費は6,179億円増の29兆8,241億円と、いずれも過去最大規模となっています。

薬剤師・薬局に関連するものでは、地域包括ケアシステムにおける薬剤師・薬局の機能強化を図るため、薬局間・医療機関等との連携体制を構築するためのモデル事業等の実施に223百万円、患者と医療機関、薬局をつなぐことのできる薬剤師を育成するモデル事業に50百万円、電子処方箋の普及・推進や電子お薬手帳の利活用を推進に127百万円、全国統一の薬局機能情報提供システムの設計・作成・運営に関する調査事業に36百万円をそれぞれ新規に要求しています。また、薬局・医療機関で働く薬剤師の不足している地域の都道府県に対し、薬剤師の不足状況の調査、就職説明会や復職支援の取組を支援する費用として、107百万円を新規要求しています。

この他、薬局でのヒヤリ・ハット事例の収集・評価する事業に参加する薬局数が大幅に増加し、報告件数が増加すると見込まれることから、前年度予算の２倍強となる35百万円を計上しています。

来年10月には消費税率の引き上げが予定されています。薬剤師・薬局に係わる事業費をはじめ、社会保障関連予算の満額確保に努めて参りたいと思います。

藤井もとゆきホームページ　http://mfujii.gr.jp/

国会レポート
第４次安倍改造内閣発足

自由民主党組織運動本部本部長代理
参議院議員・薬剤師
藤井　もとゆき

今年のノーベル生理学・医学賞に京都大学特別教授の本庶佑先生の受賞が決まりました。本庶先生の発見を基に開発された、抗がん剤「オプジーボ」に対しては、全世界から賞賛の声が上がっています。

さて、自民党総裁に再選された安倍首相は、10月２日に党の役員人事と内閣改造を行いました。

自民党三役は、二階幹事長と岸田政調会長が留任し、総務会長には加藤前厚生労働大臣、選挙対策委員長には甘利明氏が就任し、高村副総裁は退任となりました。

第４次安倍改造内閣は、麻生副総理兼財務大臣と菅官房長官を留任したのに加え、外交・通商課題の継続性から、河野外務大臣、世耕経済産業大臣及び茂木経済再生担当大臣も留任することとなりました。一方、安倍内閣では過去最多の12人が初入閣し、斬新な顔ぶれとなりました。

安倍首相は、改造内閣発足後の初の記者会見に臨み、多発する甚大な被害に対応し、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を３年間で集中して講じていくと延べました。

また、我が国が直面する最大の課題は、国難とも呼ぶべき少子高齢化であるとし、全ての世代が安心できる社会保障制度へと、３年かけて改革を進めていくことを表明し、新たに全世代型社会保障改革担当大臣を設け、この大改革を実行していくとしています。

そして、この内閣は、明日の時代を切り開くための全員野球内閣と評し、新しい国づくりを力強く進めていくことを強調しました。

来年は参議院議員選挙です。新内閣には存分に力を発揮し、大いなる成果を上げてもらいたいと思います。

藤井もとゆきホームページ　http://mfujii.gr.jp/

本田あきこ　オレンジ日記

暑さ乗り越え、実りの秋へ！

日本薬剤師連盟　副会長　**本田　あきこ**

超大型の台風21号による大規模な被害に引き続いて、北海道南西部を震源とする震度７という大きな地震が発生しました。お亡くなりになった方々、被害に遭われた皆様に対し、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、８月の活動は地元熊本を中心に展開しました。長年の愛車を、同行者の堀内さんが、時には私もハンドルを握り、猛暑を身体いっぱいに感じながら地元を回りました。顔が見える地元であっても、活動の準備・段取り等大変でしたが、全国の支部回りを行うに当たって、地域支部の皆様の入念な準備・段取り、そして終了後の心配りにも、改めてありがたさを感じたところです。

具体的な活動としては、薬局、卸、一般企業への訪問ばかりでなく、地域の住民の方々ともお会いし、地元の声を直接お聞きすることができました。更に、熊本にある14市31町村のうち、14市30町村を訪問し、首長、議長の方々からお話を伺い、多くの知識を得ることが出来ました。県薬、市薬、地区薬剤師会・連盟が開催する研修会、セミナー、納涼会にも参加し、挨拶をさせていただきました。

８月４日には、自民党熊本県連の女性局・青年局合同で行われた「西日本豪雨災害の募金活動」に女性局の一員として参加し、募金への協力を訴えました。また、薬剤師のいろいろな面を知っていただくことを内容とした新しい挨拶動画と新たな広報用の写真の撮影も地元で行いました。挨拶動画は、日本薬剤師連盟のＨＰにアップされていますので是非ご覧ください。

猛暑であった８月が終わり、９月から支部訪問活動が再開されています。これからも一層のご支援をよろしくお願いいたします。

下の QR コードから閲覧してください

本田あきこの
ホームページ →

Facebook ページ
「本田あきこの部屋」→

本田あきこ
メールマガジン →
登録をお願いいたします

本田あきこ　オレンジ日記

激励会の開催

日本薬剤師連盟　副会長　**本田　あきこ**

９月に入り、北海道、東北ブロックの支部訪問活動を開始しました。９月は大規模地震の発生、相次ぐ大型台風の襲来等、全国規模で大きな災害に見舞われました。亡くなられた方々に、心よりお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

さて、10月３日（水)、平成30年度臨時評議員会が開催されましたが、終了後、私の激励会を行っていただきました。

荻野副会長の進行により、まず、山本会長の挨拶がなされ、続いて来賓として駆けつけていただきました、製薬産業政治連盟の宮島俊彦幹事と健康保険政治連盟の佐野雅宏副会長から、ご挨拶をいただきました。製薬産業と支払い側という異なる立場ではありますが、ともに国民皆保険制度を堅持していくことは同じ思いであるとして、激励の言葉をいただきました。ご都合のため欠席された日本薬業政治連盟の鹿目広行会長からは、激励のメッセージをいただき、披露していただきました。

また、日本病院薬剤師連盟の木平会長と日本女性薬剤師連盟の近藤会長からも、本当にあたたかい激励の言葉をいただきました。

その後、私から決意表明をさせていただき、７月20日に自民党の公認を得られたことの報告とお礼を申し上げるとともに、医療に携わる皆様の思いの代弁者となり、薬剤師、薬業界のために頑張る思いなどを、オレンジ色のベストを着用された評議員の皆様にお伝えすることが出来ました。

最後に尾島副会長から閉会の辞が述べられ、激励会が閉会となりました。

これから支部訪問に伺う薬剤師連盟の皆さん、ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

「平成30年度 広島県薬剤師連盟定時総会」を開催

日　時：平成30年９月27日（木）　19：00～21：20
場　所：広島県薬剤師会館　2F在宅医療研修室

去る９月27日（木）に開催された定時総会において、平成29年度事業執行状況及び決算、平成30年度事業計画及び予算は承認されました。

平成29年度事業執行状況及び決算、平成30年度事業計画及び予算、平成30・31年度役員・委員名簿、出席者は次のとおりです。

また、今年度は次期参議院議員選挙に向け、組織内統一候補者 本田あきこ氏の支援協力を全力で行い、諸般の事情により遅れておりました「応援者名簿」収集活動を急務に取組みことを確認しました。

支部会員の皆様にはご支援・ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

「本田あきこメールマガジン」に是非ともご登録ください。

【出席者】（敬称略）

豊見雅文・野村祐仁・二川　勝・村上信行・青野拓郎・平井紀美恵・永野孝夫・豊見　敦・玉浦　巌・河内一仁・竹下武伸・神田信吾・渡邊理恵子・島崎一郎・小林啓二・中川潤子・竹本貴明・中野真豪・岡田　甫・谷川正之

平成29年度 広島県薬剤師連盟事業報告

本連盟の会務・活動状況は次のとおりである。

平成29年４月８日（土）　第56回自由民主党広島県支部連合会大会
28日（金）　県薬連盟 会計チェック
５月11日（木）　日本薬剤師連盟 都道府県薬剤師連盟会長会（会長・幹事長拡大会議）（於　東京）
15日（月）　安芸高田市議 山根先生、安芸郡熊野町議 山野先生へ訪問
18日（木）　日本薬剤師連盟 薬剤師首長地方議員意見交換会（於　東京）
28日（日）　宏池会創立60周年記念広島行事
〃　寺田　稔君を励ます会
６月７日（水）　平成29年度日本薬剤師連盟「第１回企画実行委員会」（於　東京）
７月５日（水）　平成29年度日本薬剤師連盟「第２回企画実行委員会」（於　東京）
８日（土）　「松井かずみを囲む会」（勉強会）
31日（月）　菅　義偉内閣官房長官と厚生労働関係者団体との懇談会
〃　河井克行ゆめづくりフォーラム Part26
８月９日（水）　平成29年度日本薬剤師連盟「第３回企画実行委員会」（於　東京）
10日（水）　広島県薬剤師連盟「監査会」
26日（土）　広島県薬剤師連盟「定時総会」
９月３日（日）　「文化講演会」並びに「自由民主党広島政経文化懇談会」
〃　政策要望を聞く会
６日（水）　平成29年度日本薬剤師連盟「第４回企画実行委員会」（於　東京）
23日（土）　日本薬剤師連盟 全国幹事長フォーラム　第１日目（於　東京）
24日（日）　日本薬剤師連盟 全国幹事長フォーラム　第２日目（於　東京）
27日（水）　日本薬剤師連盟 臨時評議員会
29日（金）　自由民主党広島県第三選挙区支部「企業・団体緊急対策会議」
30日（土）　「おかげさまで30周年」宇田　伸議長を励ます会
10月２日（月）　自民党 推薦・友好団体連絡協議会
３日（火）　推薦・支援団体連絡協議会
４日（水）　岸田事務所へ同行訪問（日薬連：小野副会長）
７日（土）　岸田文雄後援会事務所開所式
10日（火）　岸田文雄出陣式
17日（火）　日本薬剤師連盟「全国会長・幹事長拡大会議」（於　東京）
〃　本田あきこ中央後援会 第１回役員会（於　東京）
〃　藤井もとゆき君と語る会（於　東京）
18日（水）　平成29年度日本薬剤師連盟「第５回企画実行委員会」（於　東京）
26日（木）　ゆざき英彦出陣式
11月８日（水）　平成29年度日本薬剤師連盟「第６回企画実行委員会」（於　東京）
19日（日）　これからの医療と薬剤師を語る－山本信夫会長・本田あきこ副会長と語る夕べ－
25日（土）　日本薬剤師連盟 中国ブロック協議会（於　鳥取）
30日（木）　平成29年度組織強化に関する担当者全国会議（於　東京）
12月２日（土）　「宮沢洋一君を励ます会」
９日（土）　第23回岸田文雄「新政治経済塾」
11日（月）　自由民主党広島県支部連合会「青年局幹事会」
13日（水）　平成29年度日本薬剤師連盟「第７回企画実行委員会」（於　東京）
21日（木）　広島県薬剤師連盟「組織強化検討会議」

平成30年１月18日（木）　東広島市長選挙候補者 高垣広徳氏（元広島県副知事）来会
24日（水）　平成29年度日本薬剤師連盟「第８回企画実行委員会」（於　東京）
26日（金）　冨永健三後援会新年互礼会
29日（月）　河井克行後援会「三矢会」連合会「平成30年合同新年交歓会」
２月11日（日）　日本薬剤師連盟「JPL フォーラム2018」（於　東京）
12日（月）　平口ひろし後援会新年互礼会
17日（土）　広島県薬剤師連盟「支部長会議」
27日（火）　平成29年度日本薬剤師連盟「第９回企画実行委員会」（於　東京）
３月８日（木）　本田あきこ先生と医薬品卸会社訪問（同行）
19日（月）　山木靖雄先生広島県議会議長就任祝賀会
28日（水）　日本薬剤師連盟 定時評議員会（於　東京）
31日（土）　第24回岸田文雄「政治経済塾」

平成29年度 広島県薬剤師連盟収入支出決算

（自　平成 29 年４月 １ 日
至　平成 30 年３月 31 日）

（収入の部）　（単位：円）

科　目	予 算 額	決 算 額	増　減	附　記
会　費	29,972,800	29,540,000	△ 432,800	H28決算額＝29,526,544円
事業補助費	1,000	0	△ 1,000	日本薬剤師連盟
寄 付 金	1,000	0	△ 1,000	
繰 越 金	12,104,818	12,104,818	0	前年度繰越金
雑 収 入	30,382	4,236	△ 26,146	預金利子等
収 入 合 計	42,110,000	41,649,054	△ 460,946	

（支出の部）　（単位：円）

科　目	予 算 額	決 算 額	増　減	附　記
事 業 費	4,500,000	2,865,803	△ 1,634,197	組織活動費・渉外費等
会 議 費	2,000,000	311,037	△ 1,688,963	総会・役員会等
事 務 所 費	2,100,000	274,885	△ 1,825,115	通信運搬費・印刷製本費等
日薬連会費	15,193,600	15,193,600	0	日本薬剤師連盟会費
支 部 経 費	2,997,280	2,962,640	△ 34,640	支部運営費
寄 附 金	3,000,000	3,000,000	0	自由民主党広島県薬剤師支部等
事務委託金	7,200,000	7,200,000	0	広島県薬剤師会への事務委託費
雑 費	119,120	30,348	△ 88,772	振込手数料等
予 備 費	5,000,000	0	△ 5,000,000	
支 出 合 計	42,110,000	31,838,313	△ 10,271,687	

次年度繰越額＝9,810,741

（財政準備積立金）　（単位：円）

	予 算 額	決 算 額	増　減	
期 首 残 高	31,082,544	31,082,544	0	
取 崩 予 定 額	0	0	0	
期 末 予 定 額	31,082,544	31,082,544	0	

平成30年度 広島県薬剤師連盟事業計画

日本薬剤師連盟の目的

日本薬剤師連盟は、会員相互の全国的協力により日本薬剤師会の目的を達成すること、その他薬事・薬業の振興に必要な政治活動を行うことを目的とする。

日本薬剤師連盟 HP より

日本薬剤師連盟の目的である、薬剤師職能の確立のため、政治活動を展開することを基本方針とし、参議院議員 藤井もとゆき氏をはじめとする薬剤師議員の活動支援を党派を超えて行うとともに、本連盟の組織強化、政治力の強化を図っていく。

そのためには、会員の政治に対する理解と協力が必須であり、平成30年度も、政治活動の必要性や、連盟の存在意義の周知を徹底し、職能・職責を全うするため、薬局・薬剤師の要望が政策に反映されるよう、引き続き事業を実施する。

また、第24回参議院議員通常選挙比例区における組織統一候補の藤井もとゆき参議院議員を全面的に支援することを最重要課題として全力で取り組み、再選を期すことができた。

次期施行予定の参議院議員選挙では、日本薬剤師連盟組織内統一候補として本田あきこ氏を決定し、本連盟においても全力でサポートするとともに、会員への周知徹底を図る行動を展開していく。

さらに、若い薬剤師の政治意識を高めるため、「若手薬剤師フォーラム」を継続的に開催し、病薬、中国ブロック（青年部）とも連携していく。

1．恒常的政治活動

（1）激変する政治情勢に対応し、我々の政治的課題を達成するために、広島県薬剤師連盟は、各支部との連携・協力と役割分担による政治活動を積極的に展開する。

（2）薬剤師の活動を積極的に支援するために、自由民主党国会議員で組織する薬剤師問題議員懇談会と緊密な連携をとり活動する。

（3）地元選出の国会議員との連絡を図り、薬剤師の抱える問題、本連盟の主張について理解を深めるよう努力する。

（4）藤井基之薬剤師後援会と常に密接な連絡、協調を保ち、積極的に支援する。

（5）その他、友好団体等との交流活動を恒常的に継続する。

2．各種選挙対策

（1）参議院議員選挙

①次期参議院選挙に向け、職能団体として直面する諸問題解決のため、選挙区選挙・比例区選挙ともに、強力な支援体制を確立し、日本薬剤師連盟と連携、積極的に活動を展開する。

②自由民主党薬剤師問題議員懇談会加入議員と県薬連盟会員との連携をし強化し、その活動を支援する。

③薬剤師問題に理解を示し、本連盟と連携し政策に反映しようとする候補者には、日薬連と協力して、可能な限り活動を支援する。

（2）衆議院議員選挙

①衆議院議員選挙が実施される場合には、選挙対策本部を設置するとともに、支部組織の活動を支援し、積極的に対応する。

②自由民主党薬剤師問題議員懇談会加入議員と、それぞれの選挙区における県薬連会員との連携を強化し、その活動を支援する。

③薬剤師問題に理解を示し、本連盟と連携して政策に反映しようとする候補者には、日薬連と協力して、可能な限り活動を支援する。

（3）地方自治体首長及び議員選挙

各支部と連携・協力して積極的に対応する。

（4）薬剤師議員

薬剤師会員の首長及び議員候補予定者の把握に努め、関係支部組織と連携・協力して積極的に支援し対応する。

3．組織の強化・拡充

（1）変動する政治体制に適切に即応し、常に薬剤師職能を発揮できる組織作りを強化する。

（2）各種選挙に対し組織作りを強化、広報活動等を通じて会員の政治意識高揚を図る。

4．広報活動について

各支部と連携のもと日本薬剤師連盟と連携し各種情報の把握に務める。また、会誌等を通じて会員に情報を随時伝達する。

5．その他

本連盟の目的達成のため、必要な事業を推進する。

平成 30 年度 広島県薬剤師連盟収入支出予算書

（自　平成 30 年 4 月 1 日
至　平成 31 年 3 月 31 日）

（収入の部）　（単位：円）

科　目	H30年度予算額	H29年度予算額	増　減	附　記
会　費	29,939,200	29,972,800	△ 33,600	H28決算額＝29,465,200円 H29決算額＝29,540,000円
事業補助費	1,000	1,000	0	
寄　付　金	1,000	1,000	0	
繰　越　金	9,810,741	12,104,818	△ 2,294,077	前年度繰越金（H29年度決算額）
雑　収　入	248,059	30,382	217,677	預金利子等
収入合計	40,000,000	42,110,000	△ 2,110,000	

（支出の部）　（単位：円）

科　目	H30年度予算額	H29年度予算額	増　減	附　記
事　業　費	4,500,000	4,500,000	0	組織活動費渉外費
会　議　費	2,000,000	2,000,000	0	総会・役員会等
事務所費	2,000,000	2,100,000	△ 100,000	通信運搬費・印刷製本費等
日薬連会費	15,438,760	15,193,600	245,160	日本薬剤師連盟会費
支部経費	2,993,920	2,997,280	△ 3,360	支部運営費
寄　附　金	3,000,000	3,000,000	0	自由民主党広島県薬剤師支 広島県本田あきこ後援会　他
事務委託金	7,200,000	7,200,000	0	広島県薬剤師会への事務委託費
雑　費	67,320	119,120	△ 51,800	振込手数料等
予　備　費	2,800,000	5,000,000	△ 2,200,000	
支出合計	40,000,000	42,110,000	△ 2,110,000	

日本薬剤師連盟 副会長･薬剤師　本田あきこ

メルマガを読んで本田（ほんだ）あきこさんを応援しよう!!

本田あきこメールマガジンにご登録を！

本田あきこさんからコラム、トピックス等を月１回おとどけします。
専用サイトからぜひご登録ください。

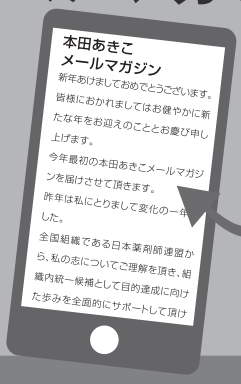

メルマガを読んで
本田あきこさんを
応援しましょう！

上のQRコードを読取機能の付いたケータイ･スマホで読み取って登録画面にアクセスして下さい。

本田あきこホームページ

本田あきこさんの政治信条やプロフィール、活動の様子等をご覧いただけます。

https://www.honda-akiko.jp/

Facebookページ　本田あきこの部屋

本田あきこさんの活動の様子をタイムリーに写真や動画とともにご覧いただけます。

https://ja-jp.facebook.com/Honda.Akiko.Room/

ホームページ･Facebookへのアクセスは　本田あきこ　検索

第7回
公益財団法人広島がんセミナー
先端的がん薬物療法研究会

「がん治療の up to date」

日時：平成31年1月13日(日)10:00-17:00
会場：グランドプリンスホテル広島

プログラム

10:05～10:55
1.ヒトがんゲノム解析に基づく個別がん治療の展開
柴田 龍弘　東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター ゲノム医科学分野教授

10:55～11:45
2.マイクロRNAを用いた再発しない革新的抗腫瘍核酸医薬の開発
田原 栄俊　広島大学大学院医歯薬保健学研究科細胞分子生物学研究室教授

12:00～12:40
3.ランチョンセミナー
光免疫療法による新しいがん治療
田原　信　国立がん研究センター東病院 頭頸部内科長

13:00～13:50
4.がん免疫療法の新しい展開
吉村　清　昭和大学臨床薬理研究所 臨床免疫腫瘍学講座教授

14:00～14:50
5.消化器がんの薬物療法の展望
市川　度　昭和大学藤が丘病院副院長

15:00～15:50
6.呼吸器がんの薬物療法の展望
倉田 宝保　関西医科大学附属病院 呼吸器腫瘍内科診療科長教授

16:00～16:50
7.広島県のがん医療の現状について
田中　剛　広島県健康福祉局長

申込方法 HP・E-mail・FAX・ハガキ
事前参加登録要　先着順

申込先

公益財団法人広島がんセミナー
「第7回先端的がん薬物療法研究会」事務局
〒730-0052広島市中区千田町3-8-6
広島市医師会臨床検査センター内
Tel:082-247-1716 Fax:082-247-0864
E-mail:kenkyukai@h-gan.com
http://h-gan.com/wordpress
先端的がん薬物療法研究会　検索

締切日 平成30年12月15日(土)迄

参加費
事前登録費(振込):5,000円
当日登録費(当日):7,000円
※事前登録優先、参加費は振込をもちまして完了

講習会認定単位　※申請中
*平成30年度日本医師会生涯教育講座認定
*日病薬病院薬学認定薬剤師制度(V-2[疾病・薬物療法]
*日本薬剤師研修センター
*日病薬・広島県病院薬剤師会生涯研修認定制度
*日本病院薬剤師会・がん薬物療法認定薬剤師講習会受講証
*日本臨床腫瘍薬学会外来がん治療認定薬剤師認定
*日本看護協会認定看護師更新時ポイント対象

【主催】公益財団法人広島がんセミナー
【共催】公益社団法人広島県薬剤師会、一般社団法人広島県病院薬剤師会
【後援】広島県、広島市、一般社団法人広島県医師会、一般社団法人広島市医師会、公益社団法人広島県看護協会、広島県訪問看護ステーション協議会、中国新聞社

広島県薬剤師会誌　№278　2018 Vol.43 No.6（平成30年11月1日発行）

定価300円

発　行：〒732-0057　広島市東区二葉の里3丁目2番1号
電話(082)262-8931㈹　FAX(082)567-6066
ホームページ　http://www.hiroyaku.or.jp

印　刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR

VEGETABLE OIL INK
この印刷物は、環境に配慮した
植物油インクを使用しています。